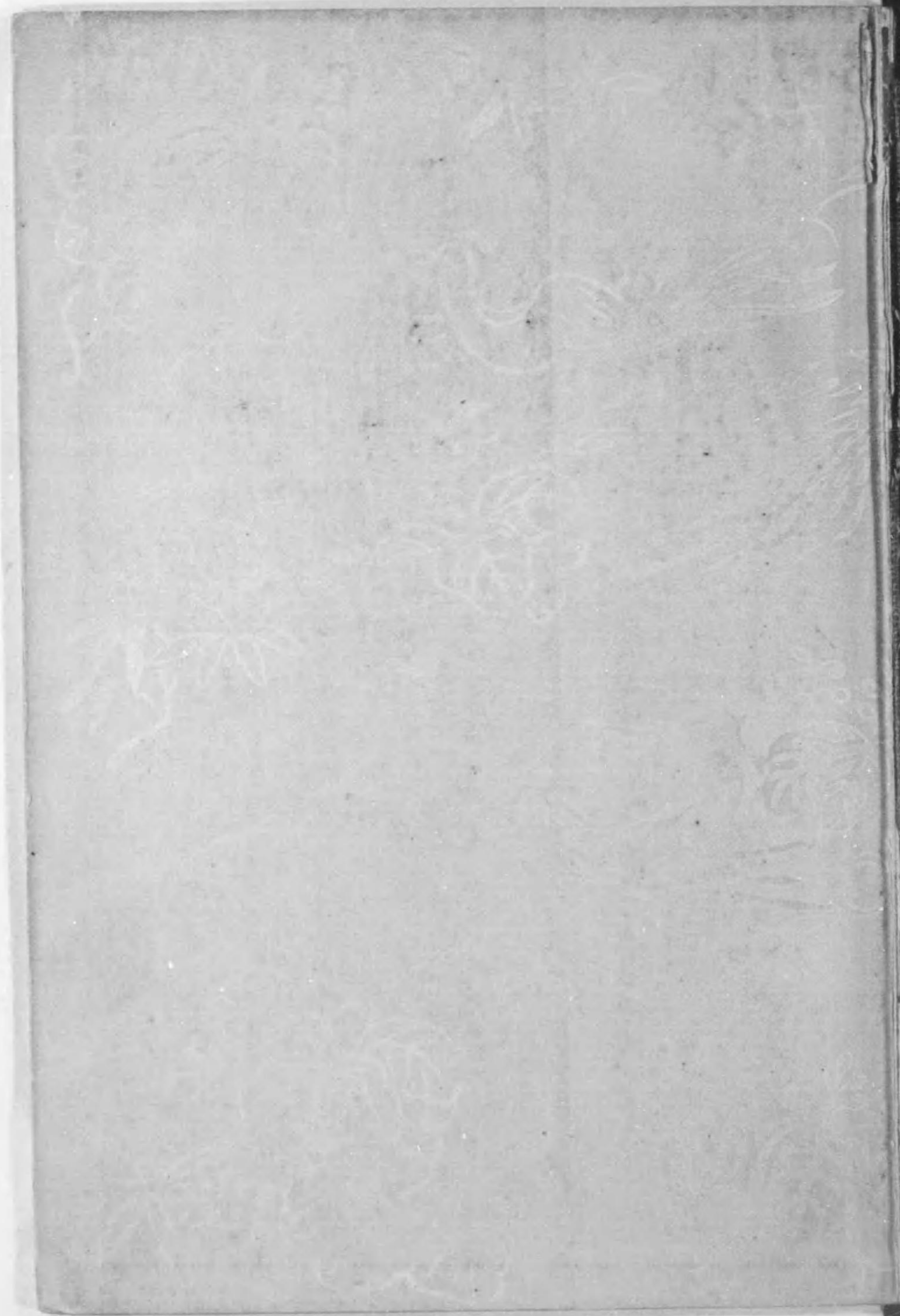


349  
278



始



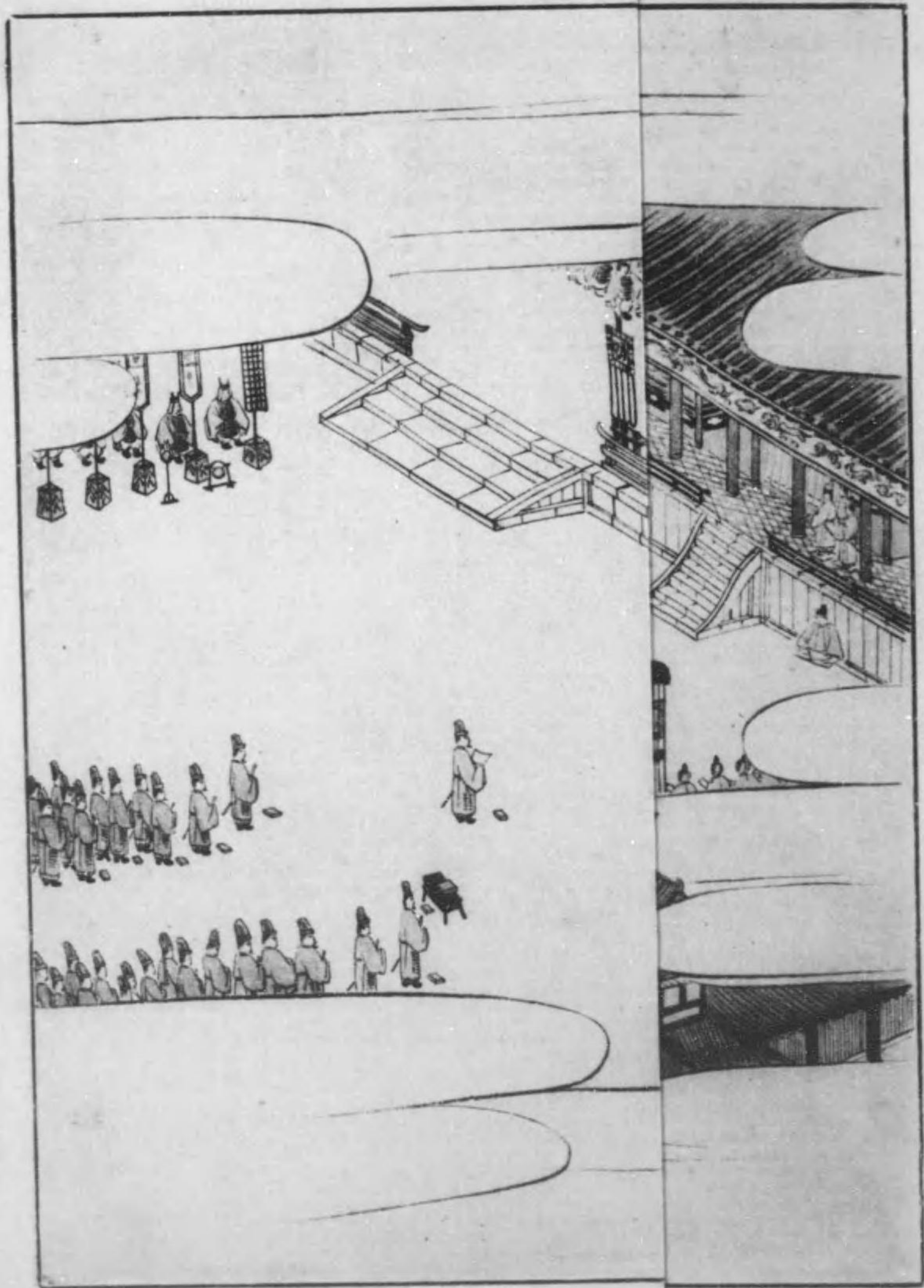


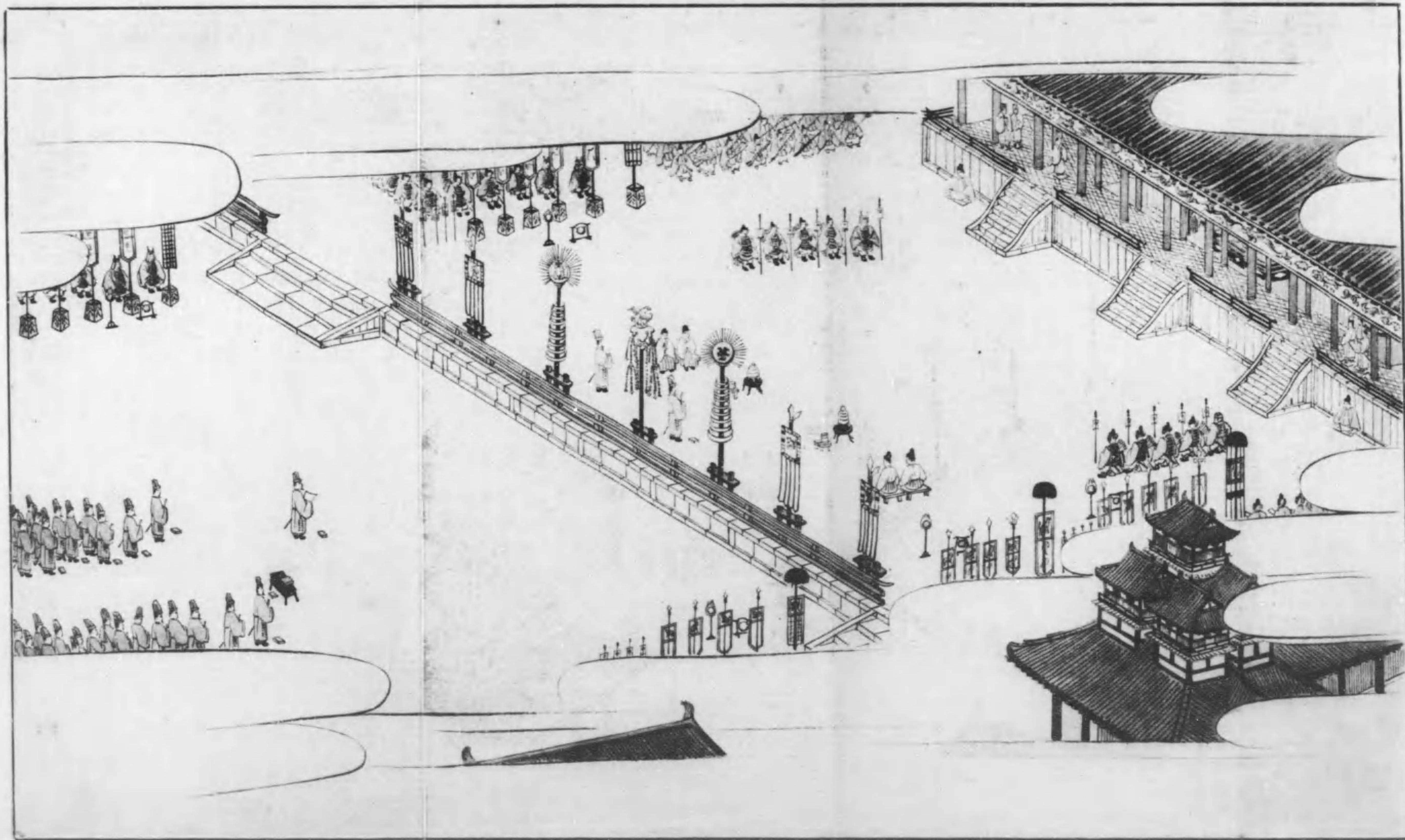
文學博士三浦周行著

即位禮と大嘗祭

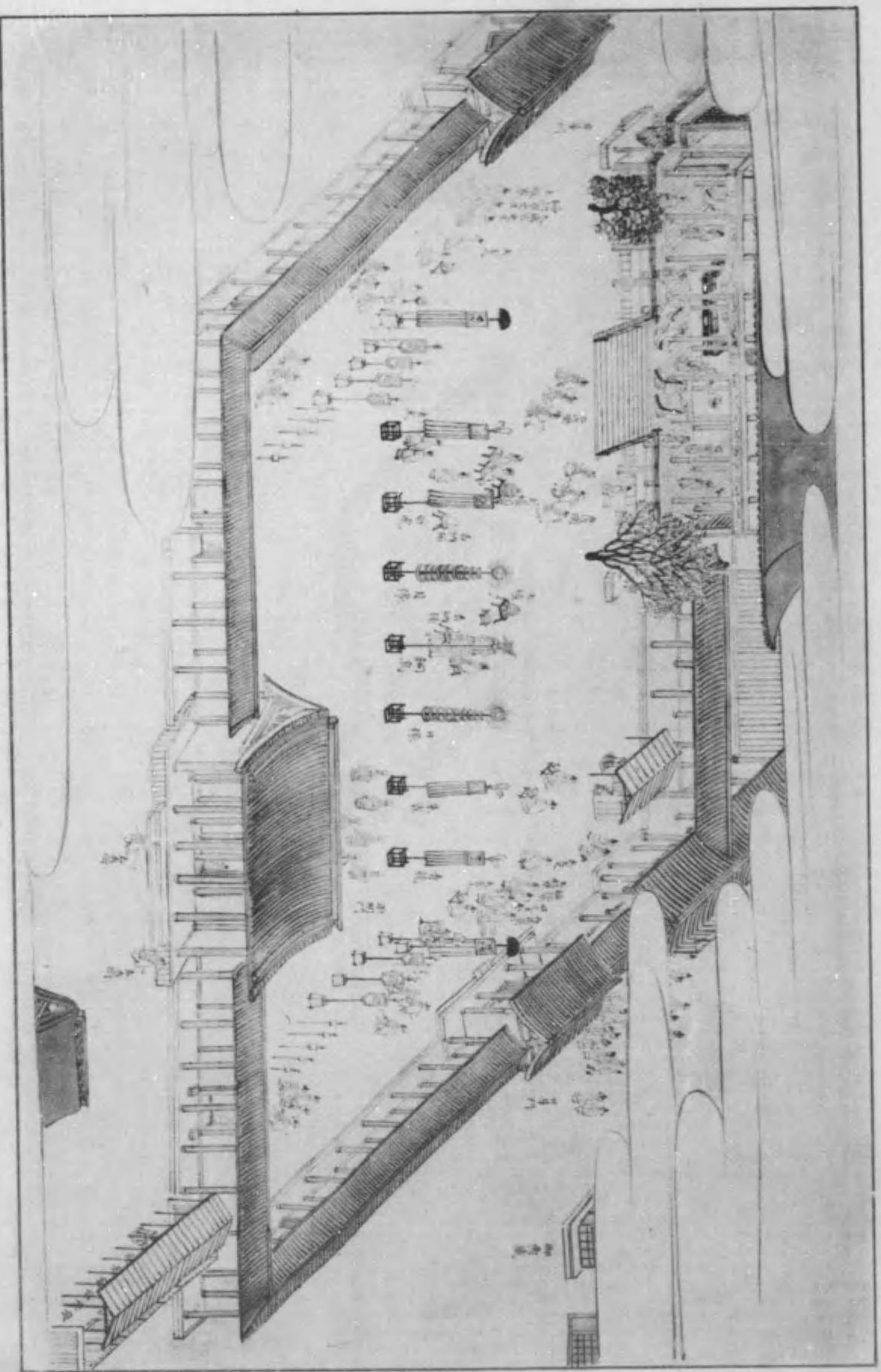
京都府教育會發行

大正  
3. 4. 11  
日

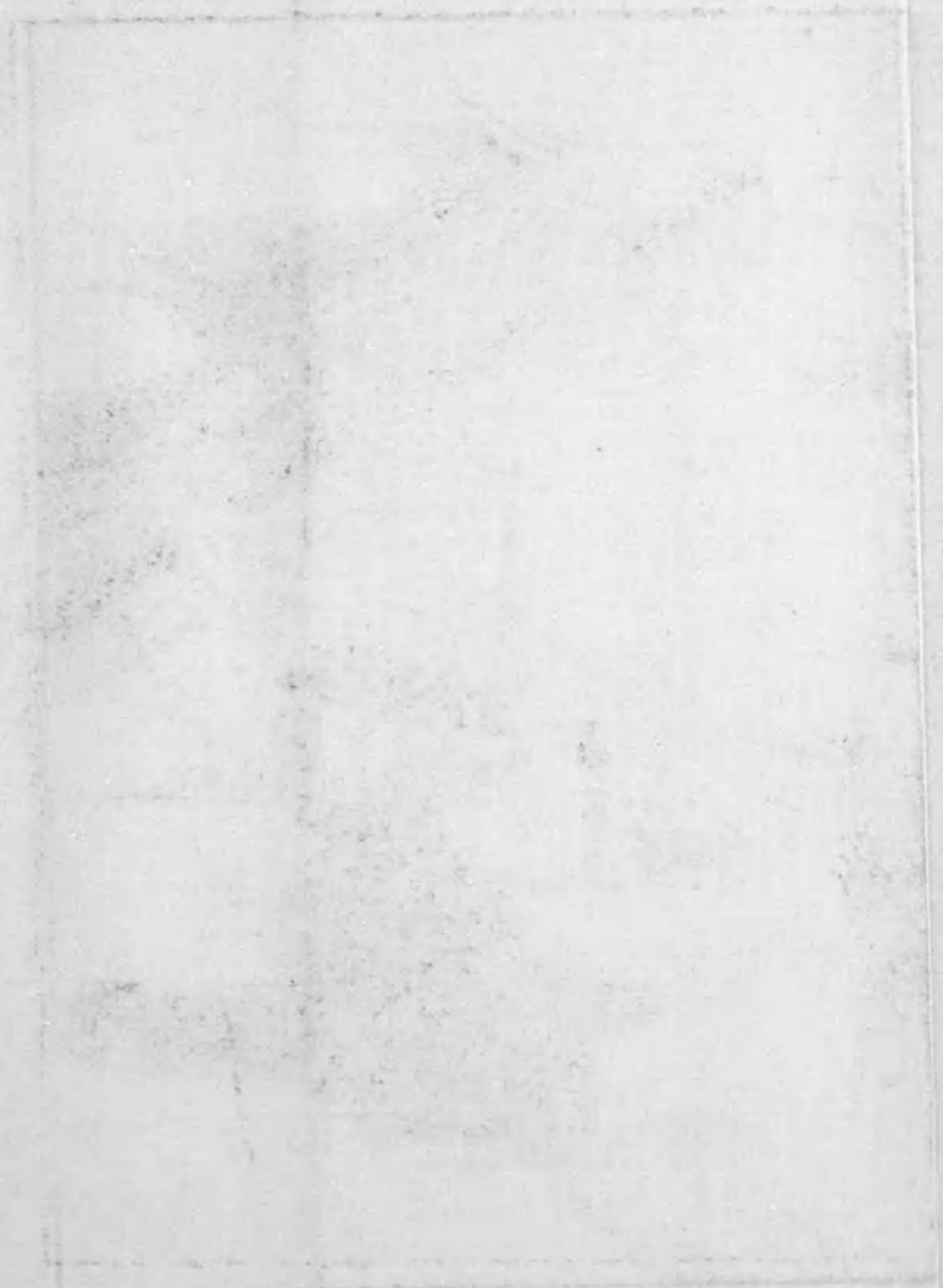


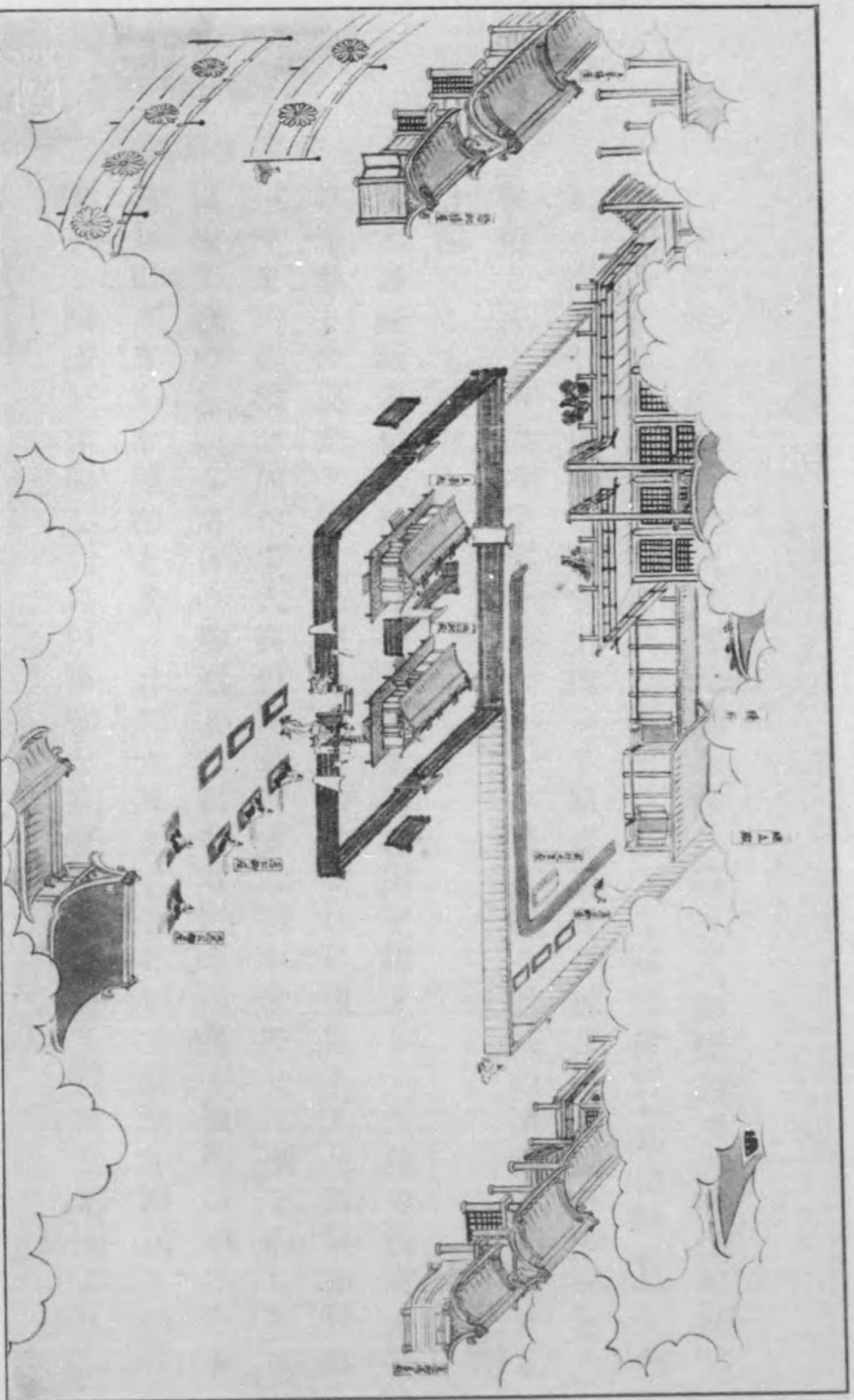


大 極 殿 卽 位 禮 圖



近世即位禮圖





近世大管祭圖

## 小 引

昨年四月、余京都府教育會の總集會に臨んで、即位禮と大嘗祭の題下に一場の講演をなせり。其の筆記は載せて同會發行『京都教育』にあり。同年十二月下旬、同會主催の冬期講習會に於て、更に前日の趣旨を敷衍して十時間の講演をなせり。本書は即ち當時の講演筆記を修正増補せるものなり。

本書編纂の初、余は登極令を經とし、古例を緯として、大典の制度と其の淵源との梗概を説き、出來得べくんば、これに關係ある凡百の事物に一々史的解説を加へて、大典の深長なる意義を發揮せん事を期したり。爾來公務の忽劇と期日の切迫との爲め推敲の遑なく、豫期の半ばをも達し得ざりしを遺憾とす。ただ大典を中心として皇室と國民との特殊なる關係を詳明し、大典の事物を觀察するに、廣き歴史の見地よりし



て、所謂故實家の顰に倣ふを避け、又儀式の次第を細敘する間に、史上の逸話等を點綴して、大典の側面觀に資せるが如き、聊か意を用ゐしとこゝろなり。登極令の全文及び其の附式(第一編踐祚の式を除き)を編末に附收せるは、本文との参照に便せんとするものなるも、即位の禮及び大嘗祭前後の儀式は、これに譲りて節略せるもの多し。されど大典の細目は、本令と附式との明文のみにては窺知し難きもの尠からず。先きに講述の際は、餘儀なくこれに該當する古例を説き、若しくは私見を述べて補説する所ありしが、其の後逐次發表せられしものを見るに、偶中れるもあれば、又然らざるもあり。而かも大典の前儀は現に進行中にして、其の施行細目の如き、當局尙ほ定議を缺くものありといへば、姑く當時の筆記を存して、一々に補正せず。其の後の新事實はこれを摘録して、本文の下に註し、又其の末尾に追記せり。而して全編の説明は初より平易を宗とせるを以て、事の考證に互れるものの如きは、力めて其

の詳説を避けたり。

本書の編纂に際して、京都文科大學助手高橋萬次郎氏は、屢筆記の勞を執られたり。書中挿入の圖版につきても亦同氏を煩せること多し。又同大學助手島田貞彦氏は、其の家藏に係る近世大典の見取圖を示して参考に資せられ、就中圓山應瑞筆仁孝天皇御即位圖の下繪は、本書の口繪近世即位禮圖の底本となすことを得たり。此に特記して謝意を表す。

大正三年三月

京都文科大學國史研究室に於て

三 浦 周 行 識

君が世はかぎりもあらじながはまの眞砂の数はよみつくすとも、  
 これは仁和(光孝天皇)の御への伊勢の國のうた、  
 (古今和歌集)

# 即位禮と大嘗祭目次

## 第一 總説

### 一 緒言

大典に關する智識の要求……大典記事の二傾向……其の得失……敘述の順序……古例の變遷……有職故實と祕傳……大嘗會便蒙の絶板

一七

### 二 君民關係から觀た大典の意義

御一代一度の御大禮……特殊なる君民關係……ミカド即ち國家……君民の接近……萬世一系の皇統……君民同祖の觀念……大典の基礎的觀念……皇室の特長と國民の美風との一幅の縮圖……外國使節の參列

七九

### 三 大典の起源沿革

歴史的背景……大典の名稱……太祖即位の禮……踐祚と即位との別……大嘗祭の起源……悠紀玉基の語……即位と大嘗との別……大典と支那制度の影響……即位禮は大儀……大嘗祭は大祀……散齋と致齋……天神壽

一九

詞の存廢……後世の興廢……大嘗祭の唐風混入……即位例の延引……大嘗祭の廢絶……其の再興

四 大典に關する制度……………三—五

大典制度の淵源……大寶令……貞觀儀式……延喜式……西宮記……北山抄……江家次第……皇室典範……登極令

第二 大典前儀……………三—九

五 大典舉行地……………三—四

明治天皇と京都……桓武天皇遷都の效果……明治天皇の歴史御尊重……人心一新の深慮

六 大禮使の設置……………四—五

大禮使……昔の御即位の準備……行事所……奉行……擬侍從定……女官……昔の大嘗祭の準備……檢校行事定……齋場所

七 大典期日の勅定と奉告……………四—六

大典の期日……登極令と古例との相違……期日の決定……御即位日時定の古例……期日の奉告……奉幣……三種の神器……後世の沿革……賢所

八 齋田の點定及び拔穂……………四—七

悠紀主基地方の勅定……昔の悠紀主基國……齋田の點定……國郡卜定の古例……太占と鹿骨波々迦……卜部氏と龜卜……其の方法……齋田の拔穂……其の古例……大嘗祭調度調進國の古例……三河の神服部氏……阿波の忌部氏

九 京都市幸……………五—九

宮城出御……京都著御……神器と即位……壽永の例……南朝正統論の根據

第三 即位の禮……………六—四

十 賢所・皇靈殿・神殿奉告……………六—六

皇靈殿神殿の奉告……賢所大前の儀……寺院誦經の古例

十一 紫宸殿の裝飾……………六—三

歴代の皇居……大内裏……大極殿……内裏……紫宸殿……其の南庭……  
 即位禮式場の沿革……大極殿の正式……豐樂殿の例……紫宸殿の例……  
 太政官廳の例……紫宸殿と定る……大極殿の唐制模倣……里内裏……今  
 の皇居……織田信長の造營……寛政の造營……大極殿時代の禮儀服飾……  
 ……立禮……三種の服制……其の變遷……天皇の禮服と帛衣黃櫨染衣……  
 禮服御覽の古例……後三條天皇と應神天皇の御冠……登極令の服制……  
 即位禮式の場……其の裝飾……繡帽額……高御座……皇后の御座……軒  
 廊の裝飾……南庭の鋪設……旛旗の由來……近世の即位禮の鋪設……古  
 今の對照……萬歳旗の筆者……内外辨帳其の他の鋪設の古例

十二

即位次第

諸員列立……其の古例……參列諸員の參進……天皇登壇……皇后登壇……  
 ……其の古例……御即位灌頂……宸儀初て見るる古例……登極令の規定……  
 ……燒香の古例……勅語を賜ふ……其の古例……宣命の大意……内閣總理  
 大臣壽詞を奏す……萬歳を唱和す……其の古例……莊嚴の儀式……其の  
 拜觀

十三

即位禮一日後の賢所御神樂

賢所御神樂……神宮諸社奉幣宇佐使山陵使發遣の古例

第四 大嘗祭

十四 大嘗祭一日前の鎮魂

鎮魂の式……其の古例

十五

神宮皇靈殿神靈竝官國幣社勅使發遣

神宮皇靈殿神靈竝官國幣社勅使發遣

十六

大嘗祭當日神宮皇靈殿神靈奉幣竝賢所大御

饌供進

神宮皇靈殿神靈奉幣……賢所大御饌供進

十七

大嘗祭と潔齋

潔齋の必要……御禊の古例……荒見河の祓……佛事僧侶忌避の古例……  
 忠通の佛事に對する頼長の非難……貞享四年の實例……堯恕法親王の御  
 批評

十八

大嘗宮の裝飾

大嘗宮の位置……悠紀主基兩殿の祭神……従来の諸説……其の批評……  
兩殿の構造……迴立殿の構造……膳屋の構造……大嘗宮南庭の鋪設

十九

大嘗祭次第……………二六—二九

大嘗宮門の警衛……伴佐伯の由緒……佐伯部は蝦夷……頓宮著御……  
小忌衣と日蔭蔓……神座の奉安……標山

二十

悠紀殿竝主基殿の供饌……………二九—二六

迴立殿渡御……庭積の机代物……悠紀殿進御……其の古例……皇后帳殿  
著御……國栖の古風と風俗歌……國栖の由緒……風俗歌の性質……語部  
の古詞と準人の吹聲歌舞……皇后迴立殿還御……神饌行立次第……御親  
供……主基殿進御……殿上潤酔の古例……古例との比較……習禮……大  
典の時刻……天皇の尊嚴……雨儀

第五

大典後儀

……………二七—二七

二十一

大饗第一日……………二八—三〇

今の太饗と昔の節會……昔の解齋……悠紀節會と主基節會……豊明節會  
……大饗の式場……豊樂殿の裝飾……兩陛下出御……勅語を賜ふ……辰

日節會の古例……中臣壽詞……白酒黒酒を供す……悠紀主基兩地方獻物  
色目奏……久米舞を奏す……吉志舞の古例……悠紀主基兩地方風俗舞……  
大歌及五節舞……帳臺の試御前の試の古例……挿華を供す……兩陛下  
入御……賜祿の古例……所在地の賜饌……辰巳兩日節會の比較……清暑  
堂御神樂の古例……豊明節會の古例

二十二

大饗第二日及夜宴……………三〇—三三

第二日の大饗……萬歲樂と太平樂

二十三

神宮神武天皇竝前帝御四代山陵親謁……………三一—三三

神宮神武天皇竝前帝山陵親謁

二十四

東京還幸、賢所還御、同御神樂、皇靈殿、神殿親  
謁……………三三—三三

東京還幸……賢所御神樂……皇靈殿神殿親謁……解齋の大祓の古例……  
大神寶使八十島使の古例

二十五

大典に関する賑恤と經費……………三三—三三

賑恤……經費

第六 大典の今昔

二十六 古例と時勢

大典の骨子……古例の變更……貞享大嘗祭と堯忍法親王の御非難……令と儀式……西宮記……北山抄……江家次第……寛永有職……山名宗全の先例觀……例の字を時の字に代へよ……大極殿の比喩……例と云は其時が例也……正親町實連の説

二十七 大典の特色

過去現在將來に互る深重の意義……即位式と戴冠式……御歴代の御謙徳……庶民の熱誠……織田信長の放言……信秀の勤王……庶民の拜觀……古先皇の聖慮……即位禮大嘗祭の特色

二十八 結語

國民の覺悟……記念事業の種類……大典と民間風俗……最近の勅語……大典日割豫定

附録

登極令

大極殿即位禮圖……………口繪

近世即位禮圖……………口繪

近世大嘗祭圖……………口繪

裝束圖……………口繪

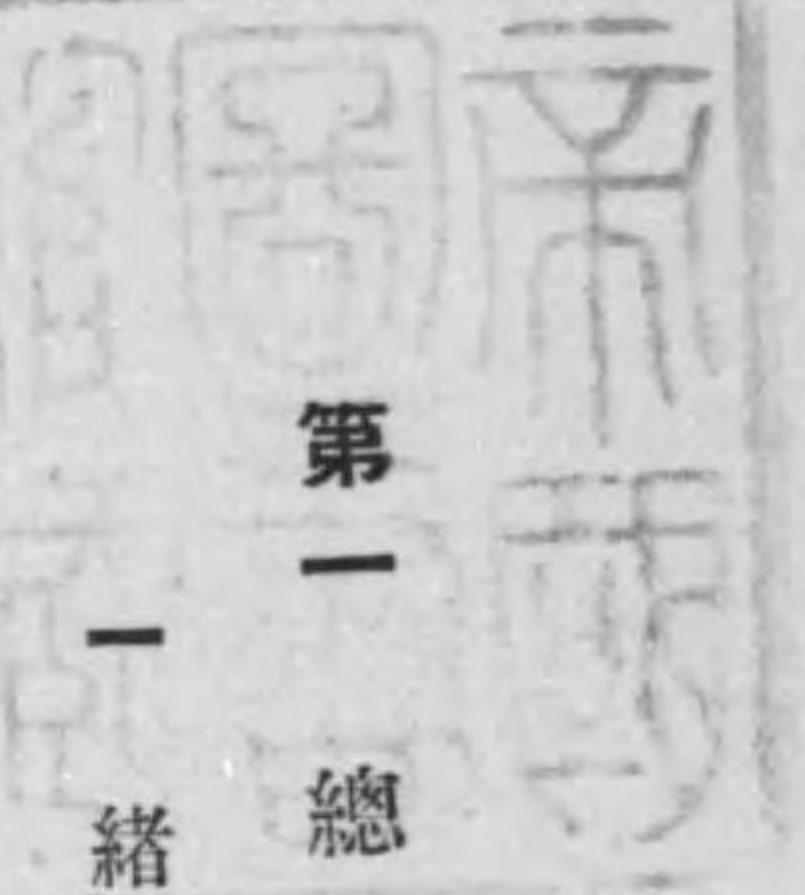
禮服圖……………口繪

供御圖……………口繪

目次終

即位禮と大嘗祭

文學博士 三浦周行 著



第一總說

一 緒言

大典に關する智識の要求

天皇御一代一度の大儀であり、大祀であるところの御即位の禮及び大嘗祭の期日は、段々と近づいて參つて、朝野共、種々の準備に忙しく、日の新聞や雜誌の上にも、其の記事が多く見え、寄るとさはると御大典談の出でぬ事はない有様である。斯様に國民の注意がこれに向いて來ると共に、御大典の内容について、稍詳しく智識を得たいとの要求が一般に起つて來たのは、寔に自然の勢といはねばならぬ。殊に教育家

第一 總說 一 緒言

の如きは、我國體や君民の關係を説明するに、此の御大典は無二の教材であるから、一般に知られた事實よりも一層進んだ解説を得て、講話の資料に供するの必要があらう。

されば此の頃は新聞雜誌などに、これに關して稍纏つた記事が多く見受けられるやうになつた。逐ては單行書の出版も相次いで現はれることであらう。既に公けにせられたものだけについて見るに、凡そ二つの傾向があるやうである。一つは昔の御大典を主として、現行の規定を従としたもので、一つは専ら現行の制度を説いて、それに古例の一斑を書き添へたものである。

若し専門的にいへば、以上は二つながら共に緊要の事に相違ない。さりながら一般の讀者に取つては、何れも完全なる敘述方法と認めるに躊躇する。何故かなれば、御即位の御大禮と大嘗祭とは、登極令に大體の規定が載つて居る上に、實施の細則さへ其の附式に詳しく記され

大典記事  
の二傾向

其の得失

て居り、今回の如きも、専らこれに據られて御舉行相成る次第であつて、其の中には随分古例に相違した點もある。然れば、今更それ等に見えもせず、且つ時代の相違から今日行はれもせぬ舊式な事共を、左迄詳しく述べ立てて見たとて詮のない話である。さればと申して、御大典に關する現行規定が、歴史事實に基づくことの多きは争はれぬ。先づ御大典御舉行の式場から始めて、其の鋪設裝束調度などの登極令に見えて居るものは、殆んど皆歴史的名辭であつて、一般の人々には説明がなくては諒解し得られぬものが多い。加之制度の精神其の者の如きも、歴史的事實に淵源して居るから、これを措いて、其の眞意義を會得することは、全く不可能といはねばならぬ。然れば御大典の説明に於て、登極令と古例とは、さながら車の兩輪の如きものである。何れを主とし、何れを従とするといふ譯には行かぬ。要は取捨按排の當否如何に在ることと思ふ。



余は今、本書を起稿するに當つて、教育家其他一般國民に必要な御大典の知識は如何なる程度のもので、これを供給するに最善の方法は如何にしたものかを考慮したが、其の結果、下の如き順序を以て敘述するを適當と信じたのである。第一、我國古來の君民關係は實に國體の精華であつて、光輝ある國史の成跡は、一にこれに基づいて居る。御大典の眞の意義も、亦此の君臣關係に依つて徴するの外はない。故に本書も出發點として、先づ其の概説に筆を染める。次に御大典の由來は所謂神代の神話にあること、各時代に幾多の變遷があつて、其の間には永らく廢絶したことさへあることなどを概括的に總敘し、最後に古來御大典の規定を載せた各種の制度を列擧して、登極令の制定で結び、以上を以て總説とする。御大典の説明はこれを大典前儀、即位の禮、大嘗祭、大典後儀の四編に分けて、登極令の順序に據り、章を逐うて、御即位の禮と大嘗祭との次第を講述しつつ、毎項其の前後に、適宜これに關係

ある古例を按排する。これ讀者が古今に出入し、彼是参照して、御大典に關する適當なる概念を得、印象を強くすることを望んだものに外ならぬ。次に結論として、登極令と古例との關係を述べ、御大典の全體から觀、又御即位の禮と大嘗祭との二つから觀て、如何なる特徴がそれぞれに存するかを考究し、最後に此の御大典について、教育家其他一般國民に必要な用意と覺悟とを論じて筆を擱かうとするのである。さて一口に古例と申しても、一々についていへば、昔から餘程の變遷がある。貞觀、延喜の朝廷の御盛時の制度は、到底其の儘後世に行はれぬから、段々修正もし省略もせられる事となつた。一體、是等の朝儀は、昔から、有職故實の方で取扱つたものである。有職とは、もとは有識と書いて、典禮儀式に限らず、政治法制等、何事にも明るいことをいひ、斯る人々を、後までも、有識とも又識者とも申したのである。江家次第の著者大江匡房の如きは、治體に明らかな人であつたが、又戰術に迄も通じ

有職故實  
と祕傳

て居つて、源義家にそれを授けたといふ有名な逸話がある。然るに、朝廷の政治が攝籙家に歸すると共に、恒例臨時の朝儀は、單に形式的のものとなり、加ふるに、朝臣の家業が世襲となつてから、種々の祕傳口訣が出来て一家家禮の間に祕密を保たれ、容易に他人に知らせやうとせぬ例へば服飾の如きも、後には、高倉山科兩家の世業となつたものの、公卿の家々でも、それぞれ自己流儀を出して居るから、一流に精通して居る人でも、他流には不案内であつた。されば朝廷の節會には、其の習禮の時でさへ、當事者以外の他の公卿を入らせまいとした。況んや朝廷の事を、下様に公にするは恐多いとする觀念が、上下に行渡つて居たから、一般に知らせる事は、尙更至難であつた。櫻町天皇の元文三年に行はれた大嘗祭を、荷田在滿が初學者に分り易きやう、大嘗會便蒙といふ本に書き綴つて、翌四年に出版した所が、雲上の大切の御儀式を世間にはににしたのは、輕忽であるとの廉で、其の書は絶板せられ、當人は閉門

大嘗會便  
蒙の絶板

に處せられたことがある。従つて、それ等の儀式も、細かな點になると、記録に乏しく、縦し一々の場合を知り得ても、今日は其の何れを御採用になるか、但しは別に新規な御規定を設けられるか、分り兼ねる。されば此に引く古例についても、餘り立入つた點には、涉らぬ積である。而して其の方針は、昔の制度としては、令や儀式の規定を基礎とするが、實例としては、大極殿よりも、寧ろ登極令に御採用になつて居る近世の宸殿時代のそれを多く引用することとした。但し登極令に見えると見えぬとを問はず、御大典の意義精神を徵すべき事實に向つては、此の際成るべく煩を厭はずして説明する事とする。これ御大典の次第を書き立てるばかりが本書の目的でないからである。

## 二 君民關係から觀た大典の意義

今上天皇陛下御踐祚に次いで行はせらるべき御即位の大禮及び大

度の御大  
禮

即位禮と大嘗祭

八

嘗祭は、登極令第四條に、秋冬の間に於て、これを行ふと見えて居るが、既に大禮使も置かれて、著々其の準備を整へられ、來る十一月中、御舉行の事に御内定に相成つたといふことを、仄に承つて居る。(二月十七日、即位の禮は十一月十日に、大嘗祭は同十三日に御治定公示せられた申すまでもなく、此の御即位の禮と大嘗祭とは、啻に陛下御一代一度の晴れの御大禮であらせられるばかりでなく、國民に取つても、亦此の上もななく目出たき御大典である。

世界に國は多くあるが、我日本程、皇室と臣民との關係の、心から親密なる國はあるまい。古くは、國家と書いて、ミカドと訓ませて居つた程であつて、天皇即ち國家である。斯く申すと、近來喧しい憲法上の爭議について、一方の肩を持つやうにも聞え、さては佛蘭西のルイ十四世の、有名なる「朕は國家なり」との豪語を思ひ浮べる人もないとも限らぬが、それは近頃迷惑な話である。御歴代の天皇が、深く臣民を惠み慈しむ

特殊なる  
君民關係

ミカド即  
ち國家

給ひ、常に其の利害休戚について御軫念あられる事、申すも恐れ多い程で、既に仁徳天皇の如きも、天の君を立つるは民を以て本とすと仰せられて居る。武家時代には、幕府の政策上、力めて君民の間を疎隔したから、表面國民一般の尊皇心は、稍薄らいで來たかと思はれ、殊に戰國時代と申せば、我國史の暗黒時代であつて、皇室も御衰微を極めさせられ、其の時代の天皇におかせられては、御踐祚の後、十年も二十年も御即位の禮を行はせられず、大嘗祭の如きは、全く御舉行になる事が出来なかつた位、御經濟向の御不自由にあらせられた時代であつたにも拘らず、天災地變等の爲めに、人民の困弊を來した場合などには、必ず伊勢神宮を始めとして、諸社寺等に仰せられて、災厄を祈禳せしめられて居る。それについては、當時の慣例として、相當御經費を要せられたことであるのに、決して御厭ひのなかつた事は、思ひ出すだに涙の種であつて、追は一天萬乗の聖徳を備へさせ給ふに依る儀と仰ぎ奉る次第である。さ

れば、社會の秩序は紊亂して、殺伐なる腕力主義の世の中であつたにも似ず、尊皇心が次第に諸大名や一般人民の間に勃興して、獻芹の誠を輸さんと希ふものが益多くなつて參つた。此の機運に乗じて、其の志を遂げ、遂には天下の騷亂を鎮定して、統一の大業を全うし、若しくは全うせんとした織田信長、豊臣秀吉、徳川家康等は、皆熱誠なる尊皇家であつて、或は見る影もなき御所を造營して、其の御壯觀を復し、或は有るか無きかの御領の御増殖を圖つて、皇室御經濟を豊かにし奉つたものである。

されば、天皇即ち國家との觀念は、日本に於ては、寧ろ被治者の地位に居る臣民の思想である。萬葉集に見えた大伴家持の「海行かばみづくかばね、山行かば草むすかばね、大君のへにこそ死なめ、かへりみはせじ」の歌には、此君國一致の趣が、歴々と現はれて居る。然るに、大臣大連や攝籙家たる藤原氏が、皇室を我物顔に振舞つたり、幕府が朝廷を壓迫し

君民の接近

て、人民との間を疎隔した爲めに、君民間に一大障壁が築かれて仕舞つた。「大君のへにこそ死なめ」との思想は、所謂馬前の討死と語を變へるを餘儀なくせられたのである。此の人爲的障壁を破つて、皇室を専横なる權臣の手から離し奉り、一般人民が直接に天日を仰ぐことの出来るやうにしやうとの運動が、日本の歴史では何時も改革の動機となつて居る。古くは大化の改新にしても、近くは明治の維新にしても、此の點に於て、互に共通一致を見出す事が出来る。承久の亂、建武の中興は、時の上皇や天皇の御思召から出で、且つ失敗に終つた點が相違して居るとは申しながら、亦大體同一の精神から出でて居つた。戰國時代に、尊皇心の勃興して來た一つの理由も、亦君民間の障壁を以て任じた幕府が、討伐を用ゐずして、自然に衰亡に瀕して、皇室の御持みとならなかつた爲めに、諸大名や人民共が、恐多くも綸旨を承る事が出來て、君民の關係、頓に親密を加へたことに歸し得るのである。

さて斯様に、我國に於て、美なる君民の關係が成立つて居るといふのは、單に仁政とか、聖徳とかに依るだけかと申すに、決して然うでない。昔から今に至るまで、仁政は、世界何れの邦國にも行はれ、君徳も、亦各國の君主の備へられることであらうが、我國には、諸外國の、今から眞似やうとしても、絶體にこれを許さぬ事情がある。それは何かと申せば、皇室が、我國民の要素たる大和民族の祖先の代から、同族の君とし戴いて居ることであつて、爾來上下三千載の久しき歴史を閲する中に、國內には、未だ一たびも革命の起つたことはなく、又外國の侵略をも被らず、偶外難があつても、舉國一致これを撃退して、金甌無缺の國體を傷けた例がない。是に於て、萬世一系の皇統といふ世界に比類のない一種の奇跡が實現せられて居るのである。若し一々の皇系について申したならば、何天皇の皇統は、何天皇に至つて盡き給うたとも言ひ得る。又鎌倉時代の大覺寺持明院兩皇統の御分立から、引續いて南北朝の御争ひ

のあつたことも事實であるが、これを大局から申せば、皆天照大神の御神孫、神武天皇の御後裔と申上げることが出来る。支那や西洋では、帝王と申しても、皆もと臣民の成上りで、一般臣民と同じやうに、それぞれ姓を持つて居るから、支那の如きは、王朝の興廢存亡を革命易姓と申して居る。然るに、日本の皇室には、もとより此の姓と申すものがない。これは、支那人の思想では、如何にしても解し兼ねることと見えて、日本の天皇は、姓阿毎などと書いたものもあるが、日本人でも、漢學や佛教をのみ知つて、國史に通ぜぬものには、合點が行きかねたか、室町時代の了庵大慈といふ名僧は、日本の天子は悉く一姓同宗か、それとも他姓で天子に昇られることがあるかと、時の有識三條西實隆に質問して居る。併し支那でも、事の真相を聞いては、遠に羨しく思つたと見えて、釋齋然が入宋して、太宗に謁見を遂げた時、太宗は、我皇室の御系圖の事を尋ねて、一系の皇統の永く皇位を御傳へになつて居ると聞いて、君臣共に讚

嘆したといはれて居るのである。

然るに一方、臣下にも、祖先以來、連綿として血統を傳へて居る舊家が段々ある。天兒屋根命の後裔と稱する藤原氏の如きは、代々朝廷の要路に當つて、其の子孫は、現に華族になつて居るではないか。尤も若し一々について、嚴密に系圖調をして見たならば、必ずしも同一血統の續かぬものもあらうし、又祖先が、外國から歸化したものもあらう。而かも、其の祖先を尊ぶ心、系統を重んずる念に於ては、少しも變りなく、外國の歸化民及び其の子孫さへ、皇化に浴して、大和民族に同化せられた後は、國家に功勞のあつた忠臣や、愛國家を其の家から輩出して居る。永い間に系圖を失つて、其の祖先の何人であるかが知れなくなつた人々でも、國民共通の祖先を尊崇して、忠良の臣民たらんと心懸けぬものはない。即ち我國の家族制は、時代の變遷に伴つて、血統を重んずる事から、系統を重んずるやうになり、又一家の祖先を崇敬する事から、國民的

君民同祖  
の觀念

地方的に、共通の祖先を崇敬するといふ風に、狹義から廣義に、私的から公的に移り行いたものである。されば、廣き意味に於ては、君民同祖といふ事もいひ得ぬではない。時代に依つて、皇威にも隆替はあり、尊皇心にも盛衰はあつたとはいへ、今日の如き國運の隆盛を來したのは、全く聖明なる御歴代の稜威と、國民の祖先以來、不斷の努力とに依つた譯である。明治天皇の憲法發布の聖勅にも、

惟フニ我カ祖我カ宗ハ、臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ、公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。

と宣はせたるを始めとして、屢、御煥發に相成つた詔勅の中にも、此の事を繰返し、仰出されて居るのは、大御心の程、難有極みである。此の君民間の歴史的連鎖を精神的に固く強く結び附けて居るものは何で

あるかといへば、昔から一般に系統を重んずるといふこと、祖先を崇敬するといふ事、臣民の君主に對するは、外的に畏れ恐むといふことの外、一種親愛の情の、內的に深く潛んで居つて、事に觸れて抑へ切れぬこと等である。これが實に我皇室の世界に卓越せられる所以であつて、同時に又臣民の忠君愛國思想の世界に無比なる所以であらうと思はれる。

さて斯様な世界に誇るべき美風の中心は、何れにあるかといへば、我皇室にあらせられる事申すまでもない。然るに、遠からぬ中に御舉行になるべき御大典たる御即位の禮と大嘗祭との二つは、何事を意味するかといふに、先づ御即位の禮は、先帝崩御の後を承けさせ給うて、新帝が御踐祚に相成つた後、新に天日嗣を繼がせ給うた事を天下の臣民に示し給はんとして行はせられる御大禮である。故に此の御大禮に參列するものは、數限りあることではあるが、遍く一般臣民を對象とし給

## 大典の基礎的觀念

ふものであること申すまでもない。次に行はせられる大嘗祭は、此の御即位について、新帝が天祖天照大神を始め奉り、天神地祇に古例に依つて、當年の新穀を以て造られた御饌神酒、其の他の神饌を供し給ひ、新帝親らも、それを聞食すと共に、引續いて、百官群臣にも、大饗を賜はる儀式である。これ等の天神地祇中には、固とより皇室の御祖先もあらせられるが、又臣民の祖先の、國家に功勞のあつた廉で神社に祀られ、官幣若しくは國幣を享けつつあるものも、少しとせぬ。これ等は、其の數に限りはあつても、國民の共通の祖先の代表的なるものと申して、差支はない。大饗に御召となつて御宴に列する百官臣僚とても、亦自ら一般臣民の代表的なる意味をも含まれる事である。されば、これを皇室から申さば、萬世一系の皇統が、皇位の御繼承に依つて、彌益御繁榮に赴かせられる御門出とも申上ぐべき事で、此の上もなく目出たき御慶事であらせられると共に、此の御一代一度の御大典を行はせられる機會を

皇室の特長と國民の美風との一幅の縮圖

外國使節の參列

以て、過去に於ては、皇室の御祖先を始め奉り、一般臣民の祖先を御崇敬遊ばされ、又現在に於ては、一般臣民と共に樂み給ふ大御心を御表示遊ばされると申すが、即ち此の御大典の根本の御精神であつて、此の意味から申さば、今回の御舉式は、全く世界的國寶とも申上ぐべき皇室の御特長と、國民の美風との一幅の縮圖といつて然るべきものと存する。されば、此の御大典は、皇室の御慶事たるばかりでなく、國家的大禮である。國家的大禮たるばかりでなく、世界的意義を有する大典である。然るに、仄に其の筋の御内議を洩れ承はるに、今回は締盟列國に對して御請待狀を發せられる事は御見合に相成り、元首の御名代として、皇族御參列の事もあらせられず、單に本邦駐劄の各國大公使が、特別大使として參列するに止まるだらうとの事である。其の理由としては、既に明治天皇御大典御舉行の場合にも當時本邦駐劄の各國公使及び同館員等の參列に止まつたからといふのであるが、それに對しては、維新

草創の際と今日とを比較するは、穩當を缺くとの議論もあらうし、其の筋にも、種々の御事情もあらせられることではあらうが、我同盟國たる英國の戴冠式に、皇族殿下の御參列になつた事など思ひ浮べて、少くとも、同盟國の御名代宮を迎へ奉る事の出來ぬのは、何となく物足らぬ心地がする。それにつけても、國民たるものは、將來我叡聖文武なる今上陛下の御治下に、官民一致努力して、國力の増進を圖り、世界強國の實を擧げて、近く行はせらるべき御大典の深長なる意義を發揮する事に努めずばなるまい。

### 三 大典の起源沿革

御大典の細目について説明する前には、先づ其の起源沿革の大體を述べて、御大典の概念を與へるやうにするのが順序である。此の御大典は、古來自ら變遷もあるが、これを一般的に考へて、其古例に重きを置

歴史的背景



かれる點は共通である。これ御大典の性質上、然らざるを得ぬ。御大典の背景は、即ち歴史である。

さて此の御大典は、御即位の禮と大嘗祭との二つに分れ、又御即位は踐祚と分れ、大嘗祭は新嘗祭と分れる。踐祚と申すは、先帝の御讓位に依り、若くは崩御の後を承けて、新帝の皇位を御繼承に相成る事で、これをアマツヒツギシロシメスと申す。御即位とは新帝が踐祚の後、高御座に即き給うて、アマツヒツギを知食したまふことを百官人民に布告し給ふことで、其の御儀式を即位若しくは即位禮といふのである。大嘗は、もとオホニヘといつたのが、轉じてオホムベともいひ、後には一般に、字音でダイジヤウといひならはして居る。これは新帝御即位の初め、十一月に、新穀を以て御饌、御酒を造り、其の他の神饌と共に、天照大神及び天神地祇に捧げ給ひ、親らも聞食し給ふ御親祭であつて、其の後、毎年十一月に行はせ給ふのが、ニヒナメ即ち新嘗祭である。然るに、是等

## 大典の名稱

## 太祖即位の禮

の儀式が、斯様に別々に分れるやうになつたのは、後世の變遷で、古くは大嘗も新嘗も別に區別はなかつたものである。

御即位、大嘗祭の御儀式は、他の諸儀式と共に、時代を逐うて整頓を來したもので、上古草創の時代には、後世に比すれば簡朴でもあり、又自ら區々に流れて居つた。併し如何に上古でも、儀式となれば、自然と改つたものである。神武天皇の御即位の如きも、舊事紀に據ると、天、富、命が、忌部を率ゐて天璽の鏡劍を捧げて、正殿に安置し奉り、天、種、子、命が、天神、壽詞を奏し、宇摩志麻治、命が、内物部を率ゐて、矛楯を樹てて威儀を増し、道、臣、命が、來、目部を率ゐて宮門を護衛し、其の開閉を掌つたことが見え、四方の國に天位の貴さを觀せ、亦率土の民に朝廷の重きを示させられたと記されて居る。古語拾遺にも、略、同じ事を載せて、物部が矛楯を立て、大伴來目が仗を建てて門を開き、四方の國を朝して、天位の貴さを觀させたとあるは、全く、舊事紀と同文意である。舊事紀には、即位、朝賀等、

竝に此の時から起つたとあるが、此の事は、古事記にも、日本書紀にも見えて居らず、舊事紀は、元來疑はしい書物の事でもあり、且つ後世の追記も加つて居るやうであつて、悉くは従はれぬとはいへ、大體は正しい古傳説であるらしく、其の中には、所謂神代の古例に基かれたことも少からぬと思はれる。

上古にあつては、踐祚も即位も一つであつて、前帝の崩御後、御即位があるだけであつた。然るに、後になると、踐祚の後、更に改めて御即位の大禮を擧げさせられたのである。それは何時からの事かと申すに、天智天皇が齊明天皇の崩御後六年を過ぎて御即位になつて居るから、これを以て其の權輿とする説もある。併し此の六年の間は、天皇は、唯もとのまま皇太子で居らせられて、未だ大統を御繼ぎになつて居なかつたので、日本書紀には、七年正月に、皇太子、天皇の位に即き給ふと見えるから、踐祚と申す譯には、參らぬ。寧樂の都から始めて平安京に御遷都

踐祚と即位との別

大嘗祭の起源

になつた桓武天皇は、天應元年四月三日に、光仁天皇が位を御譲りになつた爲め、御踐祚遊ばされたが、同じ月の十五日に至つて、御即位の大禮を行はせられて居る。其の間、僅かに十二日の隔りがあり、且つ、當時は、未だ踐祚即位の名を以て、明確に區別をせられなかつたにもせよ、事實に於ては、桓武天皇こそ此の新例を御開きに相成つた最初の御方と申し上げて宜しからう。

次ぎに、大嘗祭は、これも神話に、早く天照大神が新嘗を行はせ給ふ事が見えて居る。我國民の祖先が、既に遊牧の時代を去つて、農業の時代に入つて居つた事は、神話の示す所である。此の時代に於ては、何れの國でも、穀物が最も重きを置かれて居つた。支那でも、古くは、禮記に、天子諸侯宗廟の祭は、四季に依つて其の名を異にして居つて、秋祭を嘗といつて居る。其の嘗といふ譯は、白虎通に、新穀熟而嘗之と見えて、大體新穀を以て祖神を祭るの精神に於ては、我新嘗と一致して居るのであ

る。我國でも、天照大神が、五穀を以て人民の食物とせられる爲め、御田を御作りになり、新宮にまして、新嘗を聞食したことが見える。これは大神が親ら聞食しただけであるやうに見えるから、荷田在滿の如きも、祭ではないと言つて居るが、實は親ら聞食すだけではなく、同時に、天神にも捧げて、御祭になつたものであることは、大嘗の本義と後世の實例とを以て推す事が出来る。皇孫瓊々杵尊が、都を筑紫の日向に奠め給うた時、悠紀主基の國を卜定になり、始めて、物部人等、酒造兒、酒波粉、走灰、焼薪採、相作、稻實公等の職を定められて、齋庭の稻を採つて、大嘗を行はせ給うたと、中臣壽詞に見える。これは、もとより確かでないが、其の起源の古い事は言ふまでもなからう。

悠紀主基  
の話

其の後、國史には、天武天皇の二年十二月に、大嘗に侍し奉つた中臣忌部神官人等及び播磨丹波二國の郡司以下人夫に悉く祿を賜はつた事が記される。播磨丹波は、即ち所謂悠紀主基の國である。播磨の古く

此の地方に充てられた事は、日本書紀清寧天皇二年十一月の條にも見えて居る。此の悠紀主基の國郡は、大嘗祭に神祇に捧げられ、天皇にも聞食される新穀を獻る爲めに、卜つて定められる地方で、其の語源については、日本書紀には、齋忌と書いて、ユキと訓ませ、次と書いてスキと訓ませてあるが、釋日本紀には、悠紀は湯貴で、湯に浴して齋忌する義、次は文字通り次であると説いて居る。別に悠紀は唯潔齋する義との説もある。(塵添壺囊抄五悠紀主基事)又日本紀私記には、悠紀とはイハヒキヨマハルの辭だとあるが、荷田在滿は大嘗會便蒙に、イツキといふ詞でもあらうかといつて居る。併し主基は、矢張悠紀に次いで、ものいみする意だとの説であるが、本居宣長は玉勝間に、日本書紀の主基を次と書いたは、借字であつて、實際悠紀主基は、全く少しの優劣もなき同一の事であつて見ると、次といふ謂れがないから、主基は禊の曾岐と同言で、濯といふことである。ソギとススギとは同じいものをつづめて、曾岐とも須岐

ともいつたもので、主基も悠紀と同じく濯ぎ清めることだと説いて居り、又度會光隆は日本諸手船で、悠紀由介は、宇介と同じく食の義で、悠紀主基同一意義だと申して居る。其の他にも彼是異説はあるが、要するに、我國では昔から神を祭るには、何よりも潔齋を大切に居る。其の祭祀の中でも、大嘗祭は最も手重い大祀の事であるから、取分け其の祭の中心たる新穀供進の國郡の潔齋を重んじた意味が、悠紀主基の語に含蓄されて居るとの説は有力であらうと思はれる。此の祭には、新穀を以て醸造した酒を神祇に供進して、天皇も聞食され、又御親祭が濟んでから、臣下にも賜はるのであるが、此の事も、日本書紀の仁徳天皇紀(四十年)に見えて居つて、矢張往古からの行事である。

即位と大嘗との間にも、元來後世の如き區別はなかつたやうである。日本書紀にも、初めの程は、御歴代只御即位の事が見えるばかりで、大嘗の事は記されぬ。清寧天皇に至つて、御即位の翌年に大嘗を行はられ

た事が見えて、それが御即位についての、大嘗かとも思はれるが、何分記録が確かでない。天智天皇は元年の正月に、御即位があつたが、古日本書紀に引いて居る日本決釋に、十一月大嘗祭を行はれたことを書いて、御一世一度の大嘗祭は、これから始まると見える。それについて、大日本史には、天皇は唐制に倣つて典禮を定めた御方であるから、唐に倣つて、御即位の禮を定められ、大嘗祭と別々のものとせられたので、これから後此の大禮が、分れて二つになつたものかも知れぬと書いて居る。兎も角も天智天皇から後は、大嘗・新嘗の二つが、國史に判然と區別を立て得るやうになつた。

我國と支那と交通が開けて、隋唐の制度が各方面に採用せられる事となつてからは、此の御大典についての制度も整頓して來た。其の影響を蒙つて、古禮の大に改まつた點もないではない。併し何様國家の大禮で、歴史も古い事であるから、先例古格の保存せられたものも亦少

即位禮は大儀

しとせぬ。弘仁の制度に、朝廷の御儀式を、大上・中下の等級に分たれて居るが、御即位の禮の大儀たる事言ふまでもない。此の禮は支那の制度に據られて、大に壯觀を加へたものの、持統天皇の四年正月に御即位の禮を行はせられた時には、神祇伯中臣大島が天神壽詞を讀み、次に忌部色夫知が神璽の鏡劍を上り、翌年十一月の大嘗の時には、中臣が亦天神壽詞を讀んだことが日本書紀に見える。業資王記承元五年七月二十三日の條に、大嘗會の日、中臣の壽詞を奏するは持統天皇の御時が初めとあるは、これを申したのである。されば古くは雙方共に壽詞を奏したものと見える。神祇令にも御即位の禮には、中臣が天神壽詞を奏し、忌部が神璽の鏡劍を上るといふ古例が、必要なる規定となつて居る。同令には、大嘗の名の下に新嘗をこめられて居るが、國家の祭祀を大・中・小の三級に分けてある中、大嘗祭は言ふ迄もなく、其の最重き大祀であつて、天皇御一世に一度行はれ、國司行事せよとあるから、悠紀・主基國司

大嘗祭は大祀

散齋と致齋

天神壽詞の存廢

が、専ら其の衝に當るべきである。これは仲冬即ち十一月の下卯日に行はれるのである。それには、潔齋が大切であるから、もとは、九・十一月の三箇月の潔齋をしたのであるが、後、一箇月に短縮せられて、十一月一杯を散齋とせられた。散齋の内は、諸司は、常の如く事務を取扱ふも、喪を吊つたり、病人を見舞つたり、肉を食つたり、死刑犯人を宣告し、刑の執行をなし、音樂をやり、又穢惡に觸れてはならぬとしてある。次に丑の日より卯の日までの三日間は、致齋といつて、祭事以外の諸事に關係する事を許されぬ。又此の祭について、天神・地祇に奉幣せられる大幣は、九月より十一月までの間に新調する規定になつて居る。貞觀儀式十卷の中、三卷までが、踐祚大嘗祭の儀であるのを見ても、其の如何に大切なる御儀式であるかを窺ひ知られやう。此の祭は、取別け昔から古式を尊重せられて居たので、御即位の禮程には、支那の影響を受けて居らぬ。面白いのは、中臣の奏する天神壽詞で、神祇令には、御即位の禮に

奏する事になつて居つて、令義解にも其の註釋があるが、令集解には、時行事大嘗祭之日奏壽詞と見えて、御即位の禮にはなく、大嘗祭の日に行はれることとなつたやうである。是等の朝儀の完備した貞觀儀式にも、御即位の時には全くなく、大嘗祭の辰、日節會に至つて、中臣の壽詞を奏する事が見える。これは御即位禮よりも、大嘗祭に於て奏した方が適當であるとの議論にも據つたであらうが、支那式の勝つた御即位の禮から省かれて、純日本式な大嘗祭に移されたといふは、大に意味のある事のやうに思はれるのである。

併し乍ら何事につけても、支那風の流行つて居た時代には、此の大嘗祭にも、新しい摸倣が混つて來たと見えて、平城天皇の大同三年には、勅があつて、大嘗會の雜樂伎人は、唐物を以て飾とするを禁じ給うたことがある。さうかと思つたと、此の御代にも千功の標が造られたり、八佾舞が舞れたりなどした。淳和天皇は大嘗祭について、元不好飾、唯事神態

後世の興廢

大嘗祭の唐風混入

耳との難有仰せがあつたが、仁明天皇は彼の有名な三善清行の意見封事にも見えて居る通り、餘程御華美好であらせられたやうで、此の時代には、神宴にも、始めて唐樂を用ゐられ、悠紀主基の二標の如きも、標山と申して標の上に日月、瑞雲、棚竹、麟鳳、神仙等の像を設け、樂標には、大象、象奴を作り、象の背に小臺を置いて、兩童子が障子を擎げ、障後に機を設けて、進んで踏む毎に、其の樂名を擧げる仕掛になつて居たといふから、全く今の山車のやうなものであつたらしい。後世に至るまで、悠紀主基兩國の標、山挿頭、花屏風等は、たとへば標山が崑崙山上といつたやうに、それぞれ、本文即ち出典を支那に採つたものである。兵範記、仁安三年九月一日の條、斯様に、事が大袈裟になると、費用の點から經濟狀態に依つては、實行が困難になつて來る。そこで鎌倉時代までは、御即位の大禮は、天皇の御踐祚後一箇月以内、早くは、仁明天皇の如く八日目に、若しくは二箇月、三箇月、長くて五箇月目に行はれ來つたものが、南北朝時代には

即位禮の延引

なると、北朝では何れも、一箇年以上三年も打過ぎてから行はれ、其の後、室町時代になると、後奈良天皇が十年、後柏原天皇が實に二十一年目に、漸く御大禮を擧げ給ふ事が出来た極端の例さへある。江戸時代は、遠に幕府から御世話申上げて、左様な失態を生ずるに至らなかつたが、併し御儀式は概ね形ばかりの略式に據らせられて居た。それでも御即位の大禮だけは如何な亂世とても全く行はれぬ例はなかつたが、大嘗祭になると、さうは行かぬ。後土御門天皇は、殊の外朝儀の再興に御執心であらせられ、二十四年も打絶えて居つた節會を御再興に成つた程であるから、御即位の翌年、文正元年十二月に、大嘗祭を行はせられたが、それから間もなく、應仁・文明の戰亂となつて天下麻の如く亂れたから、これを打留として、後柏原天皇から靈元天皇まで二百二十餘年の間といふものは、大嘗祭が全く行はれなかつた。斯様な事は、勿論昔になかつたことで、仲恭天皇が、御踐祚の後、大嘗祭以前に御位を御すべりにな

大嘗祭の  
廢絶

其の再興

つたのを、時の人が、半帝と申し上げたといふに、斯く數代打絶えて此の御大禮の行はれなかつたのは、歎はしい事であつた。されば江戸時代になつて再興の議が起り、東山天皇の貞享四年に、靈元上皇の御思召を幕府が協贊し奉つて、元祿の前の貞享四年十一月に、絶えて久しき此の大嘗祭が御再興に相成つたものの、中御門天皇の御一代は、故あつて御舉行がなく、櫻町天皇から再び行はれて、明治天皇に及ぶまで、御歴代滞りなく御舉行あらせられて居る次第である。

#### 四 大典に關する制度

御大典に關する制度は、御歴代御即位の宣命にも見える通り、天智天皇の御制定になつた法制例へば、近江朝廷の令などに載せられて居たことであらうが、後世に傳らぬから、何共申されぬ。今日から見て最も古いものは、奈良朝時代の令で、普通に大寶令といはれる養老令である。

大典制度  
の淵源

大寶令

貞觀儀式

延喜式

西宮記

北山抄

平安朝時代では、清和天皇の貞觀儀式が、支那制を斟酌して、御制定になつたものであつて、醍醐天皇の延喜式と共に、後世の儀表とするところである。それに次いで、西宮記、西宮抄ともいふ藤原高明編、圓融天皇の天元五年薨ぜし人、貞觀より約百二十年後、北山抄、藤原公任編、後朱雀天皇の長久二年薨ぜし人、天元より約六十年後の二書が出た。朝廷では、四圍の事情が、貞觀儀式の規定を其の儘行はれる事を、困難ならしめたので、後世になると、段々略式に改められた。大江匡房が二條關白師通の命に依つて書いたといはれる江家次第、匡房は鳥羽天皇の天永二年に薨ぜし人、長久よりは約七十年後の如きは、平安朝時代の末期に出でただけあつて、時代に適應させて書いてある。知足院關白忠實の說に、西宮記は古禮である。北山抄は一條天皇以來の儀式である。江家次第は延久以後の禮儀であるが、誤りもあつて、北山抄の方が勝つて居ると申したとのことである。それは兎に角、これ等の書は、私撰とは

江家次第

皇室典範  
登極令

いひながら、後世は専ら式に準じて、御大典御舉行の場合など、有力なる参考書となつて居た。就中、江家次第は、後世専ら準據せられたもので、一條兼良の如きも、後土御門天皇の仰を承つて進講した。江次第抄は、兼良が本書を註釋したものである。其の後は、別段制度としては、前に挙げたるもの程、著れたるものはない。順德天皇の禁祕抄はあるが、御繼統までの御訓誡書と申すべきものである。明治天皇は、皇室永遠の爲めにとの深き大御心より、明治二十二年二月、憲法發布と共に、皇室典範を御制定になり、後又四十二年二月に、皇室令の第一號として、登極令を御制定になつて、踐祚即位の禮、大嘗祭について御規定遊ばされた。これを法制史より申さば、實に貞觀延喜に次ぐべき偉大なる御事蹟であらせられるが、今回の御大典は、實に其の第一回の御實施として、深長なる意義を有するものといはねばならぬ。



皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ語ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ  
 舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク皇祖皇  
 宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民  
 翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ九州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ玆ニ皇  
 室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外  
 ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖皇宗及我カ皇考ノ威靈ニ倚  
 藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民  
 ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

(明治天皇御告文)

第二 大典前儀

五 大典舉行地

明治天皇  
と京都

御大典の御舉行については、先づ御舉行地の説明から始めねばならぬ。そもそも御即位の御大禮と大嘗祭とが、將來永久に京都に於て御舉行相成るべきことは皇室典範の第十一條に、即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フと明記せられて居る通りであるが、實は明治天皇が、明治十年京都に行幸の際に、早く仰出されたことである。明治天皇の大御心については、世間或は京都が、天皇の御降誕地として、兼ねて殊の外御愛顧を蒙つて居たことを聯想するものもあるやうである。併しながら、京都が、御大典の御舉行地となつたのは、決して左様な簡單なる意味合ではあるまいと考へられる。成程、明治天皇は京都を御好愛に

ならせられて居たではあらうが、既に明治の大嘗祭は、東京吹上御苑に於て行はせられて居る。天皇、皇后兩陛下を始め奉り、皇太子殿下以下各皇族殿下、内閣總理大臣以下の百官を擧げて、宮中も府中も、一時、東京より京都へ移される事となるについては、御經費の嵩むは勿論、種々の御不便もあらせられるは、明白なる事實であるのに、平生、殊の外、御儉素に互らせられる明治天皇が、御子孫永世に垂れさせ給ふ皇室の御成典に、斯様に御制定遊ばされたについては、必ず深き理由がなくは叶ふまじき事であらう。今更我等が、彼是と申上げるは、恐れ多き次第ながら、これは第一に、京都の歴史を御尊重に相成つたものかと恐察する。桓武天皇が、寧樂七十年の舊都を棄てて、平安の都を御奠めに相成つたのは、御遷都自身が、實に非常の御改革であつたのみならず、又非常なる御改革の前程であつたのである。されば遷都後の天皇には、政治上に於ては、切りに法典を修正せられ、地方制度に關する積年の情弊に向

桓武天皇  
遷都の效  
果

明治天皇  
の歴史御  
尊重

つて、大斧鉞を下され、歴代屢試みられて成功を見なかつた蝦夷の征討を斷行遊ばされて、帝國の版圖を擴張せられ、其の結果、文化史上に於ても、從來支那摸倣の文明より一轉進して、すべての方面に、日本化せる特有の文明を生み出し、日本の歴史上、一新紀元を開く事となつた。爾來京都は、千年の帝都となつて、政治上、社交上の大事は皆ここに行はれ、其の間、治亂興廢は免れなかつたとはいへ、世界にも特殊なる日本の歴史文物を形成する事となつたのは、皆此の奠都後の出來事である。斯様に日本の歴史と深厚なる關係がある上に、明治天皇の維新の宏業も、此の京都に行はれた事である。明治天皇が、光輝ある國史の成跡を御尊重遊ばされ、これを以て、御政要となし給うた事は、詔勅の中にも屢、仰せられて、臣民を督勵し給ふと共に、御自身も御警めに成て居る。天皇の御大典御舉行の地として、京都を擇ばせ給うたのは、上御一人の御愛情にのみ依つた譯では斷じてなく、祖宗の宏謨を慕はせられ、國史

の成跡を重んじ給うた結果に外なるまじく恐察する。されば京都は東京遷幸後も御廢しになつたことはなく、今尙ほ依然として皇居の所在地である。此の地を以て、永く御大典の御舉行地と御定めに相成つたのは、將來永遠に亙つて、御繼統の御子孫に、御即位の初、帝國の光輝ある歴史を御追想あらせられて、新なる御治世の御首途に幸あれかしとの大御心もあらせられやうし、且つは同じ事を以て、一般臣民に望み給ふ御思召もあつた事であらう。これに依つて、京都は過去のみならず、將來永遠に、其の特殊の地位を保つて行く事が出来たのである。次に御大典が東京に行はれずして、京都に行はせられるのは、新なる御治世の劈頭第一に於て、人心を一新し給はんと、御思召に出でたものとも恐察せられる。尤も單に此の御趣意だけならば、東京以外、何れに於ても可なるやうではあるが、京都の歴史的地位は、他にこれに越すべき候補地を見出さぬのである。露國の戴冠式が首府聖彼得堡に行はれな

人心一新  
の深慮

いで、舊都莫斯科で行はれるのは、必ずしも同一の事情でないにせよ、亦其の歴史を尊重せるものに外ならぬ。これより述べんとする登極令の説明は、即ち主として皇室典範の御規定に基かせられて、此の京都に御舉行相成るべき御大典についてである。

## 六 大禮使の設置

御即位の禮及び大嘗祭を行はれるについては、其の事務を取扱はせる爲めに、先づ宮中に大禮使を置かれる。(大正二年十一月二十一日に、大禮使官制が制定せられて、總裁以下任命せられた) 大禮使は、内閣總理大臣の管理に屬するので、總裁が一人、皇族の中から勅任せられ、其の下に、長官一人、次官二人、參與官、事務官、典禮官、典禮官補及び書記若干人を置かれ、若し必要があれば、御用掛を置く事が出来る事となつて居る。

大禮使

昔の御即位の準備

行事所奉行

昔も御即位の前に、斯様な特別の役所としては、行事所があり、役人として、奉行(職掌人ともいふ)が定められる例であつた。此の奉行は、内辨、外辨、参議、辨官、少納言、外記、史、擬侍従、宣命使、典儀、贊者、焼香、大將代などである。行事所は、官方と藏人方とに分れる。今でいへば、内閣と宮内省に似たものであらう。内辨、外辨は、大臣や納言がなるので、江次第抄には、内辨は、朝廷の節會の日に、承明門内で事務を取扱ふのと、外辨は、門外で取扱ふのとの相違である。見えるが、当日は、外辨の幄は、門外に設けられ、式中に入つて門内の座に就く。内辨は、大臣が勤め、外辨は、納言も勤めるので、身分に高下はあるが、長官、次官程の別ではない。擬侍従とは、侍従はあつても、御即位の當日だけは、特別のものであるから、相當の人に、代を勤めさせるから申したので、左右兩方に各二人ある。一人は三位、一人は四位の人で、親王が三位の侍従になられる事もあつた。併しこれは侍従に限つたことではなく、大將にも少納言にも、代人を用

擬侍従定

女官

ゐる事があつて、大將代、少納言代などといつて居る。御即位を行はれる前に、此の擬侍従を始め、少納言として、左右各一人、宣命使一人、典儀一人を定める事を、總べて擬侍従定といつて居る。宣命使とは、當日、新定の宣命を讀む役で、中納言を用ゐる。典儀は、當日、南庭に居つて、天皇出御の砌、再拜を百宮に合圖する役で、少納言がなり、贊者は、又其の合圖を取次ぐ役で、彈正、疏、勸、解、由、主、典がなる。焼香は、南庭で、香を焼く役で、圖書主殿の少允、少屬等がなる。又女官には、劔璽内侍、褰帳、女王、同典侍、威儀、命婦、執翳、女孀等がある。劔璽内侍は、劔璽を奉じて、御前に侍るもので二人、褰帳、女王、同典侍は、高御座の御帳を褰げたり下したりする役で、王氏の女がなるのを女王といふ。貞觀儀式には、褰帳、命婦とあつて、内親王がならぬ、内親王なくば、三位以上、若しくは王氏の四位、五位の者がある。後には、内親王のなされる事がなくなつて、大抵、白川神祇伯の女乙、典侍とがなる例であつた。三代實錄、清和天皇、天安二年十一

月十一日の條には王氏の女の容儀あるもの二人を擇んで御帳を裹ぐる職に充つとある。威儀命婦は、左右各二人で、御座の側に侍座する役、執翳女婦は、左右各九人で翳を持つて龍顔を覆ひ奉る役である。貞觀儀式では、大臣が殿上の侍従少納言を定めるのは、儀式前十日となつて居るが、北山抄には、同日、右の外宣命、使典儀、褰帳、内親王、威儀、命婦、御前、命婦をも定める事が見える。併し後には、建久九年土御門天皇御即位の時の如き必ずしも、其の日と限つた譯ではなく、二月も前に擬侍従定の行はれた例もある。

大嘗祭の御準備として昔は先づ國郡卜定といふ事があるが、其の説明は便宜上、後に譲る。それに次いで、役所としての行事所、職員としての檢校行事が定まり、悠紀主基に分れて、各其の事務を取扱ふのである。檢校は、悠紀主基兩所に分れて、大嘗祭に關する一切の事務を取扱ふ役で、貞觀儀式には、大中納言參議三人を以て、悠紀主基兩所の檢校に充て

昔の大嘗祭の準備

檢校行事

齋場所

るとある。又行事も、同様兩所に分れて、大嘗祭の事務を分擔するので、辨官や諸司の判官以下の人々を含んだ人を、十五人若しくは十六人づつ任じたものである。別に、北野で悠紀主基の齋場所を設けられる。悠紀が東で、主基は西である。此の齋場所は、内院と外院とに分れて居つて、内院には、八神殿、稻實殿、黒白酒屋、大炊屋、麴室等があり、外院には、多米酒屋、料理屋等があり、又内外院に屬せぬ神服院、小忌所、細工所、出納所、風俗所、倭舞女工所等の諸所もあつて、諸所の預主、典代、繪所等、諸道の人々がそれぞれ任命せられ、特別の設備の下に、大嘗祭の調度一式を調へるのである。後世大嘗祭の經費を幕府に課せられてから、幕府でもこれに關する奉行を置く必要を感じて、文正元年の大嘗祭の時には、大嘗會總奉行の下に、大嘗會奉行二人を置いて、評定衆一人を總奉行とし、右筆二人を奉行としたのである。

## 七 大典期日の勅定と奉告

登極令に於ては、踐祚と即位と分たれ、即位の禮及び大嘗祭は、秋冬の間に於て行はれ、即位の禮の終れる後、引續いて、大嘗祭を行はれることと規定せられた。然るに昔は貞觀儀式に於て、御即位の禮が七月以前に行はれた場合には、當年大嘗祭を行はれ、又八月以後に行はれた場合には、翌年大嘗祭を行はれる事となつて居つた。尤これは先帝讓位の場合に、今日と違つて昔は先帝が御在世中に皇位を皇太子に御譲りになる事があつたので、此の場合には、儀式の規定について、別に問題は起らぬが、先帝崩御後であると、御即位の大禮は、別として、國家の大祀たる大嘗祭を諒闇中に行はせられるは、如何にも不穩當であるから、諒闇明を待つて御舉行相成るべき筈である。皇考の爲めには一莽十三月たとへ

大典の期日

登極令と古例との相違

ば、元明天皇は、慶雲四年七月、先帝文武天皇崩御の翌月、御即位はあつたが、大嘗祭は其の翌年和銅元年十一月に行はれた。文徳天皇も亦同例である。而も實際は、八月以後に御即位の禮を行はれながら、當年大嘗祭を行はれた例もあり、淳仁天皇後白河天皇後伏見天皇七月以前に御即位の禮を擧げられながら、翌年に大嘗祭を行はれた例もあり、持統天皇、嵯峨天皇、仁明天皇等、又稀には、二年も三年も四年も遅れた例もある。甚しきは、光格天皇の如きは八年も遅れられた。明治天皇は孝明天皇の崩御の後、慶應三年正月に御踐祚があり、明治元年八月、京都にて御即位の御大禮を擧げさせられたが、内外多端の折柄、大嘗祭は延引して、明治四年に始めて其の儀を御擧げになつた。登極令の如く、大嘗祭の外、御即位の期までも秋冬の候と御定めになり、又御即位の時期に關せず、大嘗祭を引續き御舉行になる制度は、昔は無かつたのである。新帝の御踐祚が先帝崩御後と定まつた今日、御大典の御舉行には、多少の御猶

豫をも要する次第であつて、今上天皇陛下の御大典を大正二年に御舉行に相成りたいとの國民一部の希望も無いでは無かつたが、遂に三年に御舉行の事と御決定相成つたのは、實に餘儀なき御事情と申さねばならぬ。

期日の決定  
 昔は御即位大嘗祭に預る職員等の中で、御即位に關する奉行は、御即位の期日の定まつた上で任命せられ、又大嘗祭の奉行は、國郡卜定の後に任命せられたのであるが、今では却て大禮使任命後、勅裁を仰いで、期日が御定りになる譯である。其の期日を定められる方法如何は、登極令に載つて居らぬが、昔は御即位日時定といふ事があつて、當日の掛長たる上卿が、陣座に著いて、辨官に命じて勸へさせ、辨官から日時勸文を上る。何れは陰陽寮の勸文に本づくに見える。御代始の御目出たい日として、篤と吉例をしらべあげられ、少しでも不吉の例があれば、それを避けられたので、これについての諸卿の議定のあつた事もある。上古

御即位日時定の古例

は、ただ吉日を採り用ゐられたが、中古以後から、多くは干支の吉例にかなふ日を選んで用ゐられるやうになつた。就中、桓武後三條二代の御即位の日は辛卯であつたといふので、是日は後世の規模とせられるところであつた(平戸記)。次に大嘗祭は神祇令に十一月の下の卯の日に行はれると見えるが、一月中に卯の日が三日ある場合には、中の卯の日を用ゐられ、引續いて、辰巳の兩日に節會があり、午の日に豊明節會が行はれるのである。後土御門天皇文正元年十二月十八日の大嘗祭は上古以來の初例といはれて居る。

期日の奉告  
 奉幣  
 期日が定まれば、宮内大臣國務各大臣連署で發表され、又宮中の賢所、皇靈殿及神殿に御奉告になり、尙ほ勅使を御遣になつて、伊勢神宮神武天皇の畝火山東北陵を始めとして、前帝御四代の山陵、即ち光格天皇の後、月輪陵、仁孝天皇の後、月輪陵、共に泉涌寺孝明天皇の後、月輪東山陵、明治天皇の伏見桃山陵へ御奉幣がある。此の中、賢所は宮中に於て三

種の神器の随一たる寶鏡を伊勢神宮に擬して御祭になつて居る所である事は、誰知らぬものもあるまい。三種の神器は、天照大神が瓊々杵尊の豊葦原瑞穗國に降臨になるに際して御授けになつたもので、當時の神勅にも、葦原千五百秋瑞穗國は吾子孫の君たるべき所であれば、往いてこれを治めよ。寶祚の隆えられん事、天壤と窮なかるべしと仰せられた事で、即ち皇位の御璽である。中にも御鏡は大神が、吾が神靈として、吾前を拜するが如く齋き奉れとの仰があつた程で、取りわけ大切なる神寶である。崇神天皇の御代までは、宮中に御同殿遊ばされた。其の折には、主上は夜、御殿に御籠りの時も、冠を脱ぎ給ふ事がなかつたが、御睡眠の際、屢、落つるから、挿頭花を以て、巾子の穴から御髻に通されたとの事が江家次第に見える。禁祕抄では、同殿に御座の間は、主上は朝夕御髻を放ち給ふ事が出来なかつた爲めに、御冠の巾子に、緒を通して結ばせられた。これが御冠の穴の起だと記されて居る。兎も角も古い傳説

の事でもあるから、序に附加へて置く。然るに崇神天皇には、段々神鏡との御同殿を勿體なく思召されるやうになつて、寶劍と共に、皇女豊鋤入姫尊に御授けになり、一旦大倭の笠縫邑に遷して御祭になり、後に倭姫命が亦これを奉ぜられて、更に五十鈴川上に御祭になつた。これが即ち現に伊勢神宮の靈代として祭られて御居での神鏡である。又寶劍は、後に命から日本武尊に授けられ、遂に熱田神宮に祭られ給うたこと、これも皆人のよく知つて居る通りである。さて崇神天皇は此の時、新たに神劍と寶劍とを造られて護身の御璽となし給うた。江家次第禁祕抄に、垂仁天皇の御代に、始めて別殿として、温明殿に奉じたと見え、禁祕抄に引かれた本朝事始には、崇神天皇の御代ともしてあり、撰集抄には、宇多天皇の御時から、温明殿に入らせ給うたとある。温明は漢書の霍光傳にも見えて、鏡の出づる所の名であるともいへば、鏡の名であるともいふが、要するに、鏡に縁ある名には相違ない。併しながら崇神



天皇や垂仁天皇の御世に、左様な名稱のあらう筈はないといつて疑はれて居る。勿論、溫明殿は大内裡宮殿の制度から來た名であるに相違ないが、別殿に奉安の事は、鏡劔の宮中を御出座になつた事情から考へても、程なく行はれた事と察せられる。

後世の沿革  
賢所の名は、神威を畏れ恐む所から出たもので、文字では恐所とも書く。普通、内侍所と申上げるのは、内侍と申す女官が奉仕するから出た名稱で、里内裏になつてからは、春興殿を賢所と致された。賢所は昔は非常の場合の外、御動座の事はなく、天皇の行幸には、劔璽のみ渡御せられて居た。劔璽は晝夜とも主上と御同座相成る事で、たとへば晝御座の場合には、劔璽案に奉安し、夜御殿の場合は、御枕上の二階棚に奉安せられるなど、何時も御一所であつた。寶劔は壽永の壇の浦の戦に海底に沈ませられたので、當分晝御座、御劔を代とせられたが、後に神宮祭主から奉つた寶劔を以て、これにあてられたのである。されば此の

三種は、何れ優り劣りが無いとはいへ、御歴代、天照大神から正しく御傳へになつて居るは、神璽に限る事であるから、取りわけ御大切に遊ばされたのである。後醍醐天皇が、元弘元年に、京都から笠置に御潛幸に相成つた時は、劔璽を奉じて御出でであつたが、笠置城が陥つて、京都へ還幸の節に、これを光嚴天皇に御授けになつた。併し神璽ばかりは、偽器であつて、正眞の物は御身に著けられた儘、隱岐までも御出でに相成つたのである。

さて賢所は、安政以後の皇居では、建春門の西北に在つて、内陣、外陣、上段、間と分れ、又萬一の場合の御用意に、御羽車ウツクルマ置などがある。明治二十二年に、橿原神宮に御下附になつて、今はただ其の礎が遺つて居るだけである。明治二年三月に、明治天皇が東京に御遷幸の時、賢所も御同様渡御に相成り、同四年九月に、御所の山里の御内庭に賢所を御造營に相成つたが、六年五月に、御所炎上の爲め、赤坂離宮の假皇居に御遷座あら



(圖殿三中宮) 殿 靈 皇

せられ、二十二年一月に皇居御造  
 神營になつてから、今の宮城の賢所  
 殿に御奉安と相成つた次第である。  
 ・場所は吹上御苑の辰巳の方(東南)  
 賢であつて、丸柱造の屋根は銅葺で  
 所ある。今度の御大典に、京都の皇  
 居に渡御の爲めには、紫宸殿の東  
 殿に、新に春興殿を御造營になるの  
 で、現に工事中であるが、其の御間  
 取は、東西四間、南北六間の御建物  
 を、三つに仕切つて、南部を外陣と  
 せられ、残り二分の西方を内陣に、  
 東方を内々陣と致されるやうに

皇靈殿

洩れ承る。

次に皇靈殿は、太祖神武天皇を始め奉り、御歴代及び皇后、皇妃、皇親の  
 御靈を奉祭相成る所で、賢所の西に接して御建になり、御建物は賢所と  
 同様である。斯様に皇靈を御祭りになる事は、昔から無い事ではない  
 が、特に皇靈殿を建てられて、御祭りになる事は、全く明治天皇の御思召  
 に出でたのである。明治二年六月に、明治天皇が百官を従へさせられ  
 て、神祇官に行幸あらせられ、天神、地祇と共に、歴朝の皇靈を御親祭にな  
 つて、祭政一致の國是を御定めになつた事を御奉告遊ばされ、其の十二  
 月に、御歴代の皇靈を神殿に御祭りになつた。明治四年九月に、此の皇  
 靈を賢所に遷座し奉られたが、同六年五月に、皇居炎上の爲め、赤坂假皇  
 居に御遷座に相成り、同二十二年一月、今の宮城に遷幸になつてから、皇  
 靈殿に御遷座になつた。皇靈と申すは、もとは御歴代に限らせられた  
 事であつたが、明治十年に、更に皇后、皇妃、皇親の靈をも合祀に相成り、同

十八年には、後から尊號を奉られた天皇の御靈をも御祭りに相成る事となつた次第である。

神殿

次に、神殿は、天神地祇を御奉祭相成る所で、賢所の東に接して御建になつて居る。これは、もと八神殿と稱して、神産日、神高御産日、神玉積産日、神生産日、神足産日、神大宮賣、神御食津、神事代主、神の八柱を、天皇の玉體守護の爲めに祭つたものである。此の神々は、古語拾遺に、御巫の祭る神八座として見えたもので、後には神祇官の構内に八神殿といふを設けて祭られたが、戦國時代皇室式微を極めさせられた折は、吉田兼俱が京都の吉田神樂岡に建てた齋場所に宗源殿と稱して祭られ、天正十八年に神祇官代の稱を賜はつた。併し八神の御神體だけは、白川神祇伯に傳へて、其邸内に祭つてあつたが、寶曆元年十一月に、八神殿の御再興があつた。明治四年九月に、神祇省に遷座せられ、後更に東京に遷らせられた。其の前、明治元年に神祇官を置かれ、同二年六月に、前に述

御即位由  
奉幣の古  
例

べた如く、明治天皇が神祇官に行幸になつて、天神地祇を御祭りになつたが、同四年八月に、神祇官は神祇省に改まり、もとは太政官の上にあつたものが、却て其の下になり、翌五年には、それさへ廢せられて仕舞つたので、八神及び天神地祇を假に宮中賢所に奉安せられ、天神地祇と八神とが兩座に祭られ、それと同時に、八神殿の號を廢せられて、單に神殿と呼ばれる事となつた。これも明治六年の皇居炎上の後は、赤坂の假皇居に遷らせられて、二十二年に明治天皇が宮城に還御と共に、神殿を賢所の東の御建物に遷させられたのである。

次に即位禮及び大嘗祭期日御決定後、伊勢神宮に奉幣使を立てられる事は、昔もあつた事で、御即位には、御即位由、奉幣といふ事がある。御即位を行はれる由を神宮に奉告せられんが爲めに、建禮門に天皇の行幸があつて、勅使を御立てになる事であつたが、後三條天皇の御即位の時、建禮門が無つた爲め、神祇官へ行幸あつて、勅使を立てられてから、そ

大嘗會大  
奉幣の古  
例

同由奉幣  
の古例

れが御定りとなつたのである。大嘗祭は、最も嚴重なる御神事であるから、昔は八月の上旬に、大祓の使を諸國に發遣せられて、總べての汚穢を祓ひ清めさせ、同月下旬に、大嘗會大奉幣といふ事があつて、五畿七道諸國に奉幣使を遣され、天神地祇を祭つた諸社に御奉幣がある。三代實錄元慶元年九月二十五日の條には、天神地祇三千一百三十二神に奉幣の事が見えて居る。即ち延喜式式内の神社である。それから大嘗祭にも、由奉幣といふことがある。これも、もとは伊勢神宮だけであつたが、中古から石清水賀茂の兩社を加へられる事となつて、三社奉幣といふのである。石清水は神宮に亞いで、第二の宗廟と申され、賀茂は平安遷都後の王城鎮護の社と申されるからであらう。奉幣といふのは、天皇の仰せを一種の文體、たとへば天皇 我 詔旨 止 掛 毛麻久 畏 岐 石清水 爾 御坐 留勢 八幡宮 乃 廣前 爾 云々といつたやうな文體で書いた宣命を納め、幣帛を捧げられる事を申すのである。登極令では、伊勢の一社奉幣に

山陵使の  
古例

限られて居る。

神武天皇山陵竝に前帝御四代の山陵に御奉幣の事については、昔も山陵使を立てられ、御奉告になる事が見える。一體、昔は御歴代を祭られるには、其の山陵で行はれたかと思はれるので、天武天皇が大和で兵を擧げられた頃、神武天皇の山陵に御使を立てられて、馬及び兵器を捧げて祭られた事があるのを始め、其の後、事ある時は使を諸陵に遣はされて奉幣せられた事が見える。毎年十二月に、諸陵に奉幣せられるを荷前奉幣と申す。これは諸國の調物 リョウモノ を先づ最初に山陵に進められる意味で、恒例の御定であるが、臨時にも時々御奉幣がある。御即位の場合には即ちそれである。諸陵と申したとて、御歴代の山陵に悉く御奉幣のある譯ではなく、時に依つて増減があつた。貞觀に至つて、近陵遠陵の別を設けられて、十陵だけを定めて近陵と致され、其他を遠陵とせられた。これは申すまでもなく、山陵所在地の遠近ではなくて、御世代

の遠近である。されば時代に依つて廢置があつて、其の數の如きも、一定しては居らぬが、ただ天智天皇を始め奉り、光仁天皇、桓武天皇は、何時もこれに加へられて御座る。先づ天智天皇は御歴代の中では中宗と申上げる方で、上古の末、藤原鎌足と共に蘇我入鹿を誅せられ、皇極孝徳、齊明三代の太子として、又天皇として、大化の改新等の大改革を斷行せられ、又唐制に倣つて、所謂近江令を御制定になり、後世に永く法制の模範を垂れられた爲めで、例へば當時の戸籍の如きも、三十年經過せるものは除く定であつたが、獨り天皇の庚午(九年)の年籍は永久に傳へることになつて居た。今一つは、天武天皇の御皇統は、草壁皇子(長岡天皇)、文武天皇、聖武天皇、孝謙天皇で絶え給うたが、天智天皇の皇統は、持統天皇、元明天皇で、一旦絶え給はんとしたのを、天智天皇の皇子施基皇子(田原天皇)の御子の光仁天皇が御即位になつてから、皇子桓武天皇以來、皇統連綿として、後に及んだ譯であつて、御皇統から申さば、天智天皇は當代

の皇祖に當らせられるから、太祖の廟は、百世と雖も廢せずといふ支那の廟制に則つて、これを第一に擧げられ、永遠に變らせられぬ譯であらう。次に光仁天皇は又此の御皇統での中興の祖であらせられ、桓武天皇は新たに平安京を創め給うて、前に述べた通りの御偉蹟があらせられた爲めであらう。そこで始めは遠陵、近陵も同様、荷前の奉幣があつた事だ、ただ延喜式(諸陵)で見ると、遠陵の幣物は近陵のそれに比べて幾分少いだけであつたが、後には荷前の奉幣は全く近陵に限られる事となつた。是等も注意すべき沿革である。

さて此の中、天智天皇を清和天皇の御代に近陵の第一に御定めになつたについて、本居宣長が古事記傳に論じて居る意見は面白い節があるから、序に附け加へて置かう。宣長の説では、天智天皇が皇太子に座せるころから、鎌足と共に計を廻らされて入鹿を誅し給ひ、又我國の制度を唐風に改め給うた外には、格別の御治績のましさに、其の天皇を

神武天皇  
陵と天智  
天皇陵

さへ、中興の君などと申して、永く御山陵を祭る程ならば、神武天皇の御山陵を祭り給ふこそ至當であらうといふのである。これは宣長の支那嫌からも来て居る事、申すまでもないが、天智天皇についての批評は、姑く措き、我國での太祖たる神武天皇の山陵を一般の遠陵の中に含めて、近陵より手薄くせられ、後には全く奉幣に預り給はぬ事になつて仕舞つたのは、如何にも國家の一大缺典と申上ぐべき事である。然るに孝明天皇の御代に神武天皇の山陵へ御遙拜があり、明治天皇には亦明治元年に、山陵へ宣命使を御發遣に相成り、次いで神祇官で御親祭を行はれ、四年三月からは、神武天皇崩御の日を祭日と御定めになつた。次に五年一月には、御即位の日を祝日と定められ、六年三月に、紀元節と稱せられて、三大節の一と相成つたのは、全く明治天皇の深き大御心から出でた事である。登極令に於ては、又御即位の期日の事を御歴代の中にも第一に神武天皇の山陵に御奉告相成る事に定められて居る。

前帝四代  
の山陵

寺院祈禱  
の古例

次に、前帝御四代の山陵は、古の近陵の精神を受け繼がれたものであらう。尙ほ昔は御即位の當日、風雨の難などの無いやうにと社寺に御祈禱があつた事である。嘉祥二年鳥羽天皇の御即位の日は東大寺興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・仁和寺・圓宗寺・法勝寺・尊勝寺の九箇寺へ御祈禱になつて居る。建久九年の土御門天皇の御即位の時は蓮華王院を増して十箇寺となされた。

期日奉告  
勅使發遣

此の賢所を始め、皇靈殿・神殿に期日御奉告の儀及び神宮・神武天皇山陵・前帝御四代の山陵に勅使御發遣の儀は、登極令附式第二編の中に掲げられて居るが、今は略して説かぬ。尙ほ神宮御奉幣の儀は神宮の祭式に據られ、神武天皇竝に前帝御四代の山陵に御奉幣の儀は皇室祭祀令附式の中に「山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ」と申す事が亦附式の第二編の中に見えて居るが、それも省略する。(一月十七日、賢所・皇靈殿・神殿に期日奉告の儀があり、同十九日に神宮・神武天皇山陵・前帝御四代の山陵に御

即位禮と大嘗祭  
奉幣があつた)

### 八 齋田の點定及び拔穂

大嘗祭の新穀を奉るべき齋田を御定まになるについての候補地は、登極令には、京都の以東以南を悠紀の地方とし、以西以北を主基の地方として、其の地方は之を勅定すと見えて居る。中臣壽詞に據ると、天孫瓊々杵尊が國土に降臨せられた時に、悠紀主基の國々を齋ひ定められたのである。其の後、御歴代の悠紀主基の地方を調べて見るに、古くは悠紀に尾張・參河・伊勢・美濃・近江等の東國があるかと思へば、備前・丹波の兩國のあつた事もあり、主基は、昔から物に見えた限りは、皆西國ではあるが、丹波・但馬・播磨・備前・美作・備中の如き諸國があつて、其の國は必ずしも一定して居らぬ。悠紀が近江に、主基が丹波若くは備中に定り、さては丹波と備中との兩國で交、主基となることとなつたのは、延喜以降の事

悠紀主基  
地方の勅  
定

昔の悠紀  
主基國

である。而も其の名稱は依然として國郡卜定と申して居つた。此の間、冷泉天皇の大嘗祭に、播磨が主基になつた事があるのは、一の例外とせねばならぬ。登極令の規定は、全く此の平安朝以後の先例に據られたものであらう。同令には、ただ京都を中心として、其の以西以北、以東以南と見えるだけで、確かに何處と地方を指定してはなく、其の地方は、勅定すと見える。それについて、明治天皇の大嘗祭には、神祇官神殿で、悠紀主基卜定の式が行はれ、甲斐國巨摩郡が悠紀で、安房國長狹郡が主基と定められたが、これはもとより特例であつて、登極令の規定には當てはまらぬ。中世以後は、孝明天皇の御代まで、長らく悠紀主基が一定の地方に定まつて居たから、是等の地方には、今尚ほ嘗つて齋田となつた時の記録や遺蹟、さては地名にまでも、其の名の残つた所々もあつて、其の地方の官民共は、今度の御大典にも亦御點定の光榮を得んものと願つて、既に其の手續にも及んだとさへ傳へられるが古い所では斯様

に必ずしも其の地方が一定して居つた譯ではなく、登極令の規定にも、況き意味に取られぬ事も無いから、版圖の東西に擴張せられた今日では、或は從來の國々以外の方面に御點定の事もないとはいへぬであらうし、又左様有りたきものとの希望が、國民の一部に懷かれて居るやうである。併しながら仄に洩れ承つたところでは、矢張大體は、從來の先例に據られて、京都府と滋賀縣との管下が、此の光榮を荷ふことに御内定になつて居ると申す事である。(二月五日、卜定の結果、悠紀地方は愛知縣に、主基地方は香川縣に御定めになつた)

さて其の齋田を御定になるについては、宮中の神殿に於て、御儀式が行はれる。是日は定の時刻に、大禮使高等官が著床して、御扉が開かれ、神饌を供して、掌典長が祝詞を奏する。次に齋田を御定になる御儀式があつて、それから神饌を撤し、各員退下の順序となる。此の齋田を御定になる事は、古くは國郡卜定と申して、卜つて定められた事であるが、

## 齋田の點定

登極令には、ただ齋田點定とあるだけで、如何なる方法にて御定になるかは記されて居らぬ。併し一般に御大典の儀式は、先例を追はれるやうであるから、此の點も、昔からの卜定の儀に據られる事かとも思はれる。(二月五日、古例に據つて、龜卜の法を用ゐられて齋田點定の儀を行はれた)

昔は上卿トの大卿トが勅を奉じて、神祇官を召して、紫宸殿の東軒廊トに於て、悠紀主基の國郡を卜ひ定めさせられた。神祇官の官人は、大臣から國郡の名を書いた封書を受け取つて、これを卜ふのである。トは我國の上古の遺風で、古くは太占トと申し、神話の中にも、伊弉諾伊弉册二尊が夫婦となつて子を生み給うたけれども、御不滿の爲め、天神に伺はれたところが、天神が太占を以て卜つて見られた事が見え、又天照大神が天岩屋戸に御籠りになつた爲め、八百萬神が大神の御出現になるべき方法を評議した時、天兒屋根命に、天香山の眞男鹿の肩骨を抜いて、天香山

## 國郡卜定の古例

## 太占と鹿骨波々迦

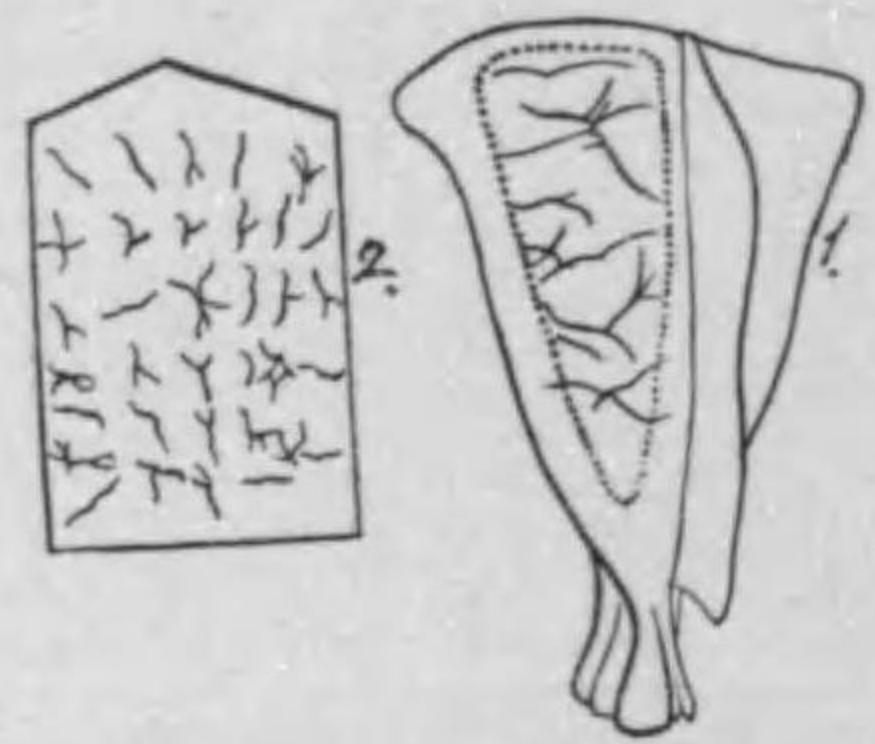


ト部氏と  
龜ト

其の方法

の波々迦を取つてトはせた事もある。即ち鹿の肩骨を灼いて、一種のトをする事と見えるのである。魏志や後漢書の東夷傳に、倭人の風俗として骨を焼いて吉凶をトふ事が見えるのは、それを指したものである。此のトはト部氏の家業とする所となつた。ト部氏は中臣、烏賊津使主を祖神として、雷命と申して居るが、代々先祖から傳へて居る太占を以て朝廷に仕へて居つた。神功皇后御征韓の後、烏賊津使主を百濟に遣して其の國を治めさせられ、後、對馬に歸つて、子孫代々ト部として居住し、神祇官にも仕へた。されば支那風の龜トの法は、此のト部家が、韓國を通して、我國に傳へたもので、後世までも、對馬には此の法が遺つて居たのである。支那風の龜トが行はれてから、鹿の骨を用ゐる事は止んだが、民間には尙ほ後世までも遺つて居り、且つ支那風の龜トは、荆を以て龜甲を焼くのを、我國では波々迦を用ゐて居たのは、全く古傳の失せぬ爲めであらう。其の方法は、龜甲の裏を削つて、二分ばかりの

厚さにし、表を研いて鏡の如くにし、甲の裏に、五六分四方の窪みを幾箇所にも彫つて、**ト**の如き町方を墨で書き、或は小刀の端でつけ、火鉢に火を入れ、燧といつて、木から出る火を用ゐるので、波々迦の木の枝に火を點じて、龜甲の裏の町方の所々を薰すと、割れ目が表へ通つて種々の形が現れる。これがト形である。それを占書に照して判断するので、



(1) 鹿肩骨 (2) 龜甲

其の占書には支那風の陰陽五行説等が加味せられたものである。波々迦といふのは、かにはさくら又は「かばさくら」といひ、俗に犬櫻ともいふ。正ト考に、其の寫生が見えて居る。是は日本特有の樹で、支那にもないから、是を



波々迦

以ても、太占の法が日本特有のものなる事を知られる。此の國郡ト定は古くは眞に悠紀主基に當る國や郡をトふのであつたが、延喜以後、國

が定つて、郡だけの卜定となつてからは、上卿から神祇官に對して與へられる封書は、一郡に一枚づつ、一箇國に二郡づつ、都合四枚であつた。元文三年の大嘗祭について行はれた國郡卜定には、龜甲の至つて薄く、長さ八寸なのを、首を三角、尾を二角、即ち將棊の駒のやうに切つて、四枚使はれた。一枚づつを挿竹に挿んで、火のついた波々迦で灼いて、水を掛けるのである。明治四年の大嘗祭にも、神祇官の庭で、國郡卜定の儀があつて、時の神祇官の出仕であつた吉田良義氏が、龜卜を以て卜つた。(今回は吉田家の舊臣鈴鹿正靜氏が臨時事務囑託として御用を承つた)此の波々迦の樹は、古くは大和の南葛城郡忍海村大字笛吹に鎮座の郷社葛木坐火雷神社即ち笛吹神社から採る例であつた。大嘗祭については、總べての關係者、用度、地點等の決定は、皆卜を用ゐてこれに合うたものを以て定める例である。これを卜食ウラヒクのものと申す。

齊田の拔穂

かくて悠紀主基の地方を勅定になつたならば、宮内大臣は、當該地方

の地方の長官に齊田を定めさせ、其の所有者に對して、新穀供納の手續をなさせる。即ち卜定は地方だけで、其の郡村等は(場合に依つては國も)地方長官が定めるのである。齊田については、未だ委しい御規定はないが、貞觀儀式や延喜式に據ると、拔穂田は國別に六段を充て、これを大田といつて居る。耕作費用は正税を以て給する事が見える。何れ一定の區劃内を清めて、所有者に於ても、地方官監督の下に、植附の前後、特別の注意を拂ふべき事は申す迄もあるまい。齊田の稻穂が成熟した時は、勅使を發遣せられて拔穂の儀式を行はせられる。これを拔穂使と申す。當日は先づ祭場を裝飾せられ、大禮使、高等官、地方高等官が著床し、拔穂使が隨員を從へて祭場に參ると、神饌幣物を供せられ、拔穂使が祝詞を奏し、拔穂の儀式があつて、幣物神饌を撤せられ、各員退下して終るのである。古くは八月に(儀式には八月下旬、延喜式には上旬代始和抄には九月に作る)拔穂の使としては、神祇官から卜部三人、宮主一人

其の古例

を發遣して、國郡司以下人民を率ゐて拔穂の式を行つた。其の順序を延喜式で見ると、先づ齋郡の郡司の處女で造酒兒といふが一人で抜き、稻實公一人、御酒波一人、雜色人といふ順序で、最後に庶民が共に抜く、其の間歌人、歌女各二十人の歌を謠ふのである。先づ初穂四束、四把を一束とするを取り分けて御飯の分とし、其の他を白酒、黒酒を造る料に充てる。これ等は、京都に持歸つて、齋場所の拔穂稻を納める屋に納めて、それぞれ、神饌の料に充てられる譯である。

其の他、古くは大嘗祭の用に供する調度一式は、これを諸國に課せられる事であつて、神服は參河の神服部が織つて奉り、大嘗宮の南門の門神に進める楯は丹波の楯縫氏が掌り、同じく戟は紀伊の忌部氏が作り、物部門部、語部、美濃、丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、淡路から進むは諸國からこれを奉り、大嘗祭の御用に供する調度神饌の材料は、由加物、日本諸手船には、由加のカと悠紀のキとは普通で、由介や宇介と同じく食の義なり

大嘗祭調  
度調進國  
の古例

三河の神  
服部氏

阿波の忌  
部氏

とあるが、神祇に供へる神饌を入れる器から、食とも關係ある語であらうといつて、紀伊、淡路、阿波、河内、和泉、尾張、參河、備前から奉り、其中、藺筒、高坏、比良加等の雜器は、河内、和泉、尾張、備前、參河の五箇國が作り、木綿とか麻、鯨とかは、紀伊、淡路、阿波、三國が奉る。それ等の物品は、九月の上旬に、神服使、由加物使がそれぞれ集めに參つて、拔穂使と共に京都に歸り、同月の下旬には、齋場所を取纏めるのである。これ等の御用を承る地方は昔から歴史的に定つて居る事で、たとへば神服使には三河國神服社の神主が任ぜられ、同國の神戸から神服を織る織女等を卜つて採用するのであるが、同國には、古くから神服部氏が居り、赤引絲を製して神宮に奉つたもので、神服社は、其の祖神を祭つた神社である。されば又赤日子神社と申す。又忌部も阿波には麻殖郡に忌部郷といふのがあつて、古く和名抄にも見えて居り、そこには、忌部神社があつた。これは阿波忌部の祖神、天日鷲神を祭つたものである。この神は、神代に天照

大神の天岩戸に籠り給ひし時に、天、太玉命に屬して、穀の木を植ゑて、白幣即ち木綿を作つた功があるので、麻植神ともいはれた。神武天皇は、橿原に宮を作り給はんが爲めに、天、富命をして、材料を諸國に採らしめられ、又種々の神寶等を作らせられたが、天、日鷲命の孫には、木綿麻織布を作らせられた。天、富命は天、日鷲命の孫を率ゐて、穀麻を植ゑる適當の地を求めて阿波國に赴き、穀麻の種を植ゑたが、天、日鷲命の後裔は、留つて其の國に居住した。大嘗祭の行はれる年毎に、木綿麻布等を奉るのは、全く此の由緒から來たのであつて、郡の名の麻殖といふのも、それが爲めである。天、富命は、更に阿波の忌部を分つて、東國にも移住させられたが、其の國が即ち安房である事は、古語拾遺に見えて居る。今度の御大典に關しては、是等の地方からも、古い歴史を尋ねて、御用の一部を仰せ付けられたいとの請願もあるやうに聞く。古例に重きを置かれる御大典として、及ぶだけ地方民の切なる願意を御採用に相成る事

は、望ましく存するばかりでなく、廣く諸國の人民にかかる光榮を分たしめんとせられる古制度の精神に考へても、一部の商人などに、専ら御用を仰せ付けられるよりも、各地方の成るべく多數の人民に満足と與へられた方が、御大典に取つて應はしいことで、又産業獎勵の一端とも相成らうかと存する次第である。さて京都の齋場所では、すべて是等の材料を用ゐられて、大嘗祭の調度神饌を調進せられた。

### 九 京都行幸

御即位の御大禮を行はせられる期日に先つて、天皇陛下は神器を奉じ給うて、皇后陛下と御同列に、京都の皇室に遷幸あらせられる。此の神器は言ふ迄もなく三種の神器すべてを申したものである。當日は宮城の賢所御殿の御裝飾があつて、大禮使高等官が著床すると、御扉が開かれて、神饌を供し、掌典長が祝詞を奏した後、天皇、皇后兩陛下の御代

拜があつて、神饌を撤せられ、賢所を御車に御載せ申し、天皇陛下にはこれを奉じ給うて、皇后陛下と御同列に、宮城を出御遊ばされて、停車場へ御著となる。此の度の行幸は、御即位の御大禮の御爲めであるから、齒簿も第一公式を用ゐられるのである。皇太子殿下を始め奉り、登極令には皇太子妃と見えるが、今省く。下にこれに倣へ親王、親王妃、王王妃、女王、各殿下、何れも停車場に御先著になる。大禮使高等官、掌典長、掌典は供奉員に加へられる。京都へ御著になつて、皇宮に入らせられるにも、矢張齒簿等は、宮城出御の時にははらぬのである。面たり此の盛儀を拜觀する外人の中には露國の戴冠式の第一の盛儀たる舊都莫斯科への威風堂々たる入都式を聯想するものもあらう。京都の皇宮では、賢所は春興殿に渡御になるので、當日は天皇皇后兩陛下の御代拜、其の他、略宮城の賢所出御の儀と同じであるが、ただ當日祝詞を奏するは掌典である。

## 京都著御

## 神器と即位

## 壽永の例

天皇陛下の行幸に劔璽を奉じ給ふ事は常の儀であるが、賢所は溫明殿若しくは春興殿の御殿に奉祀せられて御出で、常の行幸に移御の無いのは、今も昔も同一である。然るに御即位の御大禮に於て、斯様に東京から京都に移御遊ばされるのは、殊の外、嚴重の儀であらせられるといふ意味の外に、御即位即ち皇位繼承の御儀式は、三種の神器が、必ずなくてはならぬ至重の寶器であらせられる爲めに外ならぬ。申す迄もなく、三種の神器は皇位の御璽であつて、其の中の一つたりとも御缺けになつてはならぬのである。彼の壽永三年即ち元暦元年に、後鳥羽天皇の御即位の禮を舉げ給うた時には、安徳天皇が神器を奉じて西國に赴かせられたので、京都に一日も君なくてはならぬとの後白河法皇の御思召に依つて、珍しくも神器なくして、御踐祚に相成り、次いで又御即位の御大禮をも舉げさせられた譯で、後世には壽永の例と申して、神器が無くて皇位に即かせられる一つの先例と看做され、後、北朝にても、

此の例を逐はれた。何事も先例を尊重せられて居つた朝廷の御事として、壽永二年に、後鳥羽天皇の御踐祚の時には、繼體天皇の御代の例に據られたものと稱せられて居る。其の繼體天皇の例と申すは、天皇が始め臣下に迎ひられ給うた時、未だ神器を御受けにならぬ以前であつたにも拘らず、既に天皇と稱せられ、樟葉宮に遷御の後に、劔璽を奉ぜられて、始めて御即位になつた事を申すのである。さりながら天皇の御代には、未だ踐祚と即位との區別はなく、御即位前、歴史に天皇と申し上げたのは、修史の追記に過ぎぬから、これを以て神器なき御即位の先例と認める譯には參らぬ。壽永の例といひ、北朝の例といひ、何れも皆非常の場合、餘儀なく權宜の措置に出でられたものであるから、決して後世の準據すべき佳例ではない。南北朝時代に、北朝には神器の缺けて居たのに反して、南朝に三種ながら御傳になつて居たのは、南朝の自ら正統なりと主張し給ふ最大有力の根據であつて、彼の後村上天皇が、四

南朝正統  
論の根據

つの海波もをさまるしとて、三つの寶を身にぞ傳ふるとの御製を遊ばされたのは、北朝に對せられて、南朝の此の誇を御言擧になつたものと拜察せられる。南朝最後の天皇たる後龜山天皇が京都に還御あらせられて、三種の神器を後小松天皇に御傳へになつてから、皇統の統一も圓滿に行はれて、爾來御歴代の皇位繼承に不祥事の起るやうの處もなく、來るべき御大典にも、賢所を始め奉り、三種の神器の渡御遊ばされるといふのは、昭代の御慶事これに過ぎたるものはない。

甲延暦十三年十月辛酉、車駕遷于新京。丁卯、遷都、詔曰、云々、  
 葛野乃大宮地者、山川也麗々、四方國乃百姓乃參出來事也便之云々。十  
 一月丁丑、詔云々、山勢實合前開云々、此國山河襟帶、自然作城、  
 因三形勢可制新號、宜改山背國爲山城國、又子來之民、謳歌  
 之置、異口同辭、號曰平安京。  
 (日本紀略)

佐々木ノ治部少輔高詮ハ七百餘騎ニテ一條ノ大路ヲ前ヘ當テ北野ノ  
 森ヲ背ニシテ大嘗會島ニ陣ヲ取ル  
 (明德記)

皇靈殿神  
殿の奉告

賢所大前  
の儀

### 第三 即位の禮

#### 十 賢所皇靈殿神殿奉告

登極令に據ると、御即位の大禮を行はせられる當日、宮城の皇靈殿・神  
 殿に勅使を御遣しになつて御奉告を遊ばされるのである。當日は大  
 禮使高等官が著床して御屏が開かれ、神饌幣物を供へられると、掌典次  
 長が祝詞を奏し、勅使が御祭文を奏せられ、皇后陛下の御使も拜禮があ  
 る。

京都の皇居に於ては、當日早旦、春興殿の賢所の御裝飾があつて、建禮  
 門・建春門が開かれる。天皇・皇后兩陛下には宜陽殿本殿は紫宸殿から  
 東の軒廊の廊下傳に往かれる所で、大臣・大將・公卿座納戸・上番所・太政官  
 官人の溜所などがあるに渡御遊ばされ、天皇陛下には御束帶帛御袍御

神事に御召の御袍で夏は白生絹、冬は表裏白練絹を用ゐるに御召し替へになつて、御手水を召し、御笏を執り給ふ。皇后陛下にも御五衣御唐



東装官女

殿下、其他宮内大臣内大臣侍従長、大禮使長官、式部長官以下男女の供奉の諸員何れも服装を替へる。男子は東帶、纒著、帶、劔で、女子は五衣、唐衣裳である。次に大禮使高等官、左右各三人が南門の外掖に参つて、衛門の本位に就く。服装は東帶で、卷纒、綫の冠に、關腋の縹色の袍、纒著を



東装官文

著、錦の攝腰を帯び、單下襲、半臂を重ね、大口袴、表袴を著け、白布帯を纏ひ、緋色の脛巾をあて、劔を帶し、平胡籙を負ひ、弓を執り、絲鞋を穿く。次に同じく高等官、左右各一人が判任官、左右各六人を率

鉦司鼓の本位に就く。高等官の服装は東帶で、垂纒の冠に縫腋の緋色の袍を著、單下襲、纒著を重ね、大口袴、表袴を著け、石帯を帯び、劔、下緒を附けるを帶し、鞆の靴を穿き、同じく判任官は細纒の冠に關腋の縹色の袍、纒著を著、單



東装官武





大將代 (着袴)

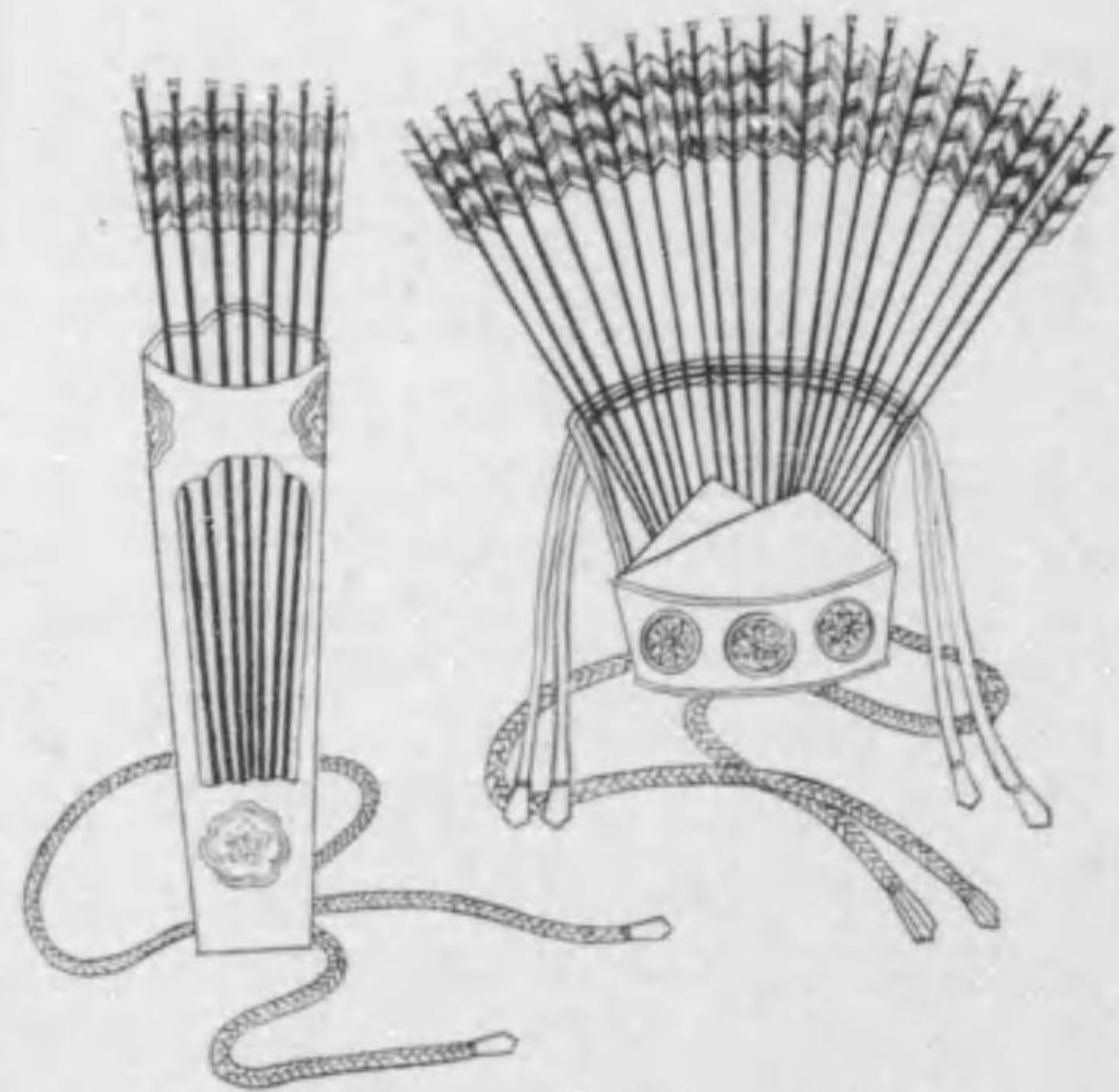
の綾の袋に入れた壺胡籥八具、梓八竿、盾八枚である。高等官の服装は大概司鉦、司鼓の本位に就く高等官と同じことで、太刀を捧げるものは黒色の袍を著、弓胡籥を捧げるものは緋色の袍を著、梓及楯を捧げるものは縹色の袍

を重ね、白布袴を著け、白布帯を纏ひ、白布脛巾を當て、劔平緒を附けるを帶し、絲鞋を穿く。次に同じく高等官、左右各二十人、威儀物を捧げて本位に就く。威儀物とは両面の錦の袋に入れた、太刀八口、赤色の綾の囊に入れた弓八張、紫



少將代 (着甲)

理大臣、内大臣、大禮使、長官の供奉で出御になる。侍従は劔璽を奉じ侍



壺胡籥

平胡籥

を著る。次に同じく高等官、左右各十人が威儀の本位に就く。其の服装は束帯で、卷纓、綾の冠に鬘腋の袍、纒著を著、挂甲、肩當をかけ、錦の攝腰を帶び、單を重ね、大口袴表袴を著け、白布帯を纏ひ、劔平緒を附けるを帶し、箭を挿みたる胡籥を負ひ、弓を執り、鞞を穿くのである。(其の中で、前列者は黒袍を著、平胡籥を負ひ、後列者は緋袍を著、壺胡籥を負ふ) やがて賢所の御屏が開かれ、て、神饌幣物を供へられ、掌典長が祝詞を奏し、詔ると、天皇陛下には式部長官、宮内大臣の御先導、皇太子殿下、親王、王各殿下及び内閣總

即位禮と大嘗祭

從長侍從侍從武官長侍從武官は御後に候する。次に皇后陛下には式部長官、皇后宮大夫の御先導で親王妃、内親王、王妃、女王各殿下及び大禮使次官の供奉で出御になる。次に天皇、皇后兩陛下は内陣の御座に著御になり、天皇陛下には御拜禮あつて御告文を奏し給ふ。次に皇后陛下の御拜禮があり、皇太子殿下から女王殿下まで次第に御拜禮を濟ませられると、兩陛下の入御となり、諸員も拜禮してから、神樂歌を奏する間に神僕を撤して、御屏を閉ぢられ、諸員が退下するのである。

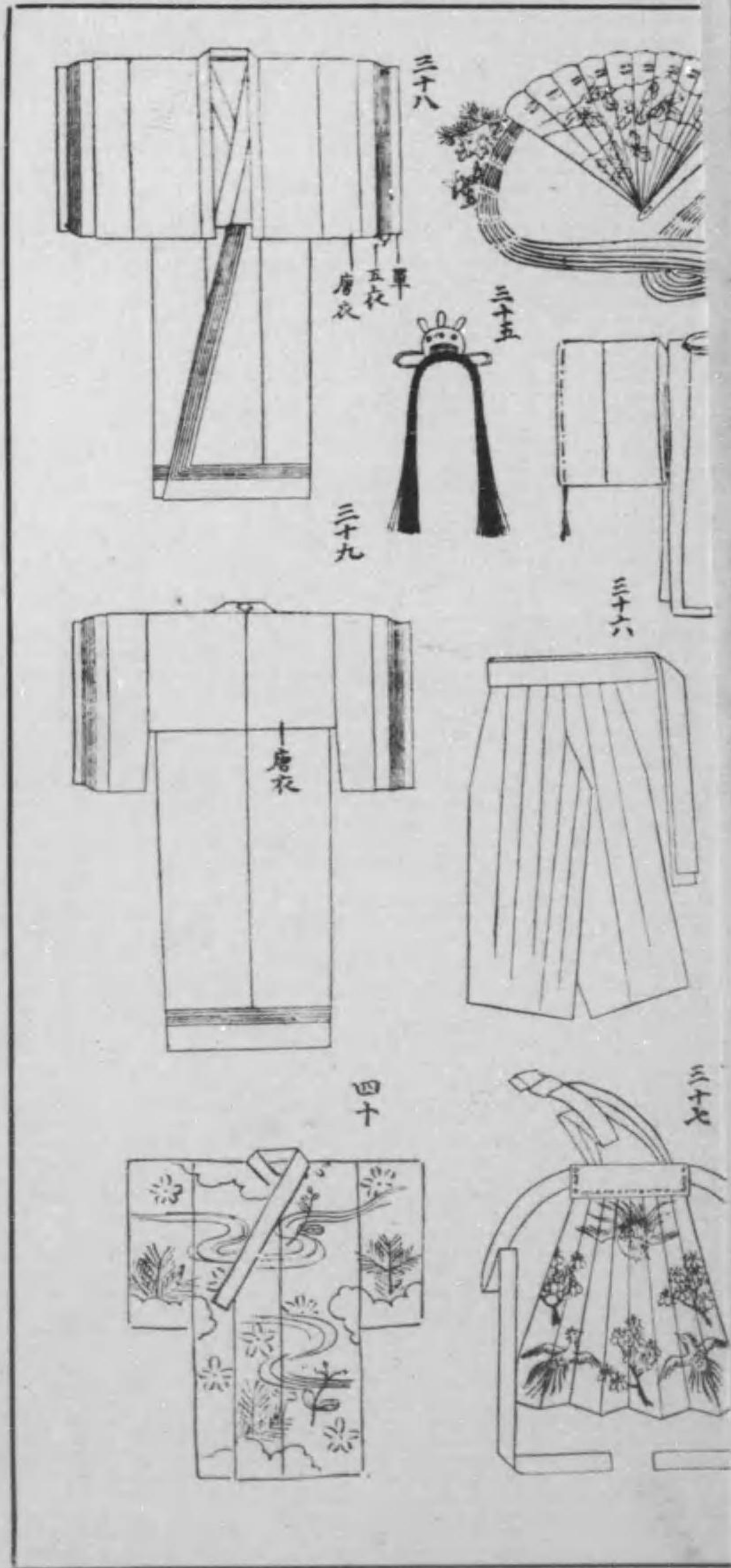
昔は御即位の當日京都の重なる寺院に御誦經をさせられた事があつて、建久の土御門天皇の御即位の當日の如きは法性寺、仁和寺、圓乗寺、法成寺、興隆寺、清水寺、八坂寺、珍皇寺、常住寺、出雲寺の十箇寺であつた。

十一 紫宸殿の裝飾

歴代の皇居

登極令に據ると、御即位の御大體は紫宸殿に於て行はせられる事に

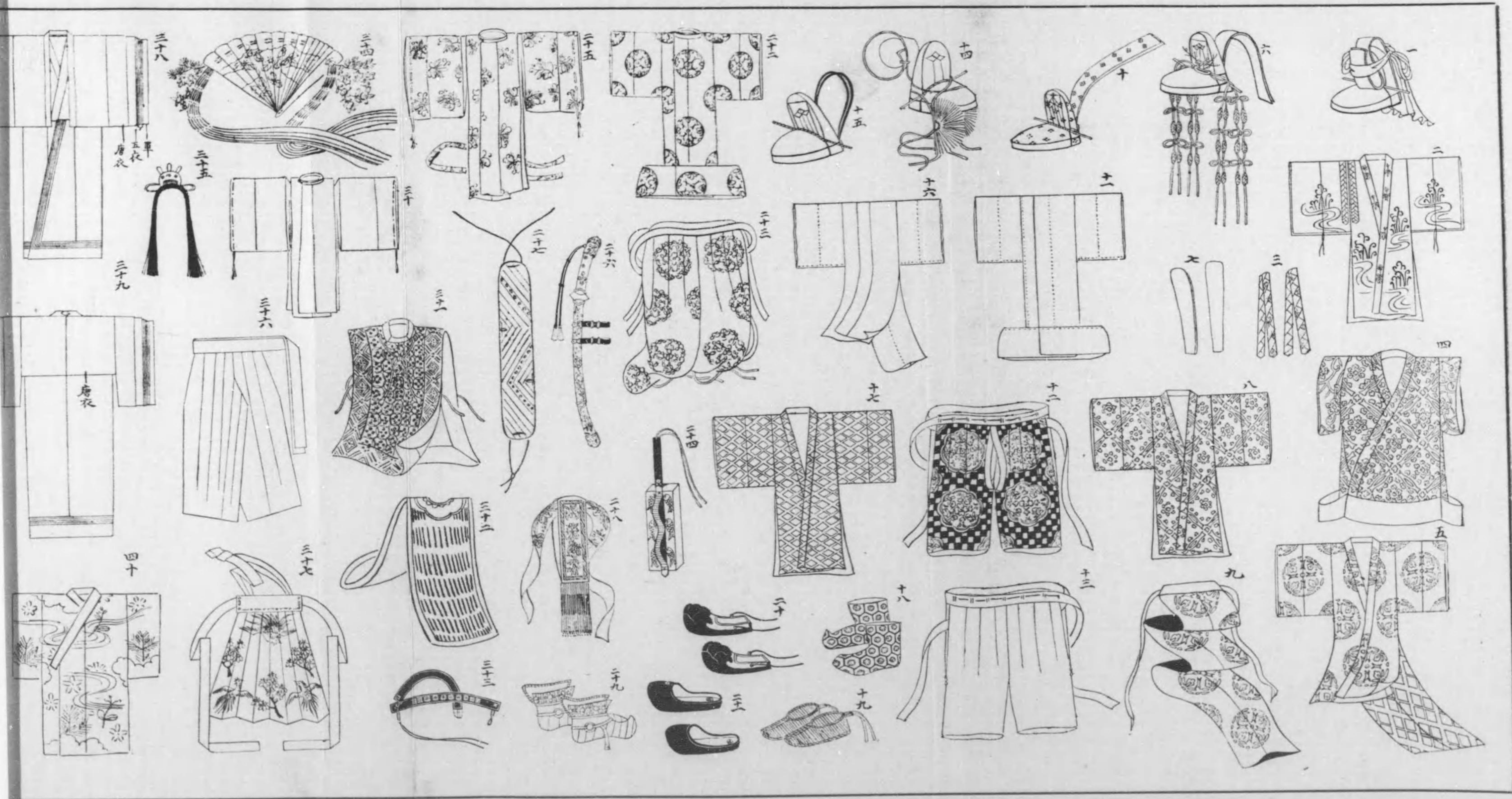
寺院誦經の古例



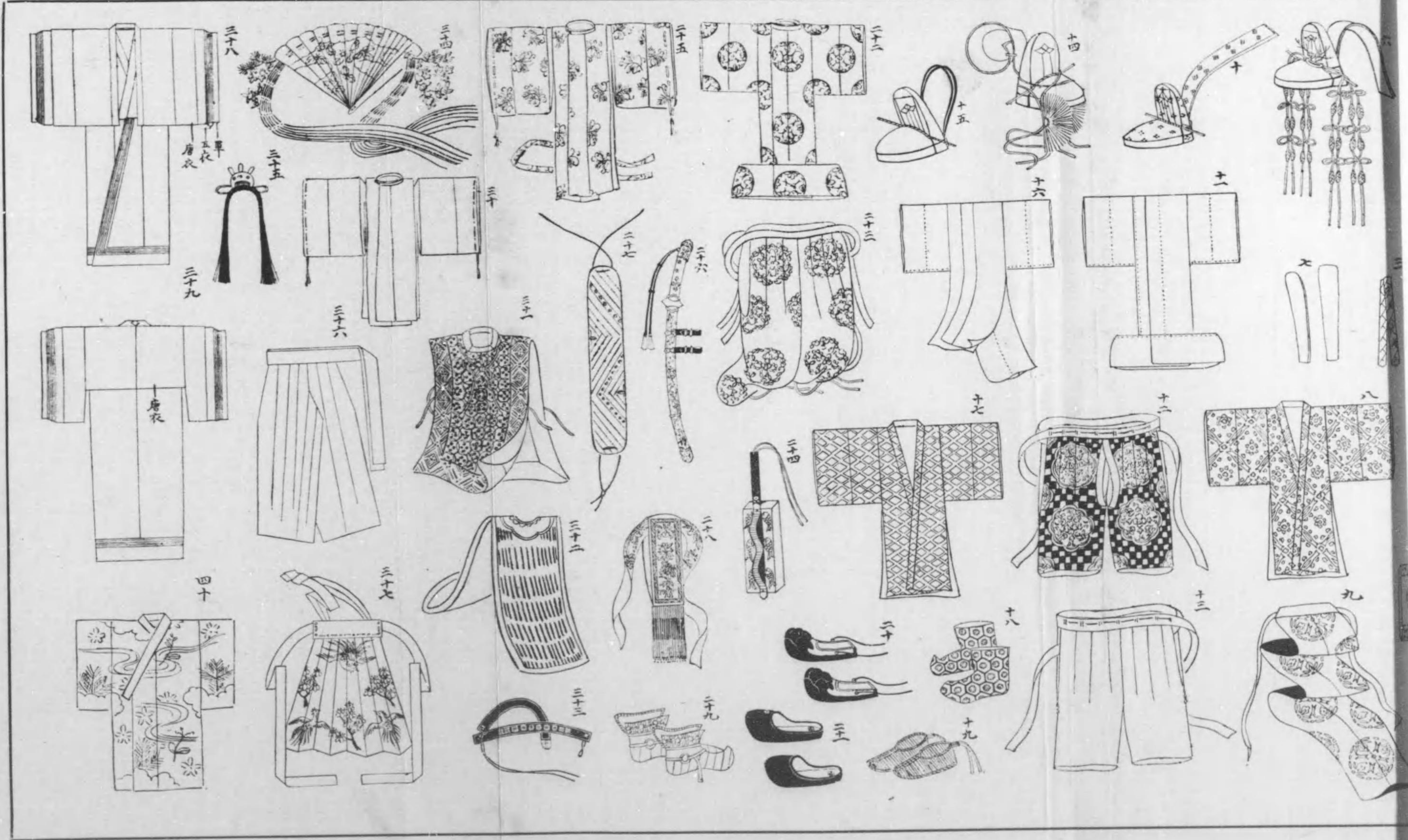
- (一)御幘、(二)小忌衣、(三)赤紐、(四)半臂、(五)下裳、(六)冠(垂纒)心葉、日隆絲、(七)笏、(八)和、(九)袞、(十)御冠(立襪)
- (十一)縫殿袍、(十二)表袴、(十三)大口、(十四)冠(卷纒綾) (十五)冠(細纒) (十六)圓腋袍、(十七)單、(十八)襪、(十九)絲
- 鞋、(二十)烏皮烏、(二十一)淺沓、(二十二)直衣、(二十三)奴袴(指貫) (二十四)魚袋、(二十五)狩衣、(二十六)太刀、(二十七)
- 接履、(二十八)平緒、(二十九)鞆、(三十)布衣、(三十一)補襦、(三十二)挂甲、(三十三)石帶、(三十四)檜扇、(三十五)釵子、(三
- 十六)袴(女子用) (三十七)裳、(三十八)唐衣、上衣、五衣、單、(三十九)同背面、(四十)繪衣、

登極令に據ると、御即位の御大體は紫宸殿に於て行はせられる事に

裝束圖



裝束圖



- (一)御幘、(二)小忌衣、(三)赤紐、(四)半臂、(五)下襲、(六)冠(垂繩)心葉、日蔭絲、(七)笏、(八)和、(九)襪、(十)御冠(立纏)
- (十一)縫腋袍、(十二)表袴、(十三)大口、(十四)冠(卷纏綾) (十五)冠(細纏) (十六)圓腋袍、(十七)單、(十八)襪、(十九)絲
- 鞋、(二十)烏皮易、(二十一)淺沓、(二十二)直衣、(二十三)奴袴(指貫) (二十四)魚袋、(二十五)狩衣、(二十六)太刀、(二十七)
- 接腰、(二十八)平緒、(二十九)鞆、(三十)布衣、(三十一)襦襦、(三十二)挂甲、(三十三)石帶、(三十四)槍扇、(三十五)釵子、(三
- 十六)袴(女子用) (三十七)裳、(三十八)唐衣、上衣、五衣、單、(三十九)同背面、(四十)繪衣、

定められて居る。上古大内裏の制度の無かつた時代には皇居の内で行はせられたに相違ないが、詳しい事は傳はらぬ。天孫瓊々杵命の日向、高千穂宮を始め奉り、神武天皇の橿原宮以下御歴代の皇居は一所に定まつた譯でなく、先帝崩御の後、若しくは御在位中に屢、御移轉が行はれて居る。これは簡朴な時代の事として、皇居の設備も極めて御質素であらせられ、皇都の人民も左まで多からぬ世に於てこそ行はれた事であらうが、世の中が進んで政治向萬端複雑になり、殊に版圖が擴張せられて、中央集權の必要を感じ、且つ朝鮮支那其の他の外國との交通も開けてまゐつては、皇居の如きも、次第に其の規模を宏大にして、國力に伴ふものと致されねばならぬ。孝德天皇の難波長柄宮から天智天皇の近江大津宮、天武天皇の大和飛鳥宮、持統天皇の藤原宮を経て、元明天皇の平城京に至り、益、支那の都城を模倣した大規模の都が出来て、前後七代の帝都となつたが、桓武天皇の平安に都を定められてからは、從來未

大内裏

大極殿

内裏

紫宸殿

だ嘗て比類のない程の大規模の經畫の下に都城の經營を進められた。大内裏とは大極殿、豐樂殿以下の諸殿舎、其の他官省司全體に、天皇の常の御殿即ち内裏を併せたものであつて、平城京も、平安京も、其の遺蹟を尋ねる事が出来るが、桓武天皇の延暦の大内裏は北は一條から、南は二條まで、東は東大宮から、西は西大宮まで、南北四百六十丈、東西三百八十四丈で、總坪數が今の四十九萬六千二百餘坪程あつた。大極殿は八省院即ち朝堂院の正殿で、天皇の親しく政事を見そなはし、外人の延見、其の他の御大禮を行はせられるところである。朝堂院は平安京の中央を縦貫した朱雀大路の最北端朱雀門を入つた突當りに在る。其の西が豐樂院、東が太政官廳で、内裏は其の東北、大内裏の中央からは稍、東北に寄つて居る。南北は百丈、東西は七十丈、内郭と外郭とに取り圍まれて、そこかしこに出入の門がある。紫宸殿は内裏の外郭の南門なる建禮門を入つて、更に内郭の南門なる承明門に入ると、御庭を隔てて正

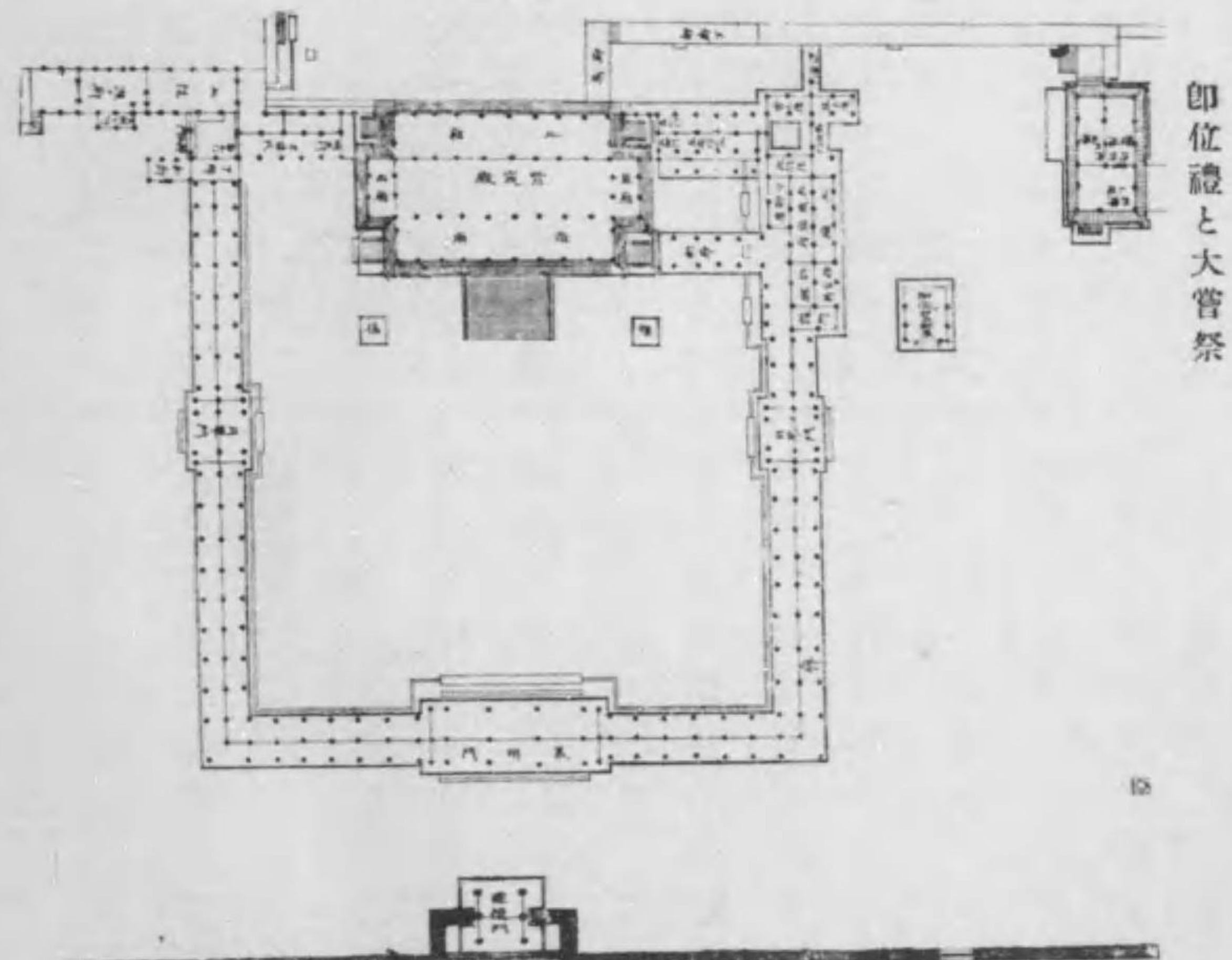
其の南庭

即位禮式  
場の沿革

面に仰がれる御殿である。清涼殿は其の西北に、溫明殿は其の東北に、宜陽殿は其の東に接して居り、春興殿は宜陽殿の南で、日華門を隔てて對ひあつて居る。紫宸殿の南階は十八級あつて、其の左方に櫻樹、右方に橘樹が植ゑてある。所謂左近の櫻、右近の橘である。此の御庭を紫宸殿の南庭と稱し、左方の中央の門を日華門といひ、右方の中央の門を月華門といひ、各、左右兩方に掖門がある。正面の承明門の東方には長樂門があり、西方には永安門がある。

大極殿のものに見えた初は、日本書紀の持統天皇紀朱鳥元年正月二日の條に、天皇が大極殿におはして、諸王卿に宴を賜うた事で、其の後は續日本紀の文武天皇紀大寶元年正月二日の條に、天皇が同じく大極殿におはして朝賀を受け給うた事がある。當日は正門に烏形幢を樹てられ、其の左方には日像及び青龍、朱雀の旛を樹てられ、右方には月像及び玄武、白虎の旛を樹てられ、外國の使者が左右に參列した。續日本紀

大極殿の正式

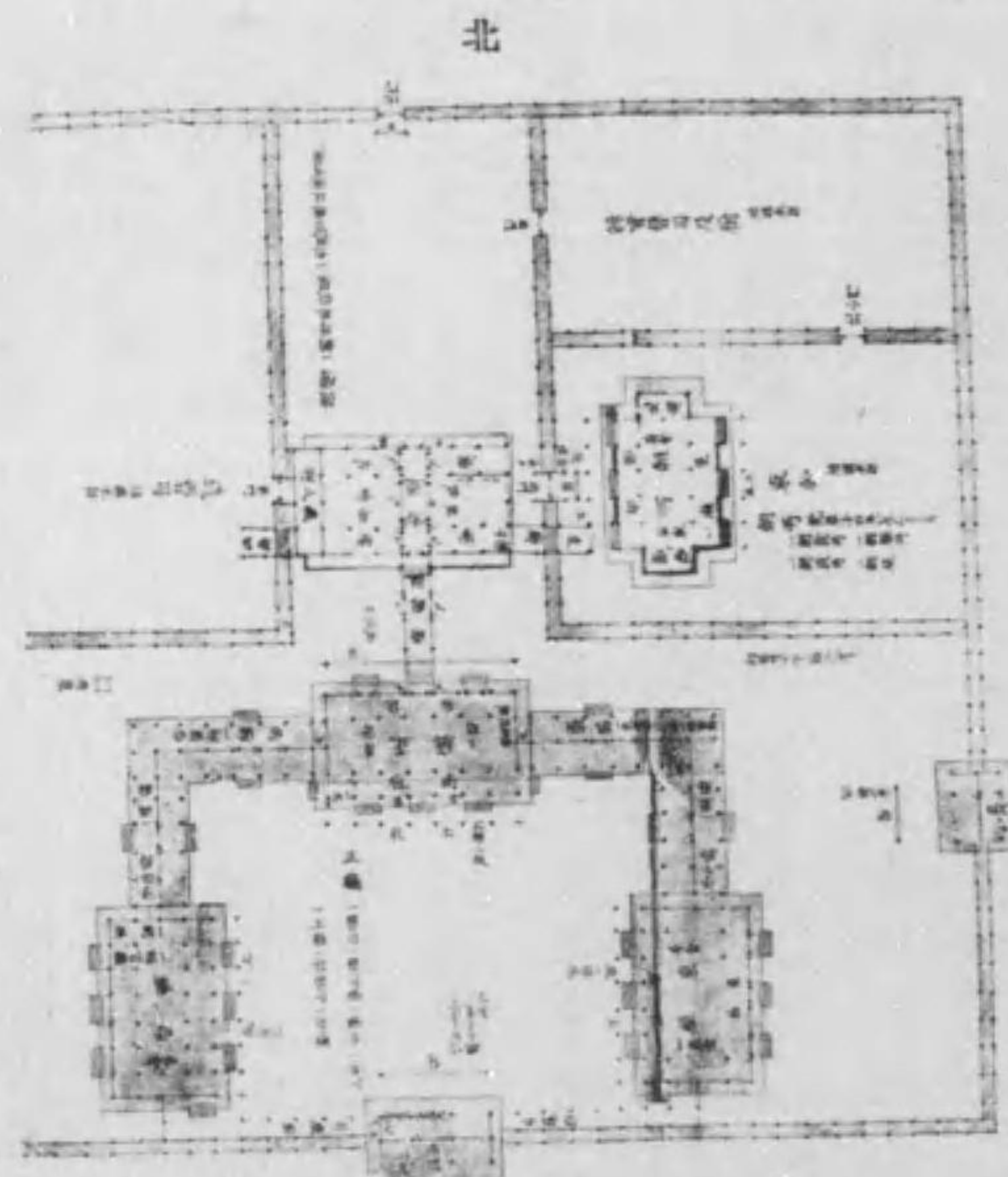


即位禮と大嘗祭

九〇  
 に此の盛儀を敘して、文物之儀於是備矣と見えるは如何に唐風の儀禮が我國に於て完備したかを示すものである。御即位の御大禮は天皇が皇位に即かせられた事を中外の臣僚に御示しになると共に、其の拜賀をも受けさせられるのであるから、朝賀の御儀式に準ぜられる譯で、式場の如きも必ず大極殿で行はせらるべき筈である。

紫宸殿及同南庭平面圖

豐樂殿の例  
 紫宸殿の例  
 太政官廳の例



第三 即位の禮 十一 紫宸殿の裝飾

されば國史を見ると、元明天皇以來高倉天皇までは、毎回本殿で御大禮を擧げさせられて居るが、ただ陽成天皇が大極殿焼失の爲めに豐樂殿を御用ゐになり、又冷泉天皇が御不豫の爲め大極殿まで出御になり兼ねた所から、内裏の紫宸殿で御即位遊ばされ、後三條天皇が大極殿の再び焼失した爲めに太政官廳を御用ゐになつて居る。太政官廳は天皇が平生政務を御總攬遊ばす太政官の正廳で、紫宸殿は大極殿に對して内朝の正殿である。安徳天皇御即位の時は大極殿は焼失後尙ほ御造

太政官廳圖

九一

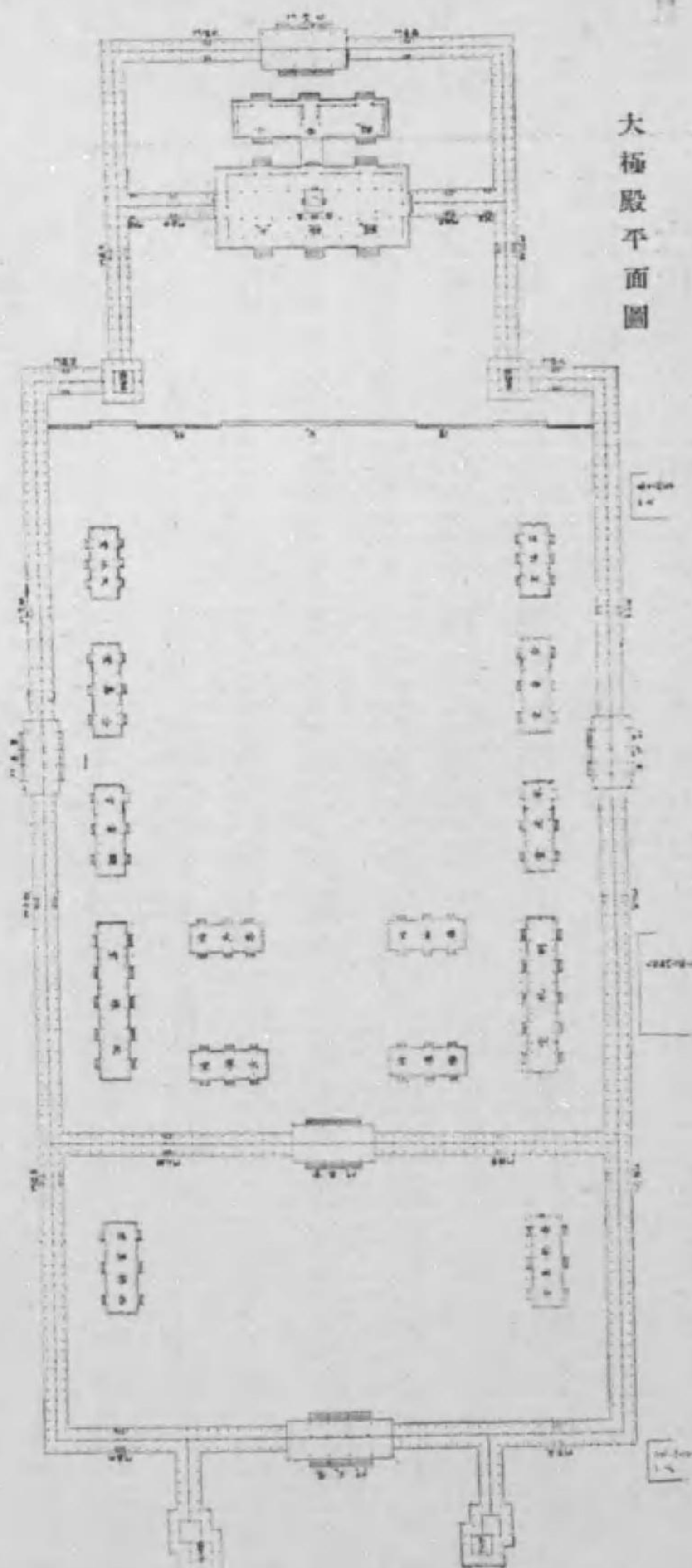
營がなかつたので、右大臣藤原兼實の、太政官廳は臣下でいへば公文所として即ち事務所のやうなものであるから、大極殿の無い時は紫宸殿で行はれて然るべしとの建言を容れられて紫宸殿で御即位があつた。併し當時に於ても紫宸殿の御即位は冷泉天皇の如何しい御先例であつて、それよりも寧ろ後三條天皇の御時の先例に任せて太政官廳で御即位あるべき筈と非難をする人もあつた。後鳥羽天皇の御即位の時は、大極殿は尙ほ御造營がなく、太政官廳の御修理も叶ひがたきに依つて、冷泉安徳兩帝の先例は不吉とせられながら、矢張紫宸殿に於て行はれる外はなかつた。爾來御歴代、南朝の諸帝は御別段として何れも太政官廳で御即位あらせられたが、後柏原天皇が紫宸殿を御用ゐになつてからは、皆再び紫宸殿ばかりを式場に御用ゐになる事と相成つたのである。而かもこれ等はいはば大極殿代として用ゐられた譯であつて、大極殿が正式の式場であるべき事申すまでもない。

紫宸殿と定る

大極殿の唐制模倣

そもそも大極殿は大内裏の最も大きな正殿である故に、最大殿ともいはれ、又天皇の朝に臨み給ふところであるから、天子は南面するの義に依つて南向に建てられて居る。其の建物は全く唐制を摸して造ら

大極殿平面圖



第三 即位の禮 十一 紫宸殿の裝飾



れたものであつて、内部には鬢砌を布きつめ、丹雘粉壁、朱塗の高欄がついて居り、屋根は碧瓦で葺いて、鴛尾を置く等、結構華麗、眞に輪奐の美を極めたものである。本殿の南庭には石段が東西に渡つて居る。これを龍尾壇といふ。壇の上には朱欄を設けられ、其の東西に石階を設けて出入の壇として居る。これを龍尾道といふ。其の東方には蒼龍樓西方には白虎樓があつて相對して居る。又龍尾道の南に一廓があつて、南の門を會昌門といふ。其の南に亦一廓があつて、南の門が應天門である。龍尾道の南庭會昌門内に十二堂が葺を竝べ、又會昌門外應天門内には長秋堂が左右に竝んで居る。

## 里内裏

大内裏御造營の間若しくは大内裏の御造營が行はれなくなつてからの天皇の皇居を里内裏と申して居る。土御門殿、閑院富小路殿などが即ちそれである。此の里内裏も天皇が長く皇居とし給ふこととなつてからは、内裏の結構に摸して、建てられたことで、紫宸殿、清涼殿以下

## 今の皇居

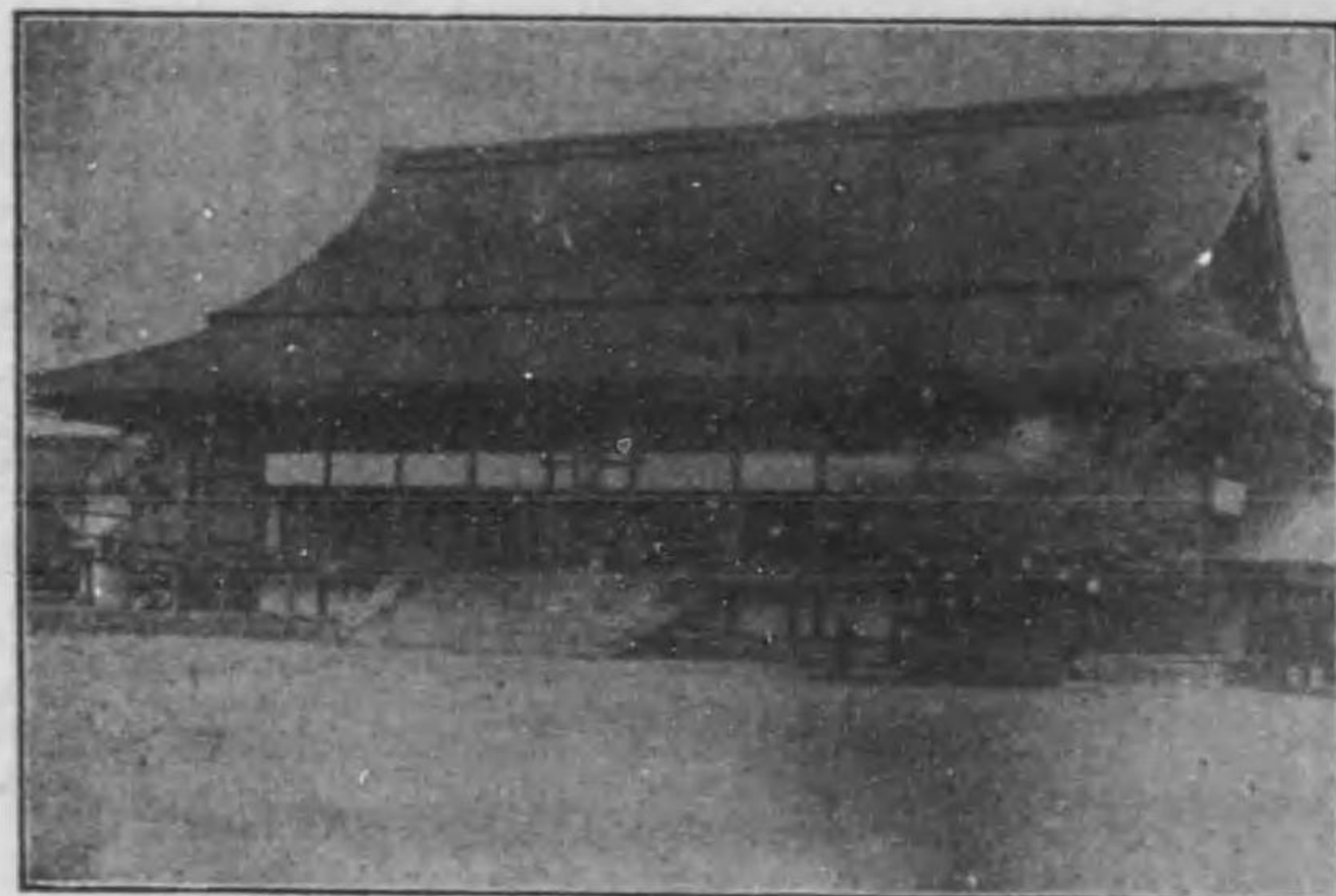
の諸殿舎が皆備つて居た。今の京都皇居はもと東洞院土御門殿と申す里内裏の一つであつて、大内裏の廓外東北に當つて居るが、元弘元年に光嚴天皇が此處で御即位になつてより以來、北朝の皇居となつて、後世に至つたもので、紫宸殿、清涼殿、春興殿、宜陽殿、日華門、月華門等の結構皆備はつて居る。大永元年に、後柏原天皇が御即位にならせられた時は、皇室の式微を極められた時であつたから、此の里内裏の紫宸殿を式場に充てられたのが、紫宸殿御即位の恆例となつた。當時の御所は極めて御狹隘でもあり、御修理等も行届き勝で、御頽廢の程申すも恐多し程であつたが、織田信長が永祿十一年に、足利義昭を奉じて上洛してから、逸早く朝山日乘村井貞勝を奉行として禁裏の修理に著手し、三箇年の後には紫宸殿、清涼殿内侍所以下、残る所なく竣功して、周圍の築地をも築き、見る影もなかつた皇居の面目が是に至つて一新することとなつた。天正十四年十一月に後陽成天皇は始めて此の紫宸殿に於て

## 織田信長の造營

御即位の御大禮を行はれたのである。豊臣秀吉も信長の遺緒を繼いで皇居を修造し、徳川家康も亦諸大名に課して皇居内外の築地を築かせた。其の後、承應二年の火災に焼失したるを始め、萬治四年、寛文十三年、延寶五年、天明八年にも皇居は毎々焼けたが、天明の焼失後は光格天皇が裏松光世、固禪の大内裏圖考證に據つて古制に復せられん御思召で、其の旨を幕府に傳へられ、將軍家齊は旨を奉じて、老中松平定信(樂翁)を其の主任となし、定信は又柴野栗山等に有職故實に明るい朝臣と研究調査させて、勅裁を仰いだ上、入札に附して工事に著手したが、當時の入札法は今日とは全く反對に、最高額の者に落したのである。これは全く完全の上にも完全を期した爲めであつた。寛政元年三月に土工を始め、翌年十一月に假皇居から此の新造の皇居に還幸になつた。昔の大内裏の制に復したといはれる寛政の御造營が即ちこれである。安政元年に皇居が又火災に罹つたので、幕府は直に御造營に著手した

寛政の造營

大極殿時代の禮儀服飾



京都皇居紫宸殿

が、當時は外交事件の發生して、内外の政務多端を極めた折であつたから、大體に於ては、寛政度の御造營に依つて、多少の變更を加へられただけである。

此くの如く大極殿で行はるべき筈の御即位の御大禮と大嘗祭とが太政官、廳若しくは紫宸殿を代用せられる事となつた後、其の儀式は矢張大極殿で行はれたものに準據せられたのである。大極殿時代に、支那の影響を受けたものは、獨り建築や裝飾ばかりでなく、禮儀服飾等一として唐制を模倣せぬものはなかつた。殊に我國が支那と直接の交通を開いて、遣唐使、留學生などの彼れに赴くものもあれば、又彼の使節等の來朝するものも多く、

外交上の禮式を唐のそれに摸倣して定められる必要も増して來たところから、一層此の風を助長した譯であつて、これが影響を受けて、日本固有の風俗の改められたものも決して少しとせぬ。天武天皇の十年に勅があつて、禮儀言語の法を定められ、我國民の跪禮・匍匐禮は何れも禁止せられて、孝徳天皇の御代の立禮に改めさせられたことがある。由來我國の禮は跪禮・匍匐禮であつて、彼の昔の祝祠や萬葉集の歌などに、禮拜の狀を述べて、「鹿自物膝折伏」「鵜自物頸根衝拔氏」といつてあるのは、獸の伏せるが如き様子を申したものである。是時にこれを停めて立禮に改められたものの、何様多年の慣習であるから、よく行はれなかつたものと見えて、其の後文武天皇の慶雲元年にも、重ねて百官跪伏の禮を停められた事がある。大極殿などの構造から申せば、至尊を始め奉り、臣下に於ても、齋砌の上を靴穿で進退するのであるから、立禮が當然であつて、腰を掛ける場合には、榻様のものを用ゐた。服制の如きも、

立禮

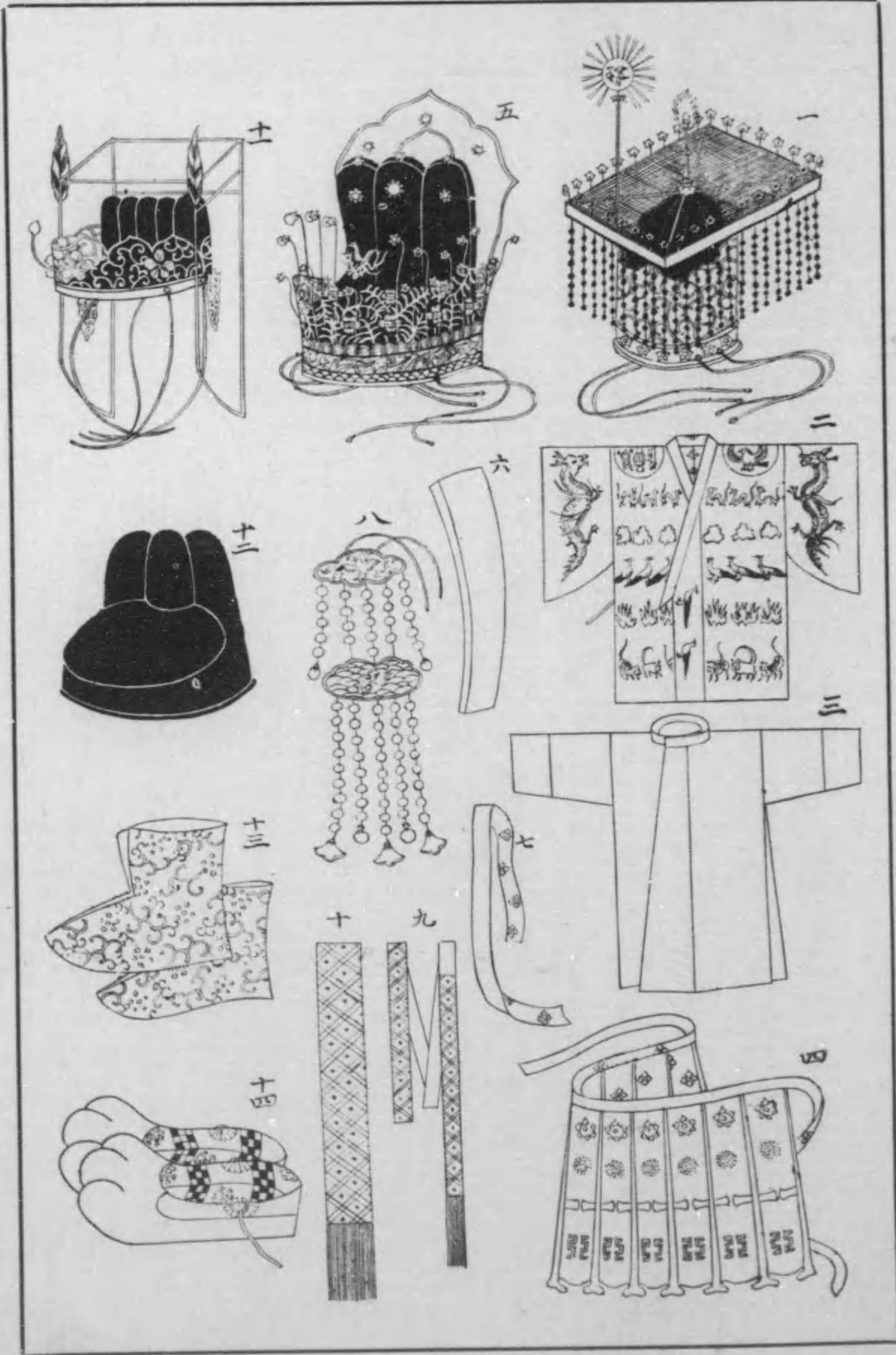
三種の服制

これに伴つて改めらるべき事言ふまでもない。石器時代の土偶や埴輪土偶などに據つて其の時代の服裝を見ると、頸・手足などに多少の裝飾は施されて居るが、概して筒袖の著物をつけて、手には手纏、足には足結を著け、さながら洋服の如く、よく身體に適合する様に出來て居る。推古天皇の御代に初めて冠位の制が定つて、冠服共、隋唐の制に據り、一定の色を以て其の等級を示す事となつた。爾來屢變遷があつて、大寶令の制定せられた時に、衣服令に規定せられ、養老令に多少の修正を加へられて、後世の準據となつたが、要するに隋唐の風を摸倣したものであつて、冠から衣服其の他に至るまで、一見支那人と見擬ふばかりの服裝をしながら、上下共に怪まなかつたのである。衣服令には三種の服制があつた。第一は禮服、第二は朝服、第三は制服である。就中禮服は即位の禮、大嘗祭等に著用する制度であつた。男子の禮服は玉冠・大袖・綬・玉佩等で、女子は寶髻・金玉で飾つて、頭にあてるもの、紙帶・褶・錦・襪・緑・烏

等である。天皇の御召になる禮服は貞觀儀式に袞冕十二章牙笏と見えて居る。所謂袞冕十二章とは支那の昔に、黃帝が蚩尤を誅つて袞冕を服し、舜に至つて始めて十二章を備へたといふ故事から來て居る。十二章とは日月星辰山龍華蟲宗彝藻火粉米黼黻十二種の紋を織つた衣裳の事で、袞衣は赤地に此の十二章の模様を繡した大袖の事である。其の模様の中の龍の首が曲つて居るところから、袞龍の御衣といふ。冕冠とは玉冠とも申して、玉琥を以て飾られた冠である。其の他には小袖御裳、牙笏御襪、御舄赤皮にて金銅の飾を附く、綬、玉佩である。これ等の服制は奈良朝から平安朝に至る間に、種々の變遷があつて、中には我國で新に作り出されたものもある。それ等を今ここに詳しく説明する必要はないが、ただ其の變遷の大勢について申さば、袍の袖丈は段々に長く、下襲の尻裾も長く、地を引くやうになり、文様、色目等も上代になき華奢なものが出來、女子も表著の下に二十餘枚の下著を重ねたことさへもある。

其の變遷

禮服圖



(一)冕冠、(二)御大袖、(三)御小袖、(四)御裳、(五)禮冠(玉冠)、(六)牙笏、(七)御小紐、(八)玉佩、(九)長綬、(十)短綬、(十一)武禮冠、(十二)三山冠、(十三)御襪、(十四)御舄。

(後には五つに限られて五衣イウイの名を生じた) 特に鳥羽天皇の御代に、花園左大臣有仁と御相談になつて、烏帽子を張抜にして漆で塗り堅め、装束も折目正しく、かどのあるやうに強装束ツヨウサウに改められたのは、装束界の革命ともいふべきものであつて、これから一般に肩當腰當烏帽子とどめ冠とどめをする習となり、容儀をつくろうて少からず美觀を添へた。併しながら斯様に服制が精巧優美となればなる程、これを著る人間は活動を妨げられて生氣に乏しく、是等の人々の取扱ふ朝廷の政治も形式的に流れて、百官の遊惰に耽る風を一層助長したのである。其の證據は同じ服装でも、文官は縫腋袍であるのに、武官は闕腋袍を著けて居た。又文武官を問はず起働きに便利の爲めには裾が纒マキばかり地に著くだけに止めて、決して長く引く事がない。これが即ち纒著マキカケである。公家と武家との服装の異同を調べても此の差は著しく目に立つて、何人にも公武の盛衰興廢の決して偶然でなかつた事が知られやう。

さて服制が斯様に變り行く中に、彼の禮服の如きも、衣服令には御即位・大嘗祭共これを用ゐられることに規定されて居たものが、嵯峨天皇の弘仁十一年に、天皇は大小諸神事には帛衣を用ゐられ、朝賀の時は袞冕十二章を用ゐられ、大小諸會には黄櫨染衣を用ゐられる様になつた事が、日本紀略に見えるから、朝賀に準ずる御即位は、袞冕に變がないとして、大嘗祭には帛衣、悠紀・主基・豐明の諸節會には黄櫨染衣を召す事となつた。此の帛衣及び黄櫨染衣は何れも寧ろ朝服の制に近く、且つ餘程日本化された東帶である。これ恐らく御即位の禮が専ら外國の制度を採用せられたにも拘らず、大嘗祭は日本固有の神事であるが爲めで、令に御即位の日、中臣の壽詞を奏するとあるを、貞觀儀式から大嘗祭ばかりとせられた事と思ひ合せて、頗る注目すべき事實といはねばならぬ。然るに御即位にも天皇は禮服の外、東帶黄櫨染御袍を召した場合がないではない。たとへば元暦元年後鳥羽天皇御即位の時、又承元

四年順德天皇御即位の時など何れも黄櫨染御袍を御召になつて居る。黄櫨染御袍はもとは天子の常に御召になる御袍で、色は黄に赤味が加つて居り、桐竹鳳凰麒麟の



黄櫨染御袍の模様

紋があるものである。併し後世は、常には著御の事は無いやうになつた。御東帶の事であるから、單袖下襲等に袍を重ねられ、大口に表袴を重ねて御著けになり、石帯を帯びられ、冠

(立纓)を御召になり、御木笏を把られ、襪を穿ち給ふのである。

昔は御即位前に禮服御覽と申す事があつてもとは御新調の禮服を一應天覽に供したのであるが、朝廷の用度御缺乏の場合は、高御座など

も、往々以前御調進になつたものに、少々修理を加へて御用ゐになつた位で、親經卿記元暦元年七月二十八日の條、禮冠禮服も自然在來のもの、御間に合せになつたから、其の御常用の御間に合ふや否やを御點檢相成る事となつたので、若し破損でもして居るものがあれば御修理の御沙汰があつたのである。古事談に、大嘗祭の時に御歴代の御召しに、なる玉冠は應神天皇の御冠で、御禮服と共に内藏寮に納められて居つたが、後三條天皇の御頭には、誠によく御合になつたから、天皇が其の事を常に御自讃になつて居たといふ事が見える。大嘗祭に玉冠は御用ゐにならぬから、東齋隨筆に御即位の時とあるが宜しい。内藏寮に應神天皇の御禮服のある事は、玉葉(文治三年二月二十日の條)にも見えて居つて、近代の廳官は不注意であるから、汚損したか紛失したか分らぬと書いてある。又長いうちには御藏に盜が忍び入つて、玉冠に附いて居る金銅珠玉の類が失はれたり、さなくも羅ワカや珠玉が僅か少々ばかり殘

後三條天  
皇と應神  
天皇の御  
冠

つて居たりなどしたこともある。仁治三年後嵯峨天皇御即位の時は、御期日が切迫してから、玉冠が破損して見るかげもなくなつて居た事が發見されて、東大寺(正倉院)に納められて居る聖武天皇の御冠を御取寄にならうとしたが、寶藏の鍵を盜まれて開ける事が出来ず、僧徒評定の間に彼此時刻が移つたので、戸を打破つて取り出し、折角京都へ持ち歸つたものの、太上天皇の御冠を内裏に取り入れられるは不都合などと申す異論もあつて、又々悶めたが、兎も角も、それを雛形に取急ぎ御新調になつて、漸くの事、御間に合せられたことが平戸記といふ當時の日記に見えて居る。

登極令では御即位の御大禮には、天皇陛下を始め奉り、君臣共に束帶を用ゐられることとなつて居る。就中天皇には、單に御束帶、黃檀染御袍とあるのみであるが、それには前に述べただけのもの、悉く具足して居る事は申すまでもあるまい。明治天皇が御即位の式場として、昔

登極令の  
服制

の大極殿を御再興にも相成らず、又近世まで御即位の場合に専ら御用になつて居た禮服即ち玉冠、袞龍大袖などを御廢しになつたのは、恐らくこれも亦純支那風の服飾を御避けになつて、縦しもとは唐制に倣つて出来たものでも、後に日本的に消化された服制を御採用になつた譯かと存ずる。明治元年に明治天皇が御即位の御大禮を行はせられた時に、支那風の服制を用ゐるのを御差止めになつた例を見ても、登極令の服制に關する大御心を拜察するに餘ある事と思ふ。併しながら御儀式の中には尙ほ大體に於て大極殿時代の痕迹を留められて居るものがないではない。それらはずつとつぎに説くところで古今を對照すれば自ら明瞭にならう。

## 即位禮の式場

京都皇居の紫宸殿は承明門を入つて正面に拜せられる南面の殿で、東西百十尺、南北七十五尺、其の中央を身舎とし、南を南廂、北を北廂、東を東廂、西を西廂といつて居る。中央の身舎は高御座を置かれるところ

で、其の後方、北廂との間には有名な賢聖障子が立てられて居り、北廂から廊下傳に後房に通ずる。南廂を出でたところが南榮で、南階十八級を降ると南庭である。左近、櫻、右近、橘は其の左右に並び植ゑられて居る。又東西榮にも各階段がついて居て、東階を降れば、東軒廊を経て宜陽殿に往く事が出来る。御即位の御大禮は此の紫宸殿と其の南庭とに於て御舉行相成るのである。南廂の正階の上の楣間に紫宸殿の額を掲げてある。昔は小野道風、藤原佐理等の書家に仰せて書かせられた事もあるが、現在のは書博士岡本保考の筆である。

其の裝飾  
繡帽額

登極令に據るに、御即位當日の儀は、早旦紫宸殿の裝飾を以て始る。先づ本殿の南榮に日象に五彩の瑞雲を繡した帽額を懸け渡す。延喜式には繡額を懸けると見えて居るが、古くは獸形の帽額といひ、中央に日像があつて、それに獸形に雲形をあしらつたもので、長さは十八丈八尺、幅は五幅、表は白張絹で、裏は細布、縁は綾を用ゐてある。文安御即位調





(一の其) 額 帽 形 獸

度圖それを登極令では獸形を省かれて、單に日象に五色の瑞雲をあしらはれただけである。

身舎の中央南面に三段の黒漆で塗つた繼壇を立て、其の上に天皇陛下の御座なる高御座を置き、高御座の東方に皇后陛下の御座を設ける。此の高御座は全體八角であつて棟上の八角に小形の金色の鳳各一、翼を立て蓋の上、中央の頂に大形の金色の鳳一翼を立てる。搏風には瑞雲を畫いた帽額が懸けられ、搏風の各角には、大小鏡を懸けられる。蓋下の中央に大圓鏡一面を懸け、棟下の八角に玉旛各一流を懸け、其の又内面に御帳を懸け、御帳の上層に唐草形の帽額及び御帳を懸ける爲めの蛇舌を懸ける。壇上の第一層と第二層とには赤地の錦を布き、第三層には青地の錦を布い



(二の其) 額 帽 形 獸



座 御 高

て、其の上に縹網縁の疊二枚、大和錦の龍鬚の土敷一枚、大和軟錦の毯代一枚及び東京錦の毯代一枚を布き重

ね、陛下著御の御椅子を立て、其の左右に螺鈿の案各一脚を置く。これが劔璽奉安の案である。壇下の南・東・西の三面に兩面の錦を布き、其の北の階の下から後房までの間に薙道を布く。皇后陛下の御座も、三層の繼壇に八角の御帳臺を立て、棟の端を蕨手に作る。其の蓋の上の中央の頂には、金色の靈鳥形一翼を立てる。其の他の裝飾は高御座に準ずる。

皇  
后  
の  
御  
座

高御座の御裝飾は大體昔とかはらぬやうである。ただ皇后陛下の御座が高御座に並んで置かれる事は古くはあまり無い事で、今も坊間に傳はつて居る近世の御即位式を畫いた圖などにも、紫宸殿の身舎の中央にはただ高御座を置かれて居るだけであるから、此の事について特に説明せねばならぬ。貞觀儀式にも高御座を大極殿に設け、皇后の御座を高御座の東に置く事が見えて居て、古い制度に相違はないが、御歴代概ね御幼少で大統を繼がせられる例となつてから、自然御即位の

時に皇后のおはしまさぬ爲め、皇后御同列で出御の場合は殆どない。中右記に嘉承二年鳥羽天皇御即位の事を記して「天皇御高座、皇后同御」と見える。是時鳥羽天皇は御年五歳で在らせられるに、皇后同御とは如何しき事に思はれるが、實は此の頃では皇后は一つの御尊稱となつて、中宮が即ち事實上の皇后であらせられたから、實際天皇の御配偶ならぬ御方で皇后の尊稱を受けられた方が少くない。鳥羽天皇の御即位の時同御の皇后の如きも、天皇の御叔母に當らせられる准母の令子内親王の御事で、御即位と同日に立后遊ばされた御方である。是等の實例は其の後も見受ける事である。然るに此の度の御大典に於ては高御座と皇后陛下の御座とを御並べになつて、兩陛下御同列にて此の御大典を行はせられる上に、又皇太子殿下へ御參列に相成るとは御幼帝の多き昔に例のない事で、此の上もなき御目出たい事共と申上げねばならぬ。(登極令には御幼帝の場合の規定もあるが、此には省略する)

軒廊の装飾

即位禮と大嘗祭  
御座の御装飾に次で登極令には軒廊の装飾の事が見える。軒廊とは紫宸殿の南庭を廻つて居る廻廊の事であつて、此の日参列諸員の列立の場所に充てられるのであるが、其の前面に青簾を懸けられ、後面には綵綾軟障せいろを設けられる。

南庭の鋪設

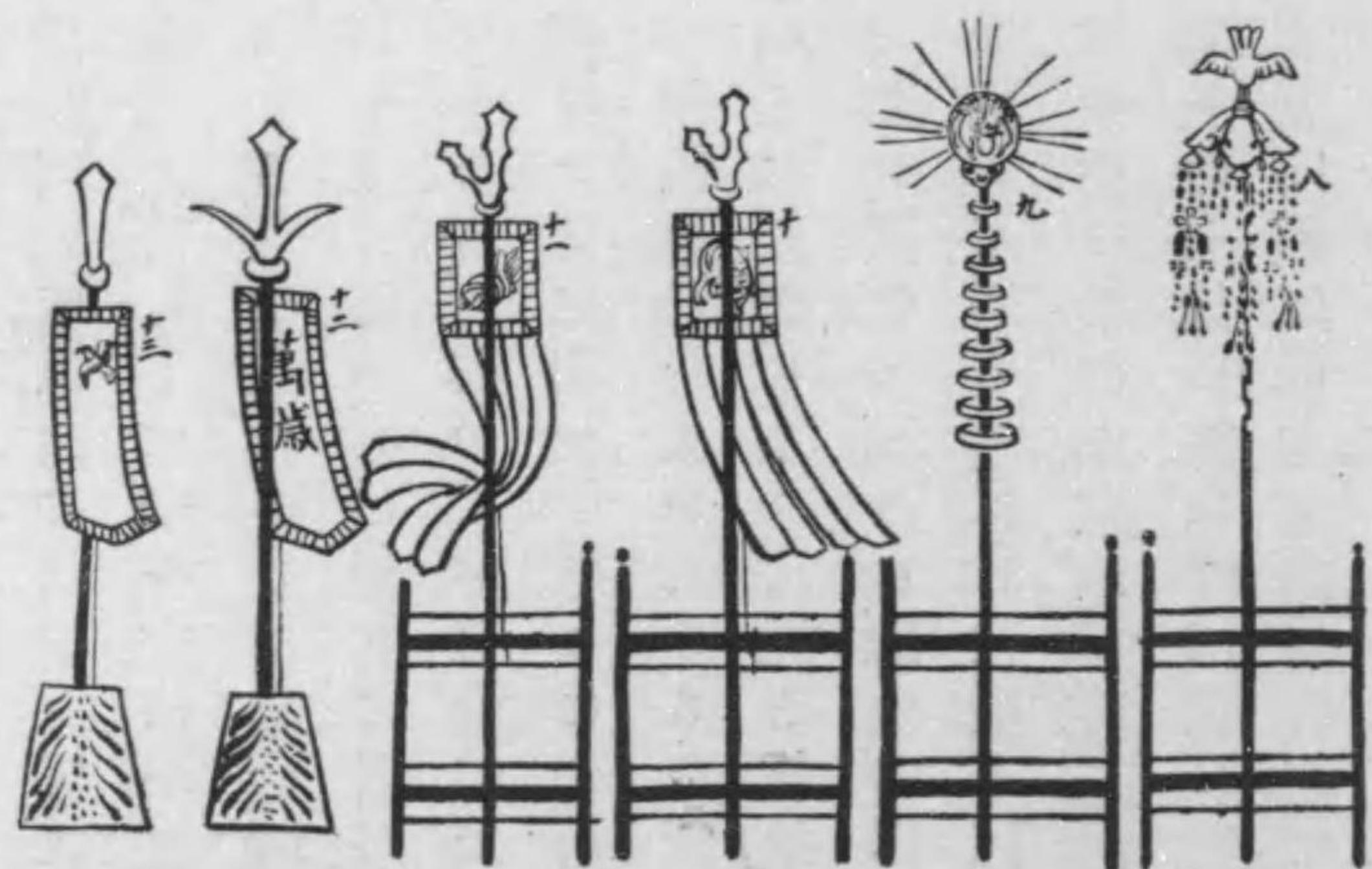
次が紫宸殿南庭の鋪設である。櫻樹の南方には赤地の錦に日像の繡をした蠶旛一旛を戟竿に懸けて樹てられる。蠶とは黒毛の馬尾三十把を以て造つたものを竿頭につけるをいふ。形は赤熊くまに似て黒いものである。明正天皇の寛永七年の御即位の時は麻を染めて用ゐられた事が御即位の次第に見えて居る。又橘樹の南方には月像の蠶旛と相對して白地の錦に月像の繡をした蠶旛一旛を戟竿に懸けて樹てられる。日像の蠶旛の南方には又五彩の瑞雲の模様ある錦に頭八咫鳥形の繡をした大錦旛一旛を戟竿に懸けて樹てられ、月像の蠶の南方頭八咫鳥形の錦と相對して五彩の瑞雲の模様ある錦に金色の靈

來 旛旗の由

鷄形の繡をした大錦旛を戟竿に懸けて樹てられる。頭八咫鳥形の大錦旛の南方と靈鷄形の錦の南方とに各相對して、青、黃、赤、白及び紫地の錦に金糸を以て菊花章の繡した中錦旛各五旛を戟竿に懸けて樹て列ねられ、又各、其の南方に相對して、同く菊花章の小錦旛各五旛を樹て列ねられる。左右の大錦旛の前面には、赤地の錦に、上方には嚴盆げんぼん齋瓶さいへいびんの事と魚形とを繡し、其下方に金泥を以て萬歳の二字を書いた萬歳旛各一旛を戟竿に懸けて相對して樹てられる。旛はそれだけであるが、其の小錦旛の前面には、火焰臺にかけた鉦鼓各三面を左右に相對して置き、又黒漆柄の端に金鰐があつて、赤色の錦に金糸で巴を繡した旛の懸つて居る梓を左右相對して各十竿樹て列ねられる。

元來旛を樹てる目的は物の目標めざしにする爲めであつて、東洋諸國では古く寺門の目標に、門前に彩色を施した布幢を竿の上に著けて長く垂らす事が行はれ、現に支那や朝鮮にも其竿や支柱が残つて居る。併し

第三 即位の禮 十一 紫宸殿の裝飾

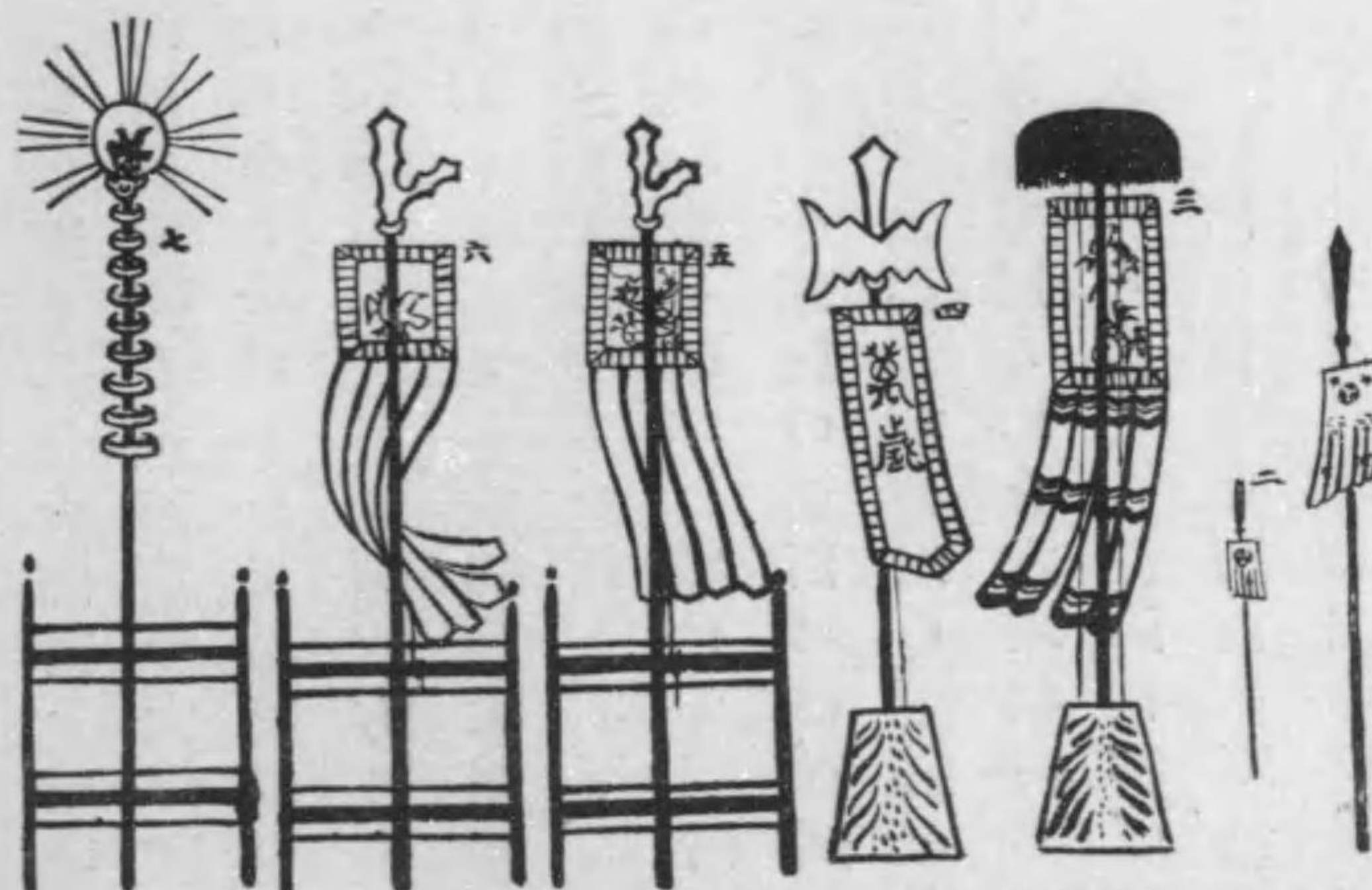


幡像日(七) 旗雀朱(六) 旗龍蒼(五) 旗歲萬(四) 旗武玄(一) 旗虎白(十) 幡像月(九) 幡鳥銅(八)

へられた事が日本書紀に見える。文武天皇の大寶元年正月、大極殿で朝賀を御受けになつた時、正門に烏幡を樹てられ、左には日像、青龍、朱雀の幡を樹てられ、右方には月像、玄武、白虎の幡を樹てられたことを前に述べたが、これは全く支那風の威儀を整へられたものであつて、後の御即位の御大禮に、此の種の幡を樹てられた起源となつたのである。

大極殿の場合は、内裏式に見える朝賀の裝飾でわかるが、紫宸殿の場合とは自ら異なるから、これを略し

位禮と大嘗祭



幡像日(七) 旗雀朱(六) 旗龍蒼(五) 旗歲萬(四) 旗武玄(一) 旗虎白(十) 幡像月(九) 幡鳥銅(八)

ながら神前に竿を立てることは佛教渡來以前にも行はれたことで、必ずしも佛教の影響とばかりもいへぬ。近頃は我國の神話にある天御柱も此の比ではあるまいかとの説もある。此の旗は又平時に於て威儀を整へる爲めに樹てられ、軍陣に於ては軍旗としても用ゐられた。

日本では日本書紀の一書に、昔紀州で伊弉册尊の御魂を祭る爲めに幡旗を用ゐたとの事が見えて居る。

推古天皇の十一年に、皇太子厩戸皇子は始めて旗幟に畫いて儀衛を整

て紫宸殿で以前御即位を行はれた時の鋪設を見ると、紫宸殿の南階から八丈若しくは十一丈ばかり前の庭に、御殿と相對して七本の幢旗を樹てる。中央にあるは烏形幢、一に銅鳥幢ともいつて、竿の上に金銅の烏を臺に据ゑ、臺の廻りに瓔珞を飾り、竿は黒塗で塗り、五色の雲形を畫いてある。其の東が日像幢で、竿の上に金色に塗つて三足烏を畫いた圓板を著け、圓板の廻りに金色の細い串十七本をさし、又竿には金色塗の圓輪九つを貫いてある。銅鳥幢の西に月像幢を樹てる。これは竿の上に、銀色に塗つて兔と蟾蜍ヒキガと月桂樹と瑠璃色の白とを畫いた圓板を著け、圓板の廻りに、銀色の串十七本をさしてある。九つの圓輪が竿を貫いて居る事は日像幢と同じである。日像幢の東に、青龍・朱雀・月像幢の西には白虎・玄武蛇の龜を纏つて居る圖の四旗を樹てる。これを四神旗といふ。以上の七旒の旗は御即位に關する威儀の爲めに樹てられるものである。四神旗の左右即ち青龍の東方と玄武の西方とに龍像・夔各一旒を

樹てる。又龍像・夔の南方に、左右各一旒の萬歳の旗を樹てる。何れも竿の上に戟を著けるが、東方のは、赤地の絹に、金薄で表裏に萬歳の二字を篆書で書き、縹緗模様の縁が著いて居り、西方のは眞書で萬歳と書く。萬歳旒の南に左右各、鷹像旒二旒づつを樹てる。これはもと近衛官人の陣の標である。然るに紫宸殿は大極殿の如く樓がなく、ただ昔の形を残すだけで、近世では萬歳旒の後方に、東西各三株の梓を樹て、大將代中將代、少將代が其の後に列する。又鷹像幢の南方左右に、中務省の小梓五株を樹てる。尤も是等の位置は時代に依つて多少の變更があつて、必ずしも一定しては居らぬ。

古今の對照

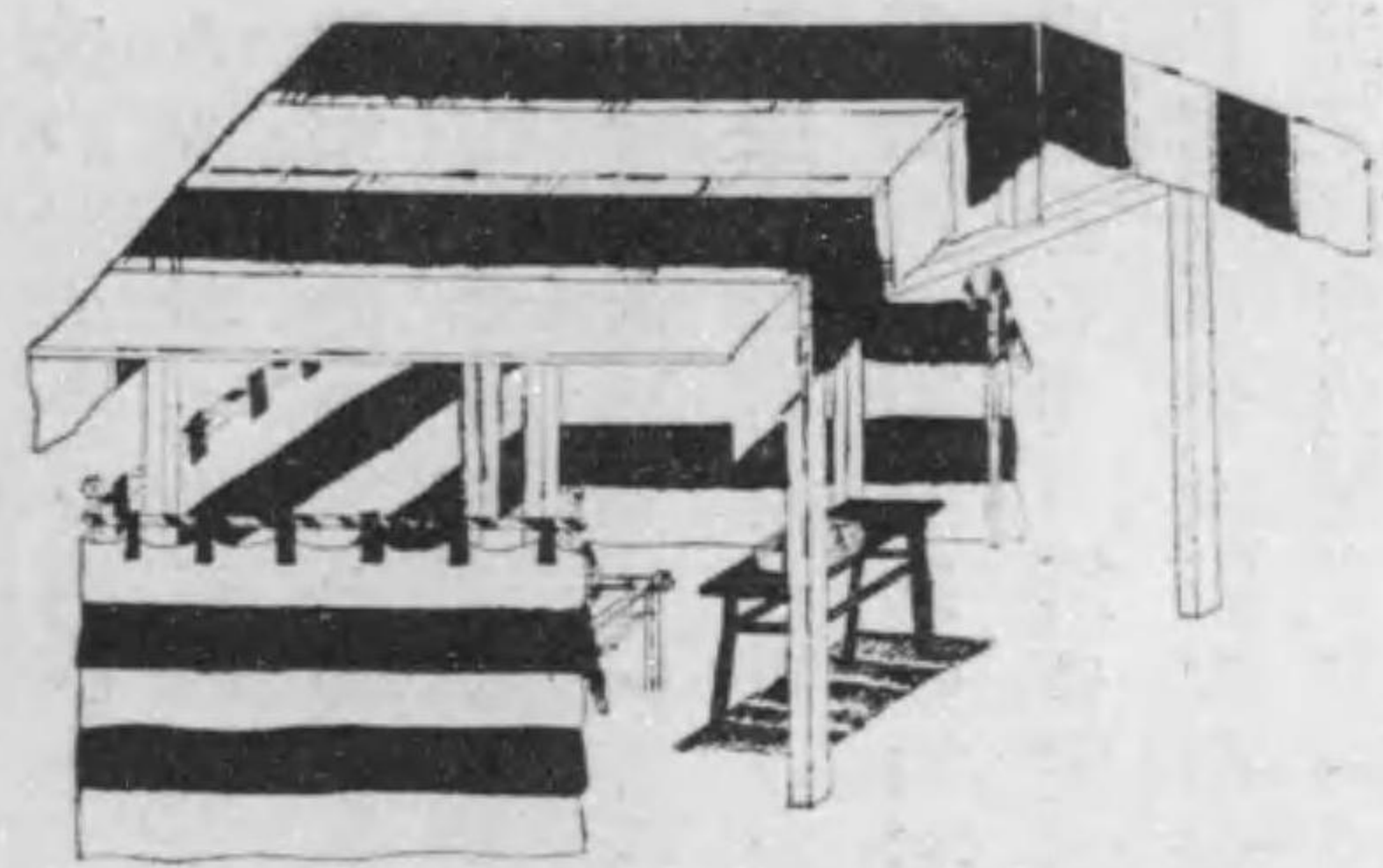
これを登極令の御規定に照して考へると、昔は紫宸殿の南榮と平行して横に樹てられたものが、今は左右に樹て列ねられる相違がある。昔の横に日月像幢・銅鳥幢・四神旗を樹て列ねたのは、大極殿の龍尾壇を象つたのであると思はれるが、今は其の形は全く失せ、且つ幢旗の數や

種類に於ても、古今の差異があつて、日月像の幢旛は烏や兎の繪こそなけれ、御採用になつて居るが、銅鳥幢四神旗などの支那風の幢旛を止められて、新に神武天皇御東遷の目出たき故事から採られた頭八咫鳥形、靈鷲形、嚴盆形や、又は皇室の御紋章なる菊花章の錦旛を御採用になつた事と拜察する。昔は近衛兵衛等の陣の標の意味で樹てられた旛が、今は全く其の意義を失つて、單に儀容の意味で樹てられるに止まるのである。萬歳旗は此の御大禮に主要なる旗の一つであるから其の筆者を吟味せられた。近世では其の初期に出でた賀茂社の祠官藤木敦直が、後水尾天皇の御思召で、書博士の宣下を蒙り、始めて朝廷の入木道の世家なる持明院家に代つて萬歳旗の文字を書く事となつた。敦直はもと大師流と世尊寺流とを兼ね傳へた飯河秋共と、伯父賀茂成定とに就いて入木道を學び、更に大師の筆意を極めて、賀茂流を始めた人である。然るに曾孫司直の代で家が絶え、司直の門人で同く賀茂氏の邦

萬歳旗の筆者

氏が其の後を繼いで書博士となつたが、それも一代で斷絶し、同姓ではあるが、全く關係のない賀茂の岡本保考が書博士となつた。前に述べた紫宸殿の額を書いたは此の人で、光格天皇の御即位の時の萬歳旗をも書いて居る。其の子胡保、孫保誠(明治十一年歿)相尋いで書博士となつた。それらにいはせると萬歳旗の文字には、それぞれ秘訣があつて、悪魔降伏、富貴長壽の祕傳が、其の中にこめられてあると申す。最近の新聞紙に、藤木氏の末孫で、それ等の故實を傳へた人が現に京都に居て、由緒書を其の筋に差出したとの事が見える。それもさうであらうけれども、一體、大極殿の額、紫宸殿の額などの揮毫は、昔から弘法大師、小野道風、藤原佐理など一代の代表的書家に御下命があつた事で、鎌倉から室町にかけて時代の書風を支配して居た世尊寺家が衰へてからは、持明院家がこれを繼ぎ、其の持明院家も名のみとなつた後は、藤木敦直が代つて御用を承り、萬歳の旗を書いた次第であるから、此の度の御大典

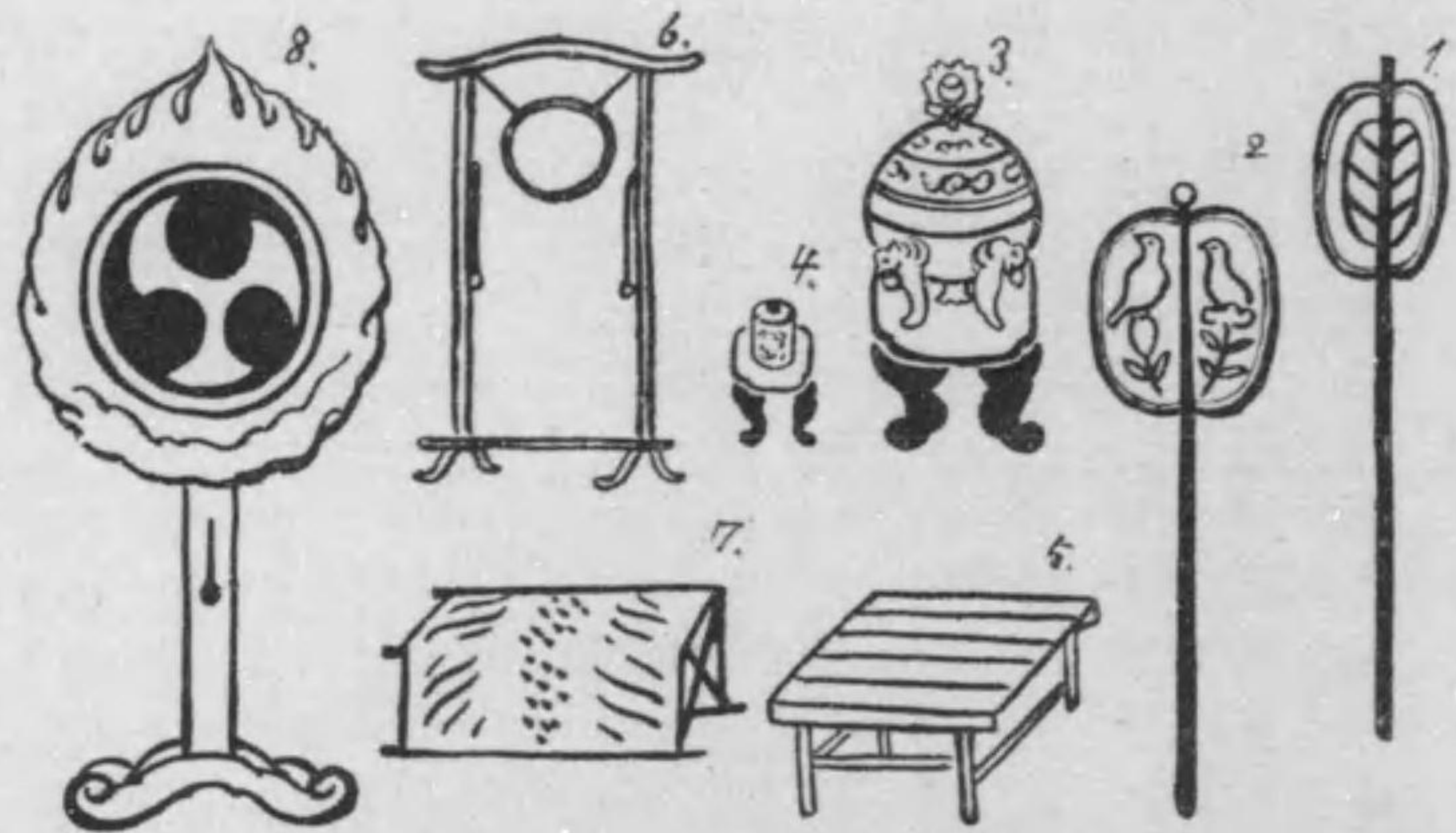
内外辨幄  
其他の  
鋪設の古  
例



内辨幄舎

即位禮と大嘗祭  
に當つても、強ちに近世の故實や祕法に據られずとも、大正時代を代表すべき技量と名望のある書家を御詮議になつて、御下命あつて然るべき事と存ずる。

それから右近橋の西に東面し、若しくは左近櫻の東に西面して内辨の幄が建てられ、月華門右掖門外の西南若しくは長榮門外の西方に外辨の幄が建てられ、日華門左掖門内南方と月華門右掖門内南方とに東西相對して左右近衛の幄が建てられる。共に幕で廻らした假建のものである。紫宸殿の南階から凡そ七十尺ばかりの南庭の左右に、黒漆の臺二箇を据ゑて、徑二尺ばかりの白銅の火爐各一つづつを置かれる。其の南各凡一丈ばかり



(1)駮(2)上同(3)爐火(4)香納桶(5)子床(6)鉦(7)胡床(8)鼓

り距てて香案二箇を置き、金塗の曲物に草花を畫かれた香合が各一つづつ据ゑられる。これを香納桶といふ。又承明門内の左右に銅製の兕像(狛犬)一對が置かれる。其の北に胡床がある。これは警衛の任に當る伴佐伯氏の座とする。青龍纛の北に左右各鉦鼓がある。又内辨の幄の南にも、同様鉦鼓を置いてある。これは儀式の合圖に打つ爲めで、靈龜元年正月、元明天皇の大極殿朝賀の時から元日節會に鉦鼓を用ゐる事を始められ、自然御即位の儀式にもこれを打つこととな

つたのである。其の他位記の案宣命使等南庭に参列する文武官の版を立てられるが、登極令には前にも述べた如く、内辨外辨等もなく、其の他も餘程相違して居るから、それ等の説明は先づこれ位に止めて置く。

### 十二 即位次第

諸員列立  
これから御大禮御舉行のプログラムに入るのである。當日先づ儀仗兵は南の建禮門の外及び東の建春門の外に整列する。文武高等官有爵者優遇者並びに夫人及び外國交際官並びに夫人共は、日華門の外と承明門の外とに列立して待合せる。次に大禮使高等官が承明門、日華門、月華門へは左右各三人、長樂門、永安門へは左右各二人、左右掖門へは左右各一人づつ都合三十人、各門の掖壇下に参つて衛門の本位に就く。次に又大禮使高等官が左右各一人づつ、同じく判任官左右各六人づつを率ゐて日華門と月華門とから入つて司鉦司鼓の本位に就く。

其の古例



門部

次に大禮使高等官が左右各二十人づつ威儀物を捧げて日華門と月華門とから入つて中錦旛の前面の本位に就く。次に大禮使高等官が左右各十人づつ又日華門と月華門とから入つて南庭の櫻と橋との前面まで進んで威儀の本位に就く。以上の諸員の服装威儀物等は、前に述べた賢所大前の儀と同様である。

近世紫宸殿の御即位では左右衛門の門部四人承明門の掖左右の胡床に著く。中務省輔紫袍を著けるは内舍人等を率ゐて、た右に相分れて、近衛陣の南に陣取る。左右大將以下紫袍襦

襦武禮冠帶劔は所部を率ゐて、中務陣の北に陣取り、これを華樓陣といふ。近衛次將以下(挂甲を著け弓箭を帶する)は南階の東西に陣取つて、胡床に著く。内藏寮大舍人大藏掃部主殿等の官人が威儀物を執つて、左



右の陣の北に陣取る。主殿寮・圖書寮は各禮服を着けて火爐の東西に

列立し、典儀は贊者二人を率ゐて版位に就く(何れも禮服を着ける)

内辨は休幕で禮服を

著けて内辨の幄の兀

子に就き、文官を代表

する式部と、武官を代

表する兵部とを次々

れる。これで南庭の設備が完了したから、上卿は内辨からの合圖を受

けて、兵庫を召して、鼓師に外辨の鼓を打たせる事九遍、諸門もこれに應

じて打つと、東西の掖門が開かれる。次に伴佐伯が承明門左右の胡床

に腰掛ける(伴佐伯の事は便宜大嘗祭の條に述べる)此の間、天皇には

禮服を御著けになつて御手水を召される。關白(若しくは攝政)は高御

座の壇上に立つて諸事を指圖する。執翳の女孺東西に分れて床子に



儀典

に召出して、今度の御即位に紋位の恩命を受け、るもの位記の下名と位記の宮とを給はり、位記は定め案上に置か

著き、褰帳の命婦二人威儀の命婦共に著座する。左右方侍從代、少納言

は東西の

階から堂

上に昇つ

て各、南榮

に出でて

揖折し、南

廂の東西

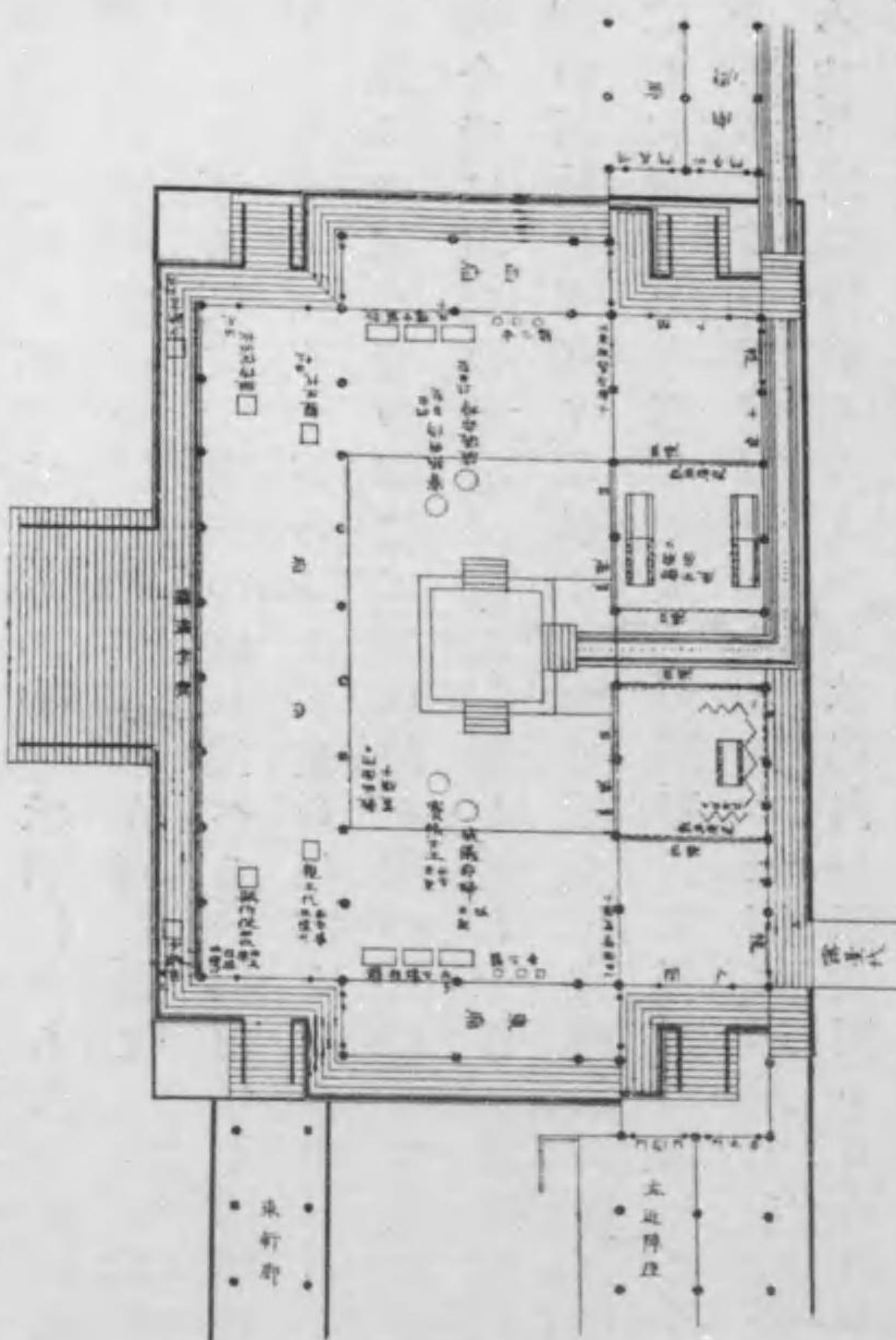
の第二間

に至つて

又相揖し、

北行して

紫宸殿上即位禮指圖



楹内の毯上に立ち、相對して又揖する。伴佐伯の兩氏門下に立ち、承明

門が開かれ、内辨の指圖で兵庫頭が鼓師を召して鼓を撃たせると、諸門の鼓もこれに應じて撃ち、外辨が承明門から入つて標に就く。此の間、隼人が犬の吠聲を三節發するを合圖に、諸仗を立てる事がある。隼人の吠聲の事も便宜大嘗祭の條に述べる。關白は陰陽師に吉時を尋ねて、刻限到來の知らせがあると、天皇の出御となるのである。

此くの如く昔の即位式では鼓を撃つただけで、鉦はまだ打たぬが、登極令では南庭の準備が整ふと、鉦と鼓とを各三遍打ち、それを合圖に、参列の諸員が列立する事になつて居る。大禮使高等官は此の門外に列立した諸員を先導して、殿上の東廂又は軒廊に進んで、各其の本位に就かせる。其の際混雜を避ける爲め、東廂に参進するものは日華門から入れ、軒廊に参進するものは承明門の東西廂から入れる。次に式部長官、式部次官が式部官(束帶帶劔)を従へ、殿上の南廂に参つて本位に就く。次に大禮使長官、大禮使次官が殿上の南廂に参つて、式部長官、式部次官

参列諸員  
の参進

天皇登壇

皇后登壇

其の古例

の上に就く。次に内閣總理大臣、宮内大臣が同じく殿上の南廂に参つて大禮使長官の上に就く。次に皇太子殿下、親王、王、各殿下が高御座の前面の壇下に設けられた本位に就かれる。是時式部官の警蹕の聲がすると、天皇陛下には御束帶黃櫨染御袍を召して、高御座の北階から壇上に御登りになる。扈從の侍從は劔璽を御帳の中の設けの案上に奉安し、又御笏を奉る。内大臣は高御座に昇つて御帳外の東北隅に祇候し、侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官は高御座の後の壇下に侍立する。次に皇后陛下には御五衣、御唐衣、御裳を召して御帳臺の北階から御昇になり、女官が御檜扇を奉る。親王妃、内親王、王妃、女王、各殿下は御帳臺の前面の壇下に設けられた本位に御就きになり、皇后宮大夫、女官が御帳臺の壇下に侍立するのである。

昔は天皇が後房から高御座の北階の下まで布きつめてある薙道上を御徒歩で高御座に著御になると、藏人頭が御帳の後の帷を褰げて

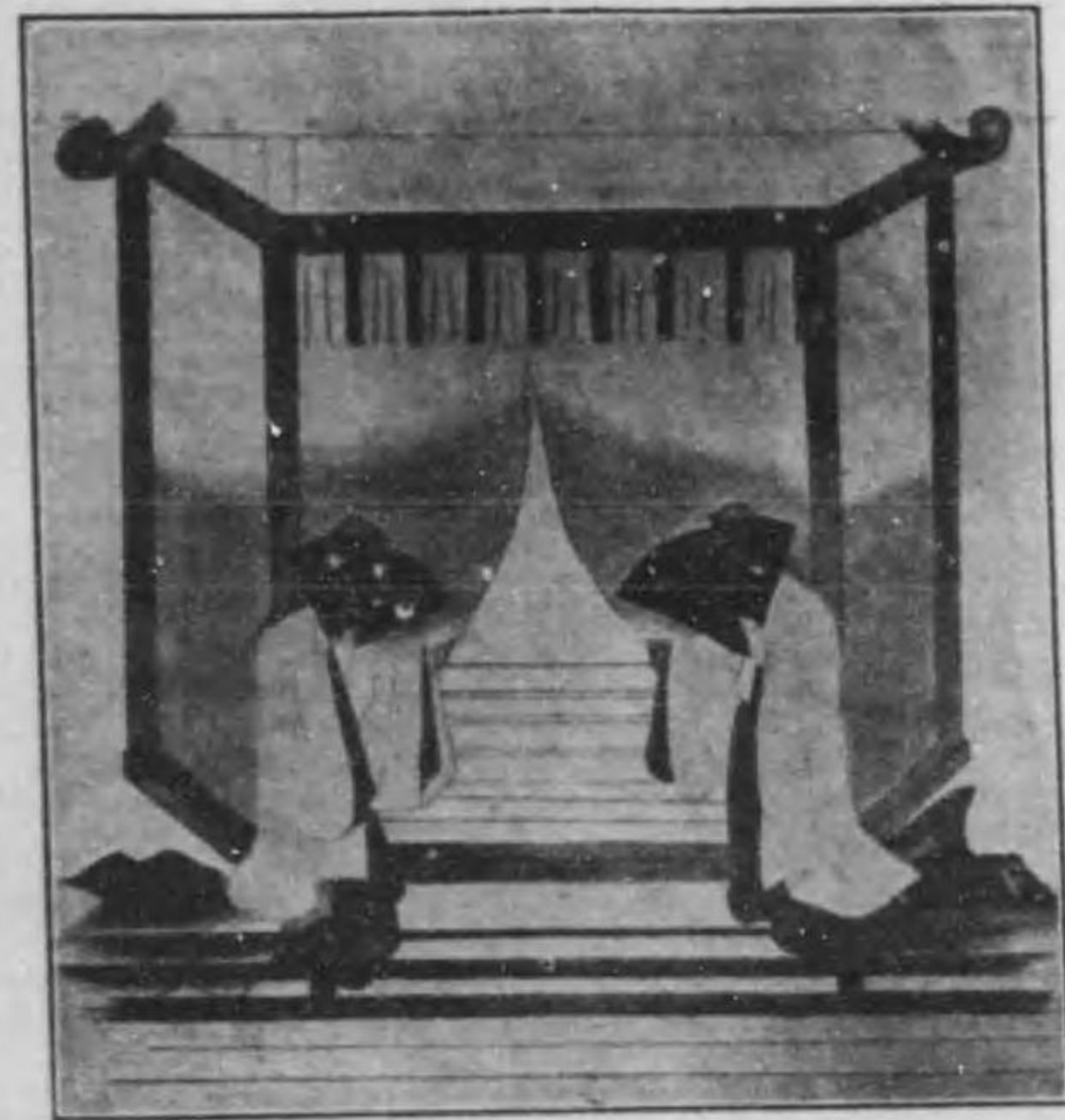
御入れ申し、内侍一人が北階を昇つて劔を御座の左方に安じ、同じく一人が璽を同所に奉安して退下すると、關白は御笏を取つて奉り、自身は高御座の中層の東北の方の圓座に祇候し、兵庫頭は内辨の指圖で、鉦師を召して、御帳を褰げる合圖の鉦を撃たせたのである。さて此天皇が高御座へ出御の爲め、薙道を御徒歩になる時に、妙な事が行はれた。それは御手に印を結ばれ、御口の中で眞言を唱へ給ふといふので、所謂眞言祕密であつたから、それを心得たものから御即位の禮以前、天皇に御傳授申上げたもので、これを御即位灌頂と申して居つた。灌頂とは佛教でいふ祕密灌頂から來ては居るが、一般の通用語として祕訣の傳授を受ける事を意味して居る。古今集の灌頂、入木道の灌頂などが即ちそれである。此の結印の事は後三條天皇の御即位の時が初見である。それより以前には三條天皇の御即位の時の如き、天皇が小安殿より笏を端し給うて、御徒歩で高御座に出御になつたものであるが、後三條天

御即位灌頂

皇の御即位には御手を大日如來印持拳印の如く結ばれて、御徒歩になつた事が、御即位部類記に收めた匡房卿記に見えて居る。其の後は此の事も見當らぬが、伏見天皇後小松天皇の御即位の時などにまた見えて居る。もとより佛教の灌頂印明から來て居るので、後三條天皇には護持僧の成尊法印から御授申上げ、伏見天皇には青蓮院門主道玄准后(二條良實の子)から御授申上げた。二條家の祕傳では、もと攝家の正嫡の外は知るものが無つたのを、近衛家の先祖基通が幼少で父を失つた爲め、松殿基房が傳へ、九條家の先祖兼實が更に其の傳授を受けたが、兼實の孫道家の時、實治の變で、九條一條兩攝家が共に勅勸を蒙つたので、二條家の先祖良實ばかりがこれを傳へる事となり、後小松天皇御即位の時にも良基から御授け申したといつて居る。爾來此の祕事の御傳授は、二條家の獨占となり、同家以外の人には攝政若しくは關白となつて居つても、其の人をさし措いて、二條家から御傳授申上げ、御傳授の席に

は他家の關白以下の參候を許さなかつたものである。これは近世まで行はれた事であるが、流石に登極令では此の舊習を御採用になつて居らぬ。併し後房から高御座へ著御までは笏を持ち給ふ事なく、高御

座著御の後に始て笏を奉る事となるのは、或は未だ少し昔の痕迹をとどめて居る譯ではあるまいか。



王女帳裏

侍典同

次に宸儀の見れ給ふ順序となるのである。昔は執翳、女嬬、左右各三人が御座前へ進んで兩方から斜に長翳中翳、短翳を上下に立て合せて居ると、裏帳、命婦が高御座の東階と西階とから昇つて、南面の御帳を裹げる。其の方法は、御帳を左右に内部に巻きこみ、八字形に絲を以て綴ぢ上げるので、それを濟ませて座に復すると、執

宸儀初て  
見るる古  
例

翳、女嬬も各、其の座に復する。かくて宸儀始めて見れ給ふから諸仗、兵仗を執つて居る者共が警蹕を稱へ、式部が「面伏」と唱へると、參列の百官が磬折といつて、腰を屈め、諸仗も伴、佐伯も共に蹲踞するのである。

登極令の  
規定

登極令の規定はこれに比べると、頗る簡單であつて、先づ侍従が二人、高御座の東階と西階とから壇上に昇つて御帳を裹げて座に復ると、今度は女官が二人、御帳臺の東階と西階とから壇上に昇つて、御帳を裹げて座に復る。そこで天皇陛下には御笏を端し給うて立御になり、皇后陛下には御檜扇を執らせられて立御になると、諸員が最敬禮をするのである。但し登極令には典儀もなく贊者



執翳女嬬

燒香の古例

もなく合圖の仕方については何も見えて居らぬが大極殿時代と違つて御手狭の式場の事であるから、格別の御不都合も無き譯であらう。斯様に宸儀が見れ給ふと、以前は南庭に於て、主殿(生火官人)が火爐に進んで火を生け、圖書がそれに香を焼くと、典儀が再拜と稱へ、贊者が一同に傳へると、群臣は再拜するのである。此の燒香は天子の即位を天に告げるとの支那の故實に倣つた名殘である。明治天皇の御即位の時は此の儀式を御止めになつて、火爐や香納桶の代りに、水戸徳川家から獻納になつて居た地球儀を南庭に御設けになつた事は有名な話である。登極令に全く燒香の事を御除になつて居るはさもあるべき事と存ずる。

勅語を賜ふ  
其の古例

本令では諸員の最敬禮が済んでから、南廂に居た内閣總理大臣が、宸殿の南階を下つて南庭に北面して立つと、勅語を賜ふのである。以前の儀式では、此の勅語は、宣命使の讀む宣命に當るので、群臣の再拜が

済むと、宣命使が南庭の定め版位に著いて宣命を讀み上げるのである。其の式は宣命使が一揖の後、笏を綬に挿して宣命を披き、先づ右脇で二折に合せ、一旦眼の上に捧げたる後、更に引下して讀み、訖つて又右脇に二折にして、右の方を向く。これを宣制一段といふ。群臣はこれを合圖に再拜する。時に依つて、宣制三段若しくは四段のこともある。最後の一段で拜舞する。拜舞といふのは、もとは舞うたのであらうが、後世は形ばかりになつて、ただ體を左右にゆすぶるだけであつた。續日本紀に載つて居る文武天皇御即位の時の宣命は、此の種の宣命の中では最も古いもので、其の後の御歴代のもつぎつぎに傳はつて居るが、今其の一例としてここに光仁天皇御即位の折の宣命の全文を掲げる事とする。

天皇 朕 詔 旨 勅 命 親王 諸王 諸臣 百官 人等 天下 公民 衆 聞 食 宣  
掛 恐 奈良宮 御 宇 倭根子 天皇 去 八月 此 食 國 天下 之 業

拙劣朕被賜而仕奉 負賜授賜天皇詔旨 頂受被賜恐受被  
賜懼進 不知退不知 恐坐勅命 衆聞食宣 然此乃天  
日嗣高御座之業者 天坐神地坐祇乃相宇豆奈 奉相扶奉事 依  
此座者平安御坐 天下者所知物 在所念行 又皇坐而天  
下治賜君者賢臣能人 得而天下平安治物 在所念行 聞看行  
故是以大命坐勅朕雖拙弱親王始而王臣等乃相穴奉相扶  
奉事 依而此之負賜授賜食國天下之政者平安仕奉 所念  
行 故是以衆淨明心正直言以而食國政奏 天下公民 惠治  
所念行 勅天皇 命衆聞食宣

宣命の大  
意

是等の宣命の趣意は大同小異であるが、概して先づ、天皇が親王諸王、  
天下公民に向つて詔を聞くやうにと宣ふことに始まり、次に天皇が天智  
天皇の始め給ひ、定め給ふ法制に従つて政治を行ふやうにとの先帝の  
仰を受けて、皇位に御即きになりながら、如何にせば此の御委託に合ふ

べきか恐懼に堪へぬと御述べになり、次に王臣百官、人が誠心誠意天皇  
を補佐し奉り、天下の政治を平安ならしむるやうにと宣ふ意味である。  
天智天皇の法制とは、前にも述べた如く、天皇が我國百般の制度を御制  
定になつて、御継続の爲めに永遠の模範を立て給ふたから、宣命にも斯  
く宣ふ次第である。

登極令には左様の事はなく、勅語を賜はると、内閣總理大臣が南階を  
昇つて南榮の下で壽詞を奏するのである。此の壽詞は神祇令に中臣  
が奏する壽詞なるものに相當する。神祇令の義解には、神代の古事を  
以て壽を奏する語と見えて居る。内閣總理大臣の壽詞は自ら別では  
あらうが、前にも述べた如く、ただ令に見えただけで、貞觀儀式にも江家  
次第にも省かれ、近世迄の御即位禮には絶えて無かつた壽詞の奏が、登  
極令に御載せになつて、近く行はせられる御大禮に、内閣總理大臣が其  
の光榮を荷ふやうになるのは、これも目出たい事の一である。内閣總

内閣總理  
大臣壽詞  
を奏す

萬歳を唱和す

理大臣は壽詞を奏し訖つて南階を降り、萬歳旛の前面に立止つて、萬歳を三唱し、參列の諸員一同、聲を揃へてこれに和する。内閣總理大臣は西階を昇つて元の座に復する。天皇皇后兩陛下が入御になり、鉦鼓を三度撃つを合圖に、諸員も退下して、此の御大禮は終を告げるのである。昔は宣命を承つて百官が拜舞すると、參列の武官が一齊に立つて旛を振りながら宣命、使の座に復する迄萬歳を稱へ續けた。但し此の萬歳の稱へ方は萬歳でもなく、萬歳でもなく、貞觀儀式江家次第を始め、後世の日記にも、其聲調とあつて、エーツ〜と呼んだものと見えるが、それも近世には形ばかりで稱へもせぬことになつた。次に式部・兵部の敍位・敍人の拜舞などがあり、侍従が「禮畢」と稱へると、上卿が兵庫頭に命じて鼓師にいひつけて御帳を垂れる合圖の鉦を撃たせる。次に執翳女孀が進んで前の如く翳を捧げ、褰帳命婦が御帳を垂れ、諸仗が蹕を稱へる間に、天皇は後房に入御になり、兵庫頭が上卿の命を受けて、鼓師に

其の古例

鼓を撃たせると、これを合圖に群臣は退下し、諸衛が鉦を撃つて陣を解くのである。昔は此の御大禮は午前八時頃から行はれたこともあれば十二時頃からのこともあつた。

莊嚴の儀式

御即位の古禮は最多く唐風を御採用になつたものである爲め、日月・四神・龍鷹以下の旛旗の風に靡いて居る間、玉冠や、三山冠の如き異様の冠に、きらびやかなる禮服の袖を聯ねた官人が立ち竝んだ様子は、さながら支那の宮殿にでも臨むが如き心地せられたと見えて、これを拜して所感を述べたものの中で、例へば讚岐典侍日記には、

南のかた(南庭をいふ)をみれば、れいのやたからす、見もしらぬものども、大かしらなどたてわたしたる、見るも夢のこゝちぞする。(中略) 日たかくなる程に、行幸なりぬとて、のゝしりあひたり。殿原里人など玉のかうぶりし、あるは錦のうちかけ、近衛づかさなど、よろひとかやいふ物著たりしこそ見もならず、もろこしのかたかきた

るさうしの、晝の御座にたちたるみるこゝちよとあはれに、かくて  
事成ぬ、おそし／＼とて、衛門の佐いとおびたゞしげに、(毘沙門)びさもんな  
どをみる心ちして、我にもあらぬ心地しながらのぼりしこそ、我な  
がら目くれて覚えしか。(下略)

と見え、又松亞記には、

毎事巍々焉庭上旒獸形帽額等如臨漢宮可謂言語道斷

と書いてある。玉冠玉佩綬などは何れも美麗を極めたもので、當日内  
辨以下のこれを著けて練り行く毎に玉佩の音が鏘々として目ざむる  
ばかり華美であつた。元暦元年後鳥羽天皇御即位の時、左大臣大炊御  
門經宗が六十六歳で内辨となり、禮服を著、牙笏を持つて、法の如く練り  
行いて兀子に著いたが、其の白髪は堂々たる儀容と相映じて、如何にも  
かうがうしく、觀るもの神仙の人としたと親經卿記に見えるが、さもあ  
つたらうと思はれる。登極令にはそれ等の支那風の裝束鋪設は廢せ

られたとはいへ、御盛儀に取つて變かのあらう筈はなく、取別け宸儀の初  
めて見ほれ給うてから、内閣總理大臣を始め參列諸員の萬歳を三唱す  
るあたりは、御儀式の大眼目として、其の莊嚴さ、今より思ひ遣られるので  
ある。

此の御儀式に臨む事の出来る人は、昔から限りのあることであつた  
が、實際は職員外の人々も、定めの場合にあつて拜觀をする事が出来た  
と見える。もとより制度に於ては許されぬ事であつたが、中古以來の  
流例として、例へば大極殿では、人々が東南角の壇上に群り立ち、又龍尾  
壇の下に群をなして拜觀した。紫宸殿では東南の簀子で拜觀したも  
のもあれば、又其處は内辨の幄に程近く、眼下に見下すやうになるので、  
東廂戸の内に隠れ、西南の簀子邊に徘徊して見物したのもあつたこ  
とが玉葉山槐記の治承四年安徳天皇御即位の條に見える。此の後も、  
武家の主従共も内々拜觀を許されることはあつた。慶長十六年後水



尾天皇御即位の日は、徳川家康が裏頭姿で内々拜觀し、寛永七年明正天皇の御即位の日は、江戸の使酒井忠世、土井利勝の兩人も同様庭上で拜觀を許されたとの事である。

十三 即位禮一日後の賢所御神樂

賢所御神樂  
神宮諸社  
奉幣宇佐  
使山陵使  
發遣の古  
例

御即位の御大禮を御舉行になつた翌日、賢所に於て、天皇皇后兩陛下が出御あらせられて、御神樂が行はれ、兩陛下の御拜禮があるが、御儀式萬端略前に述べた賢所に期日御奉告の儀に準ぜられるのであるから、此にはこれを省く事にする。昔は神宮を始め諸國の諸神に御奉幣の事があり、宇佐使(宇佐神宮に御使のたつこと)を立てられた事もあり、又諸國の山陵に山陵使を立てられた事もある。登極令には御即位の御大禮後は此の賢所御神樂があるだけである。

これで御即位の御大禮前後の説明を了へたから、次には大嘗祭に關

係した説明に移る事とする。

於<sub>レ</sub>是天皇(○神武天皇)甚悦、乃<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>八十平  
 瓮、天<sub>レ</sub>手<sub>レ</sub>挾<sub>レ</sub>八十枚、手<sub>レ</sub>挾<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>爾<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>步<sub>レ</sub>  
 于<sub>レ</sub>丹生川上<sub>レ</sub>川祭<sub>レ</sub>天神地祇(○中<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>祈<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>吾<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>  
 以<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>瓮<sub>レ</sub>沈<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>丹生之<sub>レ</sub>川<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>魚<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>大小<sub>レ</sub>悉<sub>レ</sub>醉<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>、  
 被<sub>レ</sub>葉<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>浮<sub>レ</sub>流<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>(被<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>磨<sub>レ</sub>紀<sub>レ</sub>)吾<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>  
 爾<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>乃<sub>レ</sub>沈<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>瓮<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>川<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>口<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>頓<sub>レ</sub>魚<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>  
 浮<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>唼<sub>レ</sub>鳴<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>椎<sub>レ</sub>根<sub>レ</sub>津<sub>レ</sub>彦<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>天皇<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>喜<sub>レ</sub>  
 (日本書紀)

寶永八年三月四日五日御即位御能開口  
 夫<sub>レ</sub>久<sub>レ</sub>かたの<sub>レ</sub>天<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>げ<sub>レ</sub>ば<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>き<sub>レ</sub>高<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>ち<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>せ<sub>レ</sub>な<sub>レ</sub>い  
 は<sub>レ</sub>ふ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>つ<sub>レ</sub>春<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>寶<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>冠<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>こ<sub>レ</sub>そ<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>道<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>な<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>なる<sub>レ</sub>政<sub>レ</sub>  
 よ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>づ<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>ば<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>ぎ<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>め<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ける<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>や  
 (御昇壇記)

### 第四 大嘗祭

#### 十四 大嘗祭一日前の鎮魂

鎮魂の式

大嘗祭の行はれる一日前に、先づ天皇陛下の鎮魂の式が行はれる。これは毎年の新嘗祭の一日前にも行はれる御式であるから、登極令には皇室令附式中の新嘗祭一日鎮魂の式の如しと記される。但しそれがないものは、大嘗祭の爲めの鎮魂であるが故に、當日大禮使高等官が著床する一事である。さて皇室祭祀令は明治四十一年九月に御發布になつたもので、本令には新嘗祭を行ふ一日前に綾綺殿に於て鎮魂の式を行ふとあつて、其の附式には、唯當日御衣振動及び絲結の式を行ふと見えて居るだけである。延喜式にも鎮魂御魂一同尋常とある。但し昔は鎮魂祭と申したものであるに、皇室令には總べて鎮魂の式と言は

れて居るは注意すべき事であるが、其の御衣振動といひ、絲結といひ、何れも皆鎮魂祭に行はれる重なる行事であつて、且つ祭祀令中に收められたるを見ても、一種の祭式たる事は争はれぬ。

さて我神話古傳説を見ても知られる通り、古代の思想では、人には種類の靈魂があつて、和魂といひ、荒魂といひ、幸魂といひ、奇魂といひ、それぞれ其の作用を異にするもので、人の死後は勿論、生存中でも、體外に遊離する事があつて、人が病に罹るも、死ぬるも、これに基く事と思はれて居た。そこで、それ等の魂を體内に鎮め、若しくは招ぎ寄せる事、即ち招魂といふ事を行つたものである。鎮魂祭の意義も全くこれに外ならぬ。舊事紀に神武天皇の元年、宇摩志摩治命が宮殿の中に、其の父饒速日命の天から傳へ來た天璽瑞寶を祭つて、天皇皇后の御魂を鎮め、寶祚の長久を禱つた事が見え、それが所謂鎮魂祭の起源とせられて居る。此の瑞寶は總べて十種あつて、其の中には生玉、死反玉といつて、死人が

其の古例

甦る奇效を奏するといふものもある。此の祭には神魂、高魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮賣、御膳、辭代、主の八座の神々を祭る。祭日は十一月中寅日となつて居る。當日は笛を吹き、琴を彈ずる間に、御巫が宇氣槽を覆せて、其の上に立ち、矛を以て一から十まで槽を衝くと、神祇官人が絲を葛宮に結び、女藏人が御衣の箱を開いて振動する。此の絲を結ぶのは、即ち御玉緒を結ぶ義である。又宇氣槽を覆せるといふ事は、神代に天照大神が天岩戸に籠られた時、天鈿目命が行はれた故事から來て居るので、神憑、即ち神の乗り移られる爲めの方法として行ふのである。斯様に鎮魂の式を行つて、天皇の御魂を鎮め奉り、玉體の御安泰を禱つた後で、大嘗祭を行はせられる事となるのである。

十五 神宮皇靈殿・神殿並官國幣社勅使發遣

登極令には、大嘗祭御舉行について、神宮皇靈殿・神殿及び官國幣社に

神宮皇靈

殿神幣社  
官國幣社  
勅使發遣

即位禮と大嘗祭

一四六

勅使を御發遣になつて御奉幣になると見える。其中、官國幣社に勅使御發遣の事は、昔には無い事であるが、ただ大嘗祭の當日、神明祇官が幣帛を諸神(祈年祭の班幣に預る神)に班つことがこれに相當するやうである。それが御即位の大禮に無くして此の大嘗祭にのみあるは如何いふ譯かと申すに、大嘗祭に於ては是等の神々に對して御祭を行はれるからである。(此の意味から申せば官國幣社以下の神社にも何とかして均霑させられたいやうにも思はれる) 此の奉幣使發遣の儀は神宮・神武天皇の山陵・前帝御四代の山陵に勅使發遣の儀に準ずるとある。但し地方長官に勅使を命ぜられた場合は大禮使長官が祭文と幣物とを拜受して各地方廳に届けるのである。

十六 大嘗祭當日神宮・皇靈殿・神殿奉幣並賢所大御饌供進

神宮皇靈  
殿神幣奉  
幣  
賢所大御  
饌供進

登極令には、大嘗祭の當日、神宮及び皇靈殿・神殿に奉幣の事がある。此の當日の奉幣は昔は無い事で、ただ前にも述べた如く、八月下旬の大嘗祭があるだけであつた。登極令には尙ほ當日、京都の賢所で、大御饌供進の儀がある。これは恰も御即位の御大禮當日の賢所大前の儀に相當するが、大嘗祭で天照大神を始めとして御親祭に相成る事故、天皇皇后兩陛下の御代拜で濟ませられる。

十七 大嘗祭と潔齋

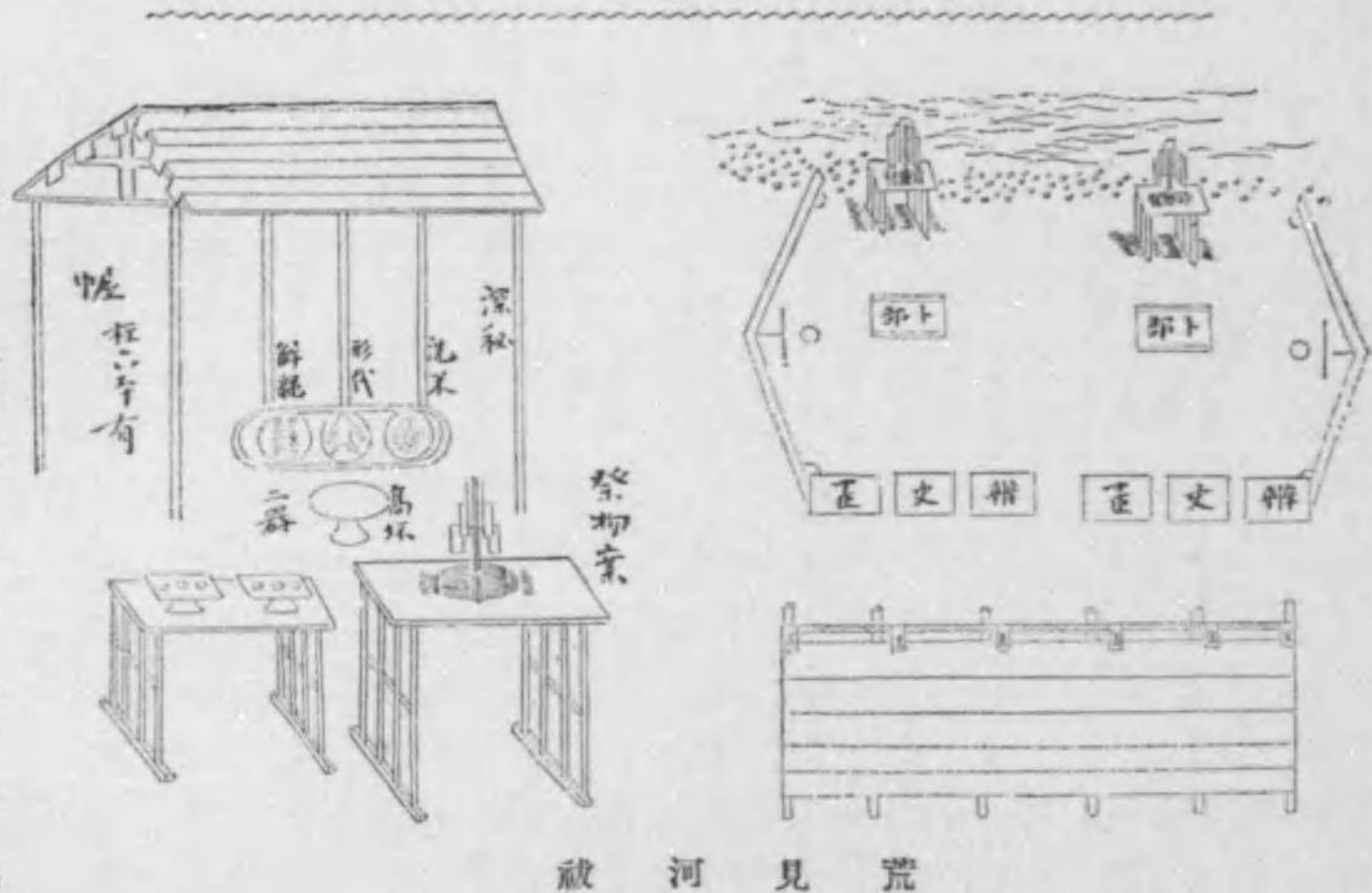
潔齋の必  
要

大嘗祭は國家の最大神事であるから何はさておき、祭神の要件として嚴重の上にも嚴重に潔齋を專要と致さねばならぬ。以前は大嘗祭の職員を任命せられるにも、用材を山から切出だされ、建物を建てられるにも、一々其の人や山や日時などを卜はれたが、これは神意を窺はれて、卜に合つたものだけを御採用になる譯である。そこで十一月から

例 御禊の古

祓 荒見河の

即位禮と大嘗祭  
 は散齋となるから、これまでの汚穢を淨め給ふ爲めに、河上に行幸になつて御禊といふ事を行はせられ、それから忌火、御飯を供する儀がある。水上に於て祓を修する事は、古く印度にも支那にも行はれた事で、日本では神話の中に、伊弉諾命が橋、小戸、櫛原に於て御禊のあつた事が其の起源となつて居る。大嘗祭についても、檢校行事以下は任命せられると共に、其の家々に今日より僧尼、重輕服觸穢の人参入すべからずとの神事簡を立て、九月に、それ等職員どもの荒見河祓といふ事が行はれた。これは後世専ら葛野郡紙屋川に於て行はれた事である。天皇の御禊は昔から其の場所が一定して居なかつたのであるが、仁明天皇以來は専ら鴨川に於て行はせられる事となつた。此の行幸の行装は餘程特色のあるもので、先づ節旗を進めると、乘輿出御になる。大臣が節旗の下に立つて百官を指揮するから、これを節下、大臣と申す。當日騎馬の人々は唐鞍を用ゐ、關白は唐車を用ゐ、轟や鉦鼓が行列に交つて、夥



第四 大嘗祭 十七 大嘗祭と潔齋

しい人数が供奉するのであるが、其の男女の行装華奢を極め、綾羅錦繡路頭を照したといはれる。されば上皇を始め奉り、僧俗貴賤の棧敷が途中に建て列ねられ、群集して見物したものである。然るに東山天皇の貞享四年大嘗祭御再興の時、河上の御禊は御止めになり、略式に従はれて、清涼殿の晝、御座で形ばかりの式を行はせられる事となつた。登極令に御禊の事載つて居らぬのは、矢張支那風の行事であるからであらう。今回の御大典について、民間には此の御盛儀の再

佛事僧侶  
忌避の古  
例

興を望むものもあるさうである。昔も今も御禊はもとより神事に取  
つて必要の事であるに相違はないが、今日では河水必ずしも清淨とい  
はれぬから、別段河上行幸の儀はあらせられずとも、御潔齋だに御充分  
にあらせられたらば、御結構のやうに考へられる。但し此の御禊行幸  
が、三代實錄光孝天皇に、天皇踐祚之年十一月修大嘗會祭先一月修法駕  
建旗鼓行臨水盥禊之例也、是日聽京城萬民會聚縱視と見えたる如く、萬  
民拜觀の間に行はれるは御大典の御趣意に相應はしきことである。  
尙ほ此の潔齋に關聯して述べたい事は、朝廷では御歴代佛教を御尊  
崇相成り、宮中に於ても、宮門跡始め僧侶が出入して恆例臨時の誦經祈  
禱等を行はれ、大内裏の中にも眞言院などある程であるが、大嘗祭の時  
は格別であつて、非常に汚穢を厭はれ、齋宮の忌詞の如く、死ぬことを奈  
保留といひ、疾病を夜須美といひ、血を赤汗といふ類の一種の忌詞が出  
來る程であつたから、僧尼の宮中への出入を差留められ、佛經の如きも、

忠通の佛  
事に對す  
る頼長の  
非難

貞享四年  
の實例

當分他所へ移される例である。例へば康治元年近衛天皇の大嘗祭の  
時、散齋であつたに拘らず攝政忠通が僧侶を召して佛事を行つたので、  
日本は神國でありながら、大嘗祭以前苟も攝政たる者が齋月に佛事を  
行ふは恐れ多いと、時の左大臣頼長は攻撃して居る。(台記) 又貞享四年  
大嘗祭御再興の時は、十月二十八日から十一月晦日までの間は、宮門跡  
でも参内は勿論、御使も御無用と達せられ、寺々の鐘を撃つ事をも禁ぜ  
られた。當時の醫師は法體であるから、特に衣冠を著けて出入せしめ  
られ、宮中の屏風障子等の繪に法師のあるものは皆撤せられ、撤し難い  
ところは紙を貼らせられ、古今和歌集を始め家集まですべて歌書の御  
覽を御控になつた。これは歌の中には哀傷の歌もあれば、作者に僧侶  
の交つて居るからである。又大嘗祭参列の人々に向つては、衣服を新  
調せよとの仰があつた。それについて時の妙法院門主堯恕法親王の  
御批評が御日記に見えて居る。その大意は凡そ神事に僧尼を禁ずる

堯恕法親  
王の御批  
評

のは、其の天竺の風俗で、日本の風俗でないからであるとすれば、此の度僧尼の繪だけに紙を貼つて賢聖障子以下唐人の畫いてある繪に貼らないのは何事であるが。髪のあるものだけが日本の風俗であるまい。神事に寺々の鐘を停止になつた譯も、鐘聲が耳に入れば耳根清淨ならざるが爲めであるならば、眼根の清淨ならぬも忌まるべき筈で、比叡山・愛宕山・淨土寺山・阿彌陀峯等の如き、宮中から皆見えるところにあるに、これを見る事を何で御停止にならぬか。古今集は神道やんごとなき傳授の隨一である。神道の中に穢物があらうか。さりとて和歌の道を知らぬばかりか、抑、亦神道をも知らぬものであるといつて、餘程御憤慨の意味に窺はれる。尙ほ同じ頃の事、装束について地下の輩から用意の束帯は毎度御法事御葬禮等の時に着用したものである。今度衣服等でさへ新調せよとの御沙汰であるから、束帯の料を拜領して新調致したいと願ひ出でた。それを聽届ける事になれば多分の費用を要

する爲めか、攝政の答に、祓をして著れば苦しうないとあつたとかで、同じ御日記に其の矛盾を笑つて居られる。兎も角もこれに據つて、大嘗祭に汚穢を嫌はれる事が、随分極端にまで達して居た趣が窺はれる。

#### 十八 大嘗宮の裝飾

大嘗祭について重なる建物が三種ある。大嘗宮廻立殿・膳屋がこれである。大嘗宮とは悠紀・主基兩殿の總稱である。此の建物の所在は昔から一定して居らぬ。大極殿に御即位の御大禮を擧げさせられた時代には大概龍尾壇の前面の庭上に建てられた。後三條天皇の御即位の時は大極殿の焼けた爲め、太政官廳にて御即位遊ばされたが、其の後大極殿が御造營になつたので、大嘗祭は矢張龍尾壇の前庭の大嘗宮で行はせられて居る。近世紫宸殿で御即位を行はせられるやうになつてからは、其の南庭に大嘗宮を建てられる事になつた。明治天皇が

大嘗宮の  
位置

東京の吹上御苑にて大嘗祭を行はせられたのは、御歴代中唯一の異例である。登極令には大嘗宮の御場所は御規定になつて居らぬが、天皇皇后兩陛下が廻立殿に渡御の前に頓宮に著御とあるに據つて紫宸殿でない事が窺はれる。仄に承れば、大宮御所に御造營になると申す事である。若し左様の場合とならば、頓宮とは即ち大宮御所を指す事になるであらう。大極殿時代と違つて今日の紫宸殿と南庭とは、如何にも御手狭でもあり、且つ昔と違つて、御即位の御大禮後間もなく大嘗祭を行はれる御都合もあらせられるから、紫宸殿の南庭では、旁御不都合の譯かと察せられる。

悠紀主基  
兩殿の祭  
神  
從來の諸  
説

大嘗祭に於ては、悠紀主基の兩殿に分れて神事を行はせられるのである。それについて昔から悠紀殿には天神を祭られ、主基殿には地祇を祭られるといふ説が一般に行はれ、又悠紀殿では天照大神に神饌を供せられ、主基殿では天神地祇に供せられると解するもある。大嘗祭

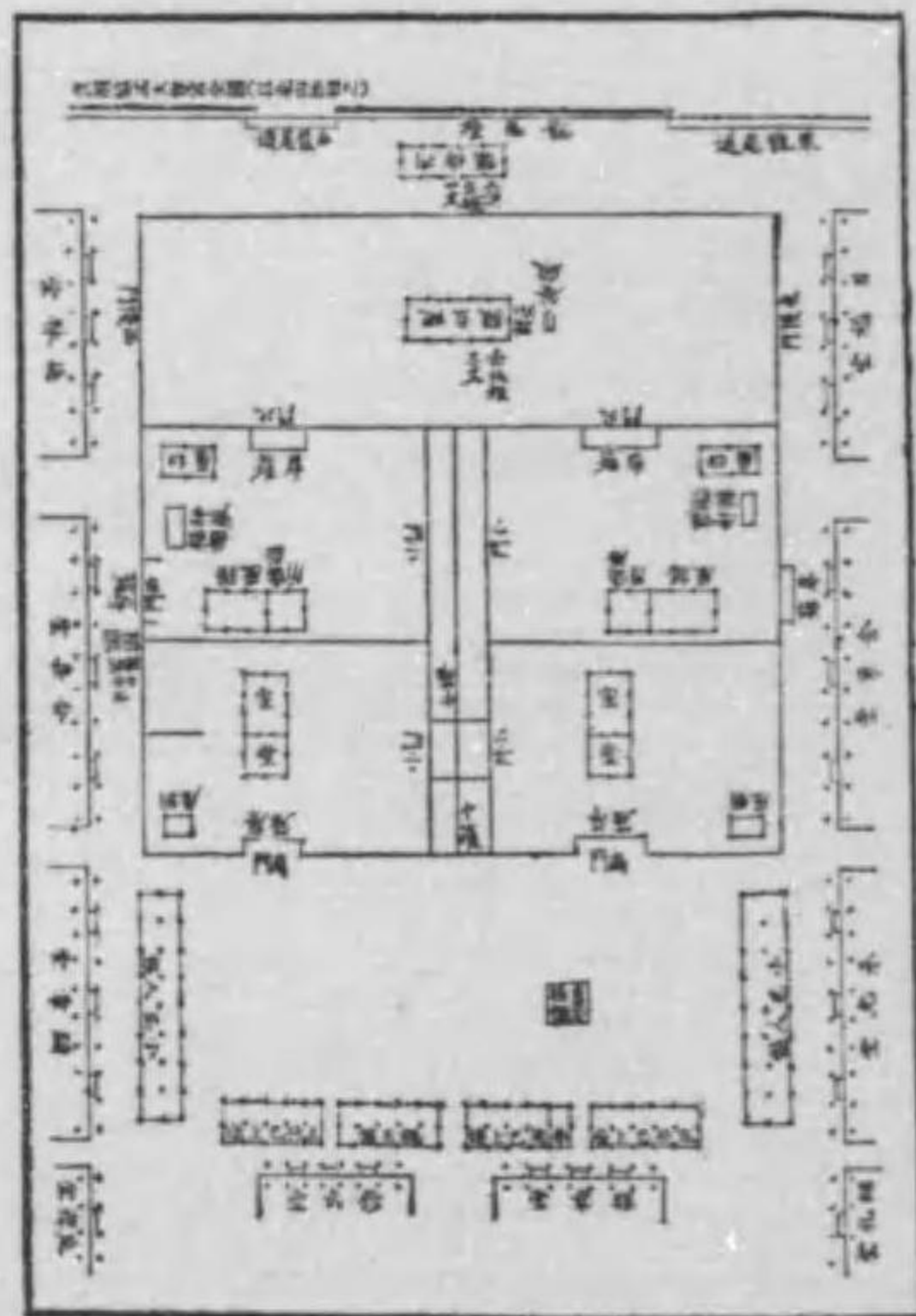
が天皇の天神地祇を御祭になる事申すまでもないが、悠紀主基の兩殿に分れて此の御祭のあるといふ事は確かなものに見えて居らぬ。これは畢竟古く主基を次と書いた假借の文字に捉はれて天神と地祇との別を立てた説に過ぎまいと思はれる。又悠紀を天照大神、主基を諸神の御祭とするは、職員令の大嘗の義解に、謂嘗、新穀、以祭神祇也、朝諸神之相嘗、祭夕、則供新穀、於至尊也とあると、桃萼殘輝に至尊は天照大神也と解したのに據つたものである。義解の文には、朝の祭を先きに、夕を後にしてあるが、九條年中行事や江家次第の采女の詞にも、夕の御膳、夕供神物とも書く。宵の御饌の事を先きにして、曉の御膳、曉供神物とも書く。曉の御饌の事を後にすべきは明らかであるから、悠紀殿の夕の御膳は天照大神に供へられ、主基殿の曉の御膳は諸神に供へられると見たものである。(標注令義解校本) それについて又義解の朝とは大嘗祭の朝夕の大御饌の事を大概にいひ、夕とは辰巳の節會の御直會の事を申



したものであらうとの説もある。(古史傳)さりながら所謂至尊とは公式令にも現人神即ち天皇を申上げる語で、義解の文は大嘗祭義解では大嘗新嘗の二つを意味して居るに、天皇が天神地祇に新穀を供へられ、親らも御直會のあらせられる事を、例の漢文の修辭から朝夕と分けて對句にしたまでの事で、別に深い意味があらうとは思はれぬ。これを以て悠紀殿に天照大神を祭られ、主基殿に諸神を祭られると解するは誤りである。大嘗祭の御儀式を見ても、悠紀と主基との間には、何の變りもなく、祝詞の上でも亦同様であるから、本居宣長等の既に論じた如く、悠紀も主基も全く同じもので、優り劣りがあるではなく、ただ同一の祭を夜から曉にかけて兩殿で行はれ、夕曉の神饌を供せられ、御親祭があるものと見た方が、妥當であらうと信ずる。

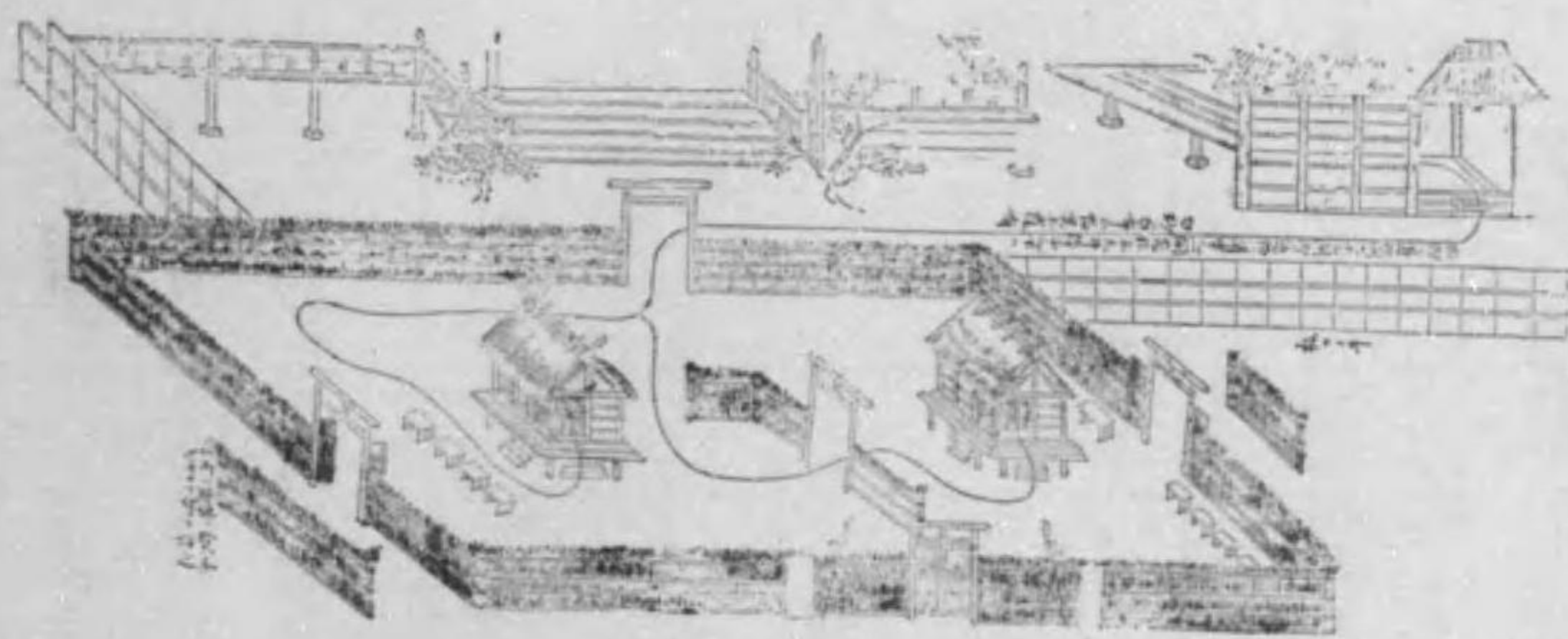
悠紀主基兩殿は廻立殿及び膳屋と共に大嘗祭前數日の間に急造せられるもので、貞觀儀式にさへ、大嘗祭の一週間前に鎮祭をして、工事に

著手し、諸工一時に手を起すと見えて居る。近世でも大嘗祭の當日から四五日前までに造り了へるとあるから、二三日の間に落成する譯であつて、如何に質素な構造であるかを思ひ浮べられやう。貞觀儀式で



大極南庭大嘗宮平面圖

は東西二十一丈五尺、南北十五丈を宮の敷地として、これを中分し、東を悠紀院、西を主基院として、周圍に柴垣を廻すこととなつて居るが、紫宸殿の南庭が敷地となつてからは、甚狭隘の事でもあり、東西十六間、南北十間に狭められた。四方の柴垣間に柴垣を樹てる。貞觀儀式祭の前日に、椎の枝を柴垣一面



紫宸殿南庭大嘗宮

にさし廻らす。これを椎の和惠といふ。南北の門を入つたところにも、亦同様の柴垣を樹てる。南北の柴垣の門に直角をなして、柴垣を樹て、中央に鳥居形の門を建てる。此の門の東に悠紀殿が建てられ、西に主基殿が建てられるのである。(此の中籬は貞観儀式では長十丈で、南の端に路が通つて居る) 其の建方は南北五間、東西三間である。(昔は長四丈、廣一丈六尺の定であつた) 材料は黒木(皮附の木)を用ゐ、屋根は萱にて葺き、其の上に、これも皮附の木で棟を附け、堅魚木を載せ、千木を出す。(儀式には總べて葛で結ぶと見えて居る) 南北五間の中で、北の三間を仕切て内陣とし、

廻立殿の構造

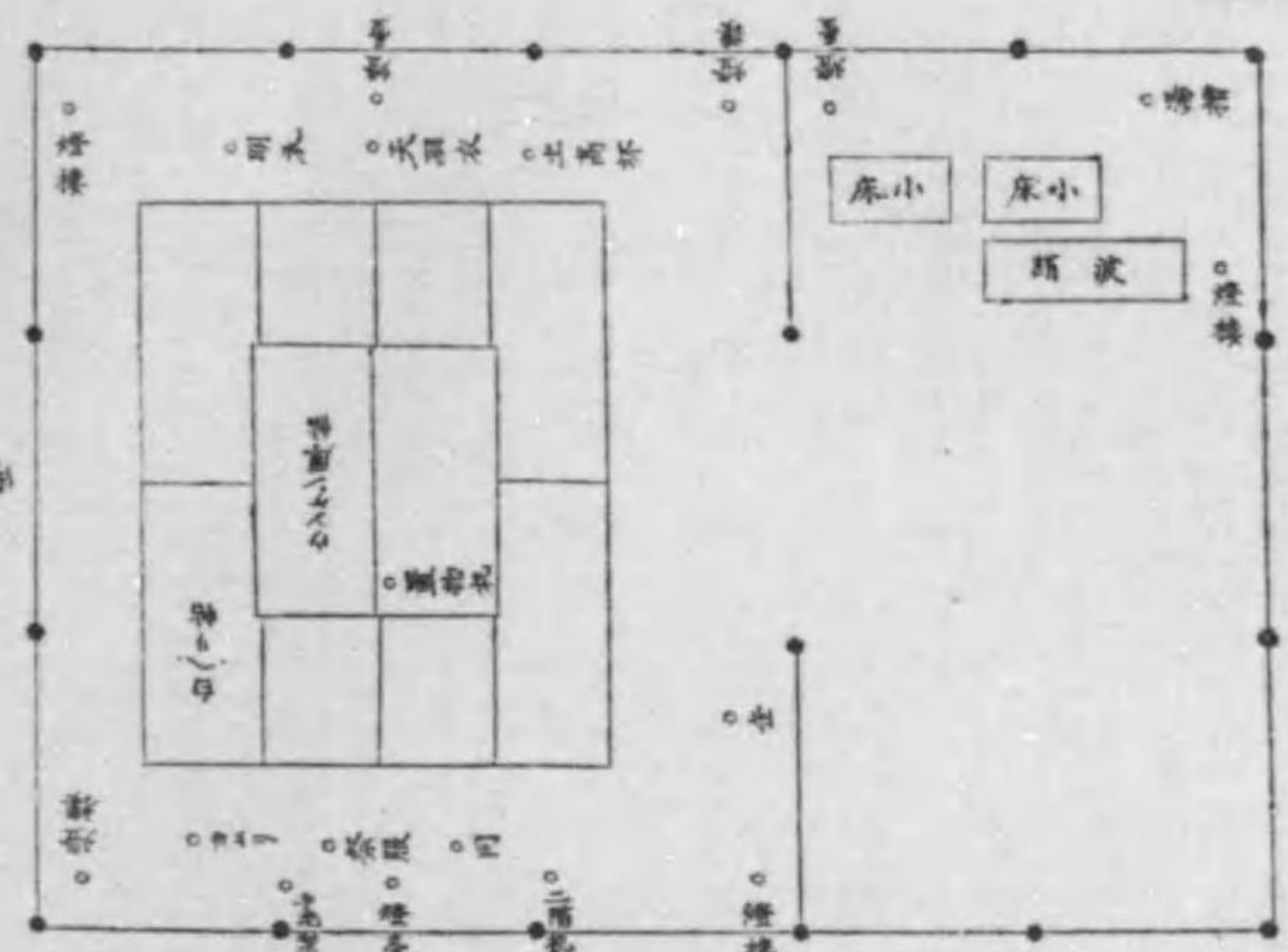
(儀式ではこれを室と書いてある) 南の二間を外陣とする。(儀式では堂と書いてある) 周囲の外縁は竹簀、子になつて居る。四方には、壁の代りに、近江表(席の事)をあて、牀には阿都加草といふ青草を敷き、播磨竹の簀子を取りつけ、其の上に近江表を敷く。南と西とに階がある。悠紀殿と主基殿とは構造が同一であるが、千木の片曾木が、悠紀殿では外を外であるのに對して、主基殿では内を外である。

廻立殿は昔は大嘗宮の北に建てられたものであるが、近世は紫宸殿の東庭で内侍所の西方北寄りの所に建てられ、廊下を取りつけて、本殿から往來が出来るやうになつた。これを廻立殿と申す譯は、天皇が此の所から悠紀殿へ幸し給うて、還御の後、更に主基殿に幸し給ひ、復此所に還御になるからである。構造は南北三間、東西五間(儀式では長四丈、廣一丈六尺)を五間に仕切り、西の三間を一間として、其の中の二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間として、それには竹の簀子を敷く。

膳屋の構造

即位禮と大嘗祭

膳屋柏屋とも書く。昔は食物を櫛葉シバに盛つたところから起つた名である。延喜式には料理御膳並備小齋人食院シヤウインと出でて居るも悠紀と主基に分れて神饌を調理するところである。昔は大嘗宮とともに、悠紀主基の膳屋は皆柴垣の内にあつて、悠紀主基兩殿の北に當り、中垣を隔てて居たものであるが、近世では、月華門の南廊を近江表で圍うて悠紀の膳屋に充てられ、又北廊を主基の膳屋に充てられた。尙ほ昔は膳屋に隣つて盛膳所があり、離れて白屋シラヤ神服カミモノ柵サシ其の他悠紀殿主基殿に附屬した厠まであつたものであるが、登極令には總べて載つて居



立殿内平面圖

殿に附屬した厠まであつたものであるが、登極令には總べて載つて居

大嘗宮南庭の舗設

大嘗宮門の警衛

らぬ。

登極令で見ると、頓宮には外門と正門とがあり、大嘗祭には四方に神門があり、其の南面の神門外には幄舎があつて、そこに参列の諸員が参進する。又大嘗宮の南庭には帳殿を設けられて、庭積の机代物を置かれ、又皇后陛下の御座を設けられる。その他供奉員著床の爲めの小忌の幄舎があり、神饌行立の爲めの廻廊がある。近世では東の鳥居門の内の柴垣の下に八脚案を立てて、其の上に悠紀の膳屋で料理した神饌を運んで並べ置き、それから悠紀の殿内に供したものである。(主基もこれに準ずる)

十九 大嘗祭次第

大嘗祭の當日早旦に、大嘗宮の裝飾があつて、外門が開かれる。外門の警衛には、皇宮警部がこれに當り、正門外には儀仗兵が整列する。昔

伴佐伯の由緒

佐伯部は蝦夷

は、石上榎井兩氏が内物部を率ゐて、大嘗宮の南北の門に楯杵を立て、伴佐伯が開門をすると、近衛兵衛衛門の諸衛が入つて、大嘗宮や諸門を警衛する。朝集堂の前に、隼人司に率ゐられて立つて居た隼人は、開門の合圖に、吠聲を發し、諸員が參入するのであるが、これ等諸氏が絶えた爲め、石上榎井二氏の代りに、兵庫寮の官人が、大嘗宮の南門外だけの東西に立ち、又伴佐伯の代が南門の左右の外掖の胡床に就いたのである。これ等の諸氏の中御即位の御大禮と大嘗祭とに諸門の左右に居つて開閉の役を勤めた伴佐伯は共に天孫降臨の時御先導申し上げた天押日命の子孫で、大伴宿禰である。爾來大伴氏は大伴部の兵を率ゐて、久米氏は久米部を率ゐて宮門の警衛に當つて居たが、久米氏が衰へてからは、大伴氏が久米氏を合せ、尙ほ雄略天皇の時に大伴談に佐伯宿禰の一家を立てさせられ、佐伯部の兵をも率ゐて左右宮門の開閉を擔當させられた。佐伯部はもと頑強なる蝦夷であつたが、皇化に服して後

は柔順なる衛兵として忠勤を抽んでたのである。孝謙天皇の天平勝寶元年の詔に、

又大伴佐伯宿禰常云如天皇朝守仕奉事願人等阿禮汝乃知祖乃母云來冬海行美豆久屍山行草屍王乃幣幣去死能杼不死云來人等聞召是以遠天皇御世始今朕御世當内兵心中遣(前後畧)

と仰せられたるを見ても、兩氏が後世の所謂武士道の精神を備へた精銳であつたことが知られるのである。後二氏が衰へて、他氏の人を代用せられる事となつてから後も、伴佐伯の名を諸門の警衛に留めたのは、往昔皇室の藩屏であつた祖先の功業を追懷する吾等に取つては殊の外ゆかしく感ぜられる。

さて大嘗宮の外門が開かれると、文武高等官有爵者優遇者並に夫人が朝集所に參集する。其の服装は、御即位當日の賢所大前の儀と同じ

頓宮著御